

インドネシア国

**インドネシア国**  
**紫外線殺菌装置を用いたジャカルタ**  
**特別州水リサイクル事業調査**  
**(中小企業連携促進)**  
**業務完了報告書**

平成 27 年 10 月  
(2015 年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

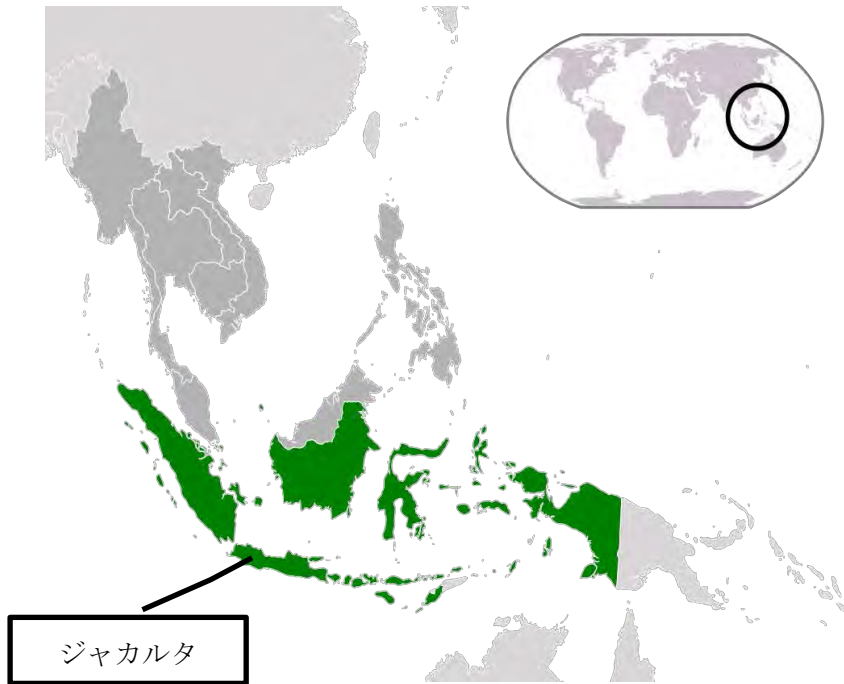
千代田工販株式会社  
エーエスジェイ株式会社  
株式会社電通

国内
JR(先)
15-087



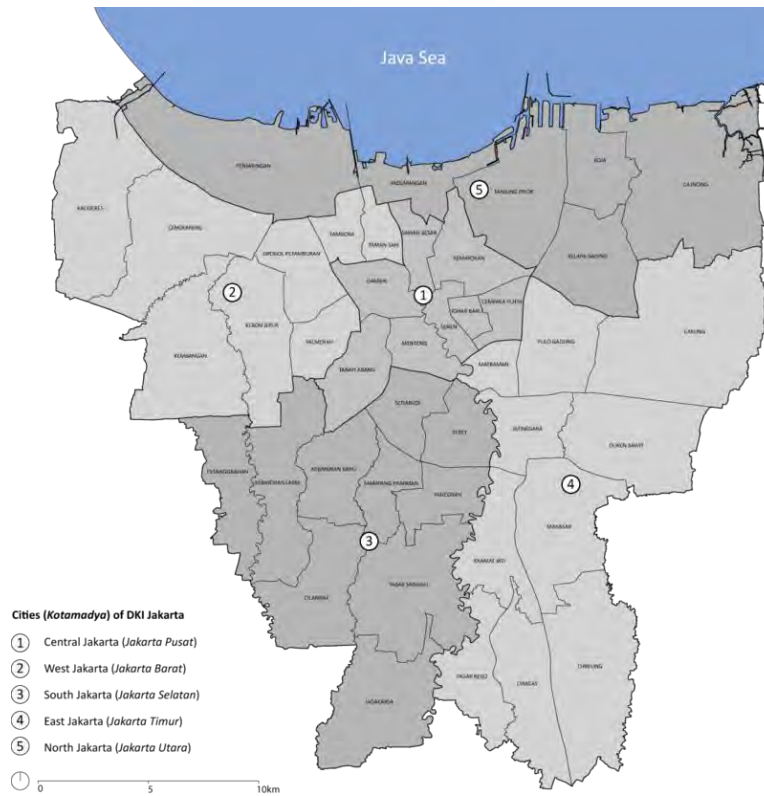
# 地図

インドネシアの地図（緑）



出典 Wikipedia

ジャカルタの地図



出典 Wikipedia

# 写真

ジャカルタ州環境管理局



環境管理局 BAWA 氏ヒアリング



中小企業省



中小企業省ヒアリング



JICA インドネシア事務所



PAM ヒアリング



IKOPIN 大学



既設水リサイクル設備調査ヒアリング



既設水リサイクル設備調査

既設水リサイクル設備調査



既設水リサイクル設備調査

既設水リサイクル設備調査



既設利水リサイクル調査 2



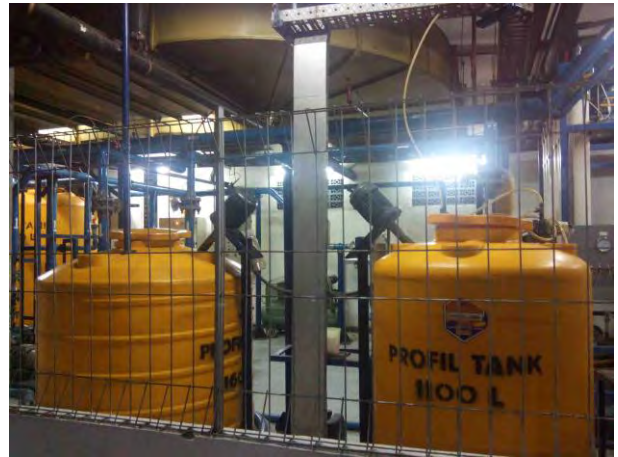
既設水リサイクル調査 2 ヒアリング



既設水リサイクル調査 2



既設水リサイクル調査 2



既設水リサイクル調査 2



既設水リサイクル調査 2



建設会社・コンサルタントヒアリング



Islamic Boarding School ヒアリング



リッポグループビル外観



リッポグループ会長ヒアリング



スーパーの飲料水売り場 1



スーパーの飲料水売り場 1



スーパーの飲料水売り場 2



スーパーの飲料水売り場 2





# 目次

写真

地図

目次

略語表

要約

本提案事業の概要

1. 事業概要 .....	1
2. 事業の背景と目的 .....	3
2.1. 自社の既存事業の概要 .....	3
2.1.1. 千代田工販の概要 .....	3
2.1.2. エーエスジェイの概要 .....	3
2.1.3. 事業の核となる商品の概要 .....	3
2.1.4. 千代田工販の海外戦略及びこれまでの実績 .....	3
2.2. 当事業を発案・検討した背景・経緯 .....	4
2.3. 当事業の目的と必要性 .....	5
2.4. 当事業における本調査の位置づけおよび、調査の実施概要 .....	5
3. 事業対象地域・分野が抱える開発課題の現状 .....	7
4. 投資環境・事業環境の概要 .....	9
4.1. 外国投資全般に関する各種政策及び法制度 .....	9
4.1.1. 担当機関 .....	9
4.1.2. 主要法規 .....	9
4.2. 税法 .....	12
4.2.1. 税務当局 .....	13
4.2.2. 税務上の問題点と留意点 .....	16
4.2.3. その他 .....	17
4.3. 提案事業に関する各種政策及び法制度 .....	18
4.3.1. 駐在員事務所に関して .....	18
4.3.2. 法人設立（新規投資） .....	20
4.3.3. 現地法人との業務提携 .....	21
4.3.4. 現地法人への資本参加 .....	22
4.4. ターゲットとする市場の現状（非公開） .....	22
4.5. 販売チャネル（非公開） .....	22
4.6. 競合の状況（非公開） .....	22
4.7. サプライヤーの状況（非公開） .....	22
4.8. 既存のインフラ（電気、道路、水道等）や関連設備等の整備状況 .....	22

4.9. 社会・文化的側面 .....	23
5. 事業戦略（非公開） .....	24
6. 事業計画（非公開） .....	24
7. 本事業を通じ期待される開発効果 .....	24
7.1. 開発効果が期待できる時期と持続性 .....	24
7.2. 裨益対象者や裨益エリアの概要 .....	24
8. 現地 ODA 事業との連携可能性 .....	25
8.1. 連携事業の必要性 .....	25
8.2. 連携事業の内容と期待される効果 .....	25
9. 事業開始までのアクションスケジュール（非公開） .....	25

別添資料 A ジャカルタ州政府環境管理局「地下水の価格設定と都市部の規制」

別添資料 B 2014 年ネガティブリスト

# 中小企業連携促進基礎調査

## 業務完了報告書図表目次

### 図一覧

図 1 ジャカルタ特別州における地下水の取水ゼロに関する推奨.....	4
-------------------------------------	---

### 表一覧

表 1 洪水後に発生する感染症の原因と種類.....	7
表 2 損金と益金の主な例.....	14
表 3 源泉徴収の対象となる所得と課税率.....	15
表 4 外国人駐在員のビザ取得手順.....	19
表 5 インドネシア各都市の最低賃金（月間）について（単位：IDR）.....	20

## 略語表

略語	インドネシア語	英語	日本語
AOP		Advanced Oxidation Process	促進酸化技術
BADORA			外国企業・外国人対象税務署
BKPM	Badan Koordinasi Penanaman Modal	The Investment Coordinating Board	インドネシア国投資調整庁
BPKP	Badan Pengawasan Keuangan dan Pembangunan		会計監査院
CIF		Cost, Insurance and Freight, named port of destination	運賃・保険料込み・指定仕向港
DGT		Directorate General of Taxation	国税総局
FTZ		Free Trade Zone	自由貿易地域
HGB	Hak Guna Bangunan		建設権
HGU	Hak Guna Usaha		事業者権
HP	Hak Pakai		地上使用権
IDR	Rupiah	indonesian rupiah	インドネシアルピア
IDX	Bursa Efek Indonesia	Indonesia Stock Exchange	インドネシア証券取引所
KANWIL	Kantor Wilayah		地方国税局
KBLI	Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia	Indonesian Standard Industrial Classification	インドネシア標準産業分類
KPP	Kantor Pelayanan Pajak		税務署
LTO		Large Taxpayers Office	大規模納税者税務署
MTO		Medium Taxpayers Office	中規模納税者税務署
NJOP	Nilai Jual. Obyek Pajak		不動産課税評価額
PAM	Perusahaan Air Minum		水道局
PBB	Pajak Bumi dan Bangunan		土地建物税
PMA	Penanaman Modal Asing		外国資本により設立された会社
PMDN	Penanaman Modal Dalam Negeri		インドネシア内資企業
PT	Perseroan Terbatas	Limited Liability Company	株式会社
SEZ		special economic zone	経済特区
VAT		Value Added Tax	付加価値税

## 要約

### 【事業概要】

本事業は、千代田工販株式会社（以下、千代田工販）がエーエスジェイ株式会社（以下、エーエスジェイ）と連携し、インドネシア国ジャカルタ特別州において日本の高度な水リサイクル技術（装置、エンジニアリング）を用い、水リサイクル事業を展開していくことを目的とする。本事業を通じ高品質な水資源を提供するとともに、水に起因する問題を多く抱える現地の課題解決に貢献し、災害リスクの緩和・公衆衛生の改善に寄与していく。

本事業の高効率な水リサイクル（リサイクル率 90%以上）と高品質な水（飲料水以上のレベル・原水のレベルが高ければ純水レベルのリサイクル水）の供給により、地下水の汲み上げ水量を減少させ、経済成長と人口増加による慢性的な水不足の緩和を通じた生活水準の向上、および地盤沈下の抑制による災害リスクの緩和と感染症の蔓延を防ぐことで、公衆衛生の向上を目指す。

本事業では初期においては高品質の水リサイクルシステムを導入する可能性の高い日本企業・現地大規模工場・新規大型開発を中心に受注活動が続けることで実績を積み、千代田工販の高い技術力をアピールする事で、現地での水リサイクルに対する理解が進み市場形成の一翼を担っていく。

現状の市場に合わせて本事業では、紫外線殺菌装置を用いた高品質の水リサイクルシステム（飲料水以上のレベル・原水のレベルによっては純水レベルのリサイクル水）が必要な食品・半導体・自動車などの大規模工場向けのシステムと現地水道水レベルの紫外線殺菌装置を用いない水リサイクルシステムの 2 通りのシステムを基本として受注活動を行なっていく事とする。また既に現地の水道水レベルの水リサイクルシステムを持つ事業所に対しては紫外線殺菌装置単体での販売も計画している。

### 【事業の背景と目的】

本事業の対象地であるジャカルタ特別州では、経済成長によって工業用水、生活用水の需要が高まったが、地下水の揚水量が急増し、それによって地盤沈下や洪水、および洪水に起因する感染症の発生が頻発している。

現状の水資源不足および起因する災害リスクの対策として、ジャカルタ特別州政府地域環境管理局（Jakarta Provincial Government Regional Environment Management Board、（当時。現在は水資源総局、Jakarta Water Management Office）以下、ジャカルタ特別州環境管理局）は、2012 年に発表した地下水の価格設定と都市部の規制」において、地下水に代わる水資源として（1）静的地表水（湖）と動的地表水（川）、（2）雨水の貯留と処理、（3）使用済みの水の再利用、（4）塩水（海水および汽水）の淡水化、（5）（最後の代替案として）浅層地下水の 5 つを挙げている。また、同発表中において、2015 年から 2030 年までの 15 年間で順次ジャカルタ全域での地下水の取得をゼロとする目標が掲げられている。

直接的な洪水被害の対策としては、河川の浚渫や堤防を作る等の公共事業も有効と思われるが、費用が莫大になるため現地自治体にとっては現実的ではない。その中で、ジャカルタ特別州環境管理局を始めとする自治体では山間部への植林など、時間はかかっても抜本的な解決策を求めており、増え続ける水需要や水質汚濁、地盤沈下、洪水被害、疾病の解決策として、水のリサイクル事業を進めようとしている。

2013年、エーエスジェイはジャカルタ特別州環境管理局より水リサイクル事業への参加依頼を受け、ジャカルタ特別州の水リサイクル事業に取り組むにあたり、日本国内における紫外線殺菌装置を用いた水リサイクル事業で実績をもつ千代田工販への協力を依頼した。現在、ジャカルタ特別州には千代田工販のステリトロンが納入されている日系工場が6工場あり、千代田工販としてもさらなる事業拡大が見込める案件として、共同して事業に取り組むこととなった。

各種研究や報道においても水の問題を解決することが急務とされているため、ジャカルタ特別州環境管理局からの本提案への期待も高く、最終的に水リサイクル事業のフラッグシップとなるようなシステムの提案・導入が出来れば、ジャカルタ特別州環境管理局の思惑通り停滞している水リサイクル事業も進めることが可能となる。また、多くの事業所が水リサイクルを導入する事になれば、雇用の創出やノウハウの移転等で現地の裨益対象者も増える事が期待される。

本事業では、千代田工販がステリトロンという独自技術をベースとした水リサイクルシステムを用いジャカルタ特別州環境管理局の推進する水リサイクル事業へ参入することと、すでにステリトロンを納入した工場からのメンテナンス等の受注が可能な現地法人設立を目的としている。

千代田工販が1973年に開発した紫外線殺菌装置ステリトロンは多くの食品メーカーに導入されており、国内メーカーのインドネシア進出に伴い、現地での納入機器のメンテナンス依頼が増えていたが、日本メーカーの工場のメンテナンスだけでは採算が取れない為、二の足を踏んでいた。一方、エーエスジェイは昨年環境管理局より水リサイクル事業への参加依頼を受けており、日本国内において紫外線殺菌装置を用いた水リサイクル事業で実績を持つ千代田工販への協力を要請してきた。千代田工販もメンテナンス事業と違い、水リサイクル事業は採算性を見込める事やエーエスジェイがメンテナンス技術を有する事から、エーエスジェイと共同でインドネシア進出事業に取り組む事となった。この共同事業は、千代田工販のステリトロンという独自技術をベースに、エーエスジェイの持つ環境管理局へのコネクションとメンテナンス技術・エンジニアリング技術を活かしてジャカルタ州の水リサイクル案件と既納入工場のメンテナンス受注に取り組むものである。千代田工販としては、懸案であったアフターサービスと採算性の高い新規事業の獲得という2つの課題を一挙に解決出来るため、インドネシア進出の好機と考えている。

#### 【事業対象地域・分野が抱える開発課題の現状】

ジャカルタ特別州では工場、工業団地、大型商業施設、オフィスビル等が次々と建設されているが、上水道の老朽化と相次ぐ停電による水質汚濁、そして増え続ける水需要に対

応するため多くの施設が井戸を掘り、地下水を汲み上げてきた。

この結果、当該地域では地下水の枯渇および塩害と地盤沈下を招き、ジャカルタ特別州東部では海岸線から 10km 内陸の地域において地下水が塩化しており、かつ年間 2-34cm の地盤沈下が起こっている。更には周辺山間部の森林伐採により山の保水機能が低下して雨季には雨水が地盤沈下した地域に流れ込み洪水を頻発させている（最近では 1996 年、2002 年、2007 年、2013 年、2015 年に洪水が起こっており、2013 年の洪水では約 2 万人が避難）。また、洪水被害に起因する感染症について懸念がされ、同様の被害を最も受けるのは貧困層などの社会的弱者や、子ども、高齢者などが中心であると推察される。Jakarta Post が掲載した記事によれば、洪水後の感染症は大きく分けて 3 つのタイプに分けることができる（下表 1）。

表 1 洪水後に発生する感染症の原因と種類

感染の原因	感染症の種類
(1) 食糧・水に起因するもの	コレラ、赤痢、ロタウイルス、腸チフス
(2) 媒介動物（蚊など）に起因するもの	デング熱
(3) ねずみに起因するもの	レプトスピラ症

(Beware of post/flood diseases, Jakarta Post より作成)

同記事において、これらの感染症が洪水のあとに突発的に発生したとの記載があり、2014 年の洪水後 2 週間程度で 20,000 人以上が水に起因する病気を発症したと西ジャカルタ健康局支局が発表している。

上記の課題に対し、ジャカルタ特別州環境管理局ではこの地下水の枯渇、地盤沈下、洪水を防ぐため、新規の井戸の掘削を基本的には禁止しているほか、既に井戸を持っている事業所に対しては許可制とし、3 年に一度の更新時期には水のリサイクルを始めるよう指導してきた。しかし、事業所側の投資額が大きくなるといった経営上の問題に加えて、水リサイクルに対するイメージの悪さ（汚水をリサイクルして再利用することに対する拒否反応等）、システムに対する信頼性の低さ、現状で導入しているシステムの能力の低さ（回収率が 35%。本提案のシステムは 90%以上）、システムにもよるが導入後数年ほどで投資を回収し、その後はジャカルタ特別州環境管理局に井戸使用料を支払う必要が無い事に対する理解の低さ等から思うようにリサイクル化が進んでこなかった。

井戸水の使用量の減少が見られない状況に対して、ジャカルタ特別州環境管理局は事態を重く受け止め、2015 年にはジャカルタ特別州の一部（北部）で地下水取得ゼロの推奨が開始されている。今後 2030 年までの 15 年間で北中部・中南部・南部と順次ジャカルタ全域での地下水の取得をゼロとする目標が掲げられており、代替となる水資源の確保が喫緊の課題となっている。そのため、本事業はこの水資源の確保という課題解決に大きく貢献すると考えている。

#### 【投資環境・事業環境の概要】

### (1)外国投資全般に関する各種政策及び法制度

インドネシアの法令は、最高法規とされる憲法のほか、その下位法令として、国民協議会令、法律・法律に準ずる政令、大統領令、および地方自治体令等が順に序列されている。インドネシアの法制度は全体として非常に難解であるとされており、外国企業が進出する際には留意が必要である。その要因としては、法令がインドネシア語で作成されていること、法令間での整合性に矛盾点が存在するなど、外国企業の進出の障害となりうる事項が多く存在している。

上述したインドネシアの法体系のうち、外資導入に係る端緒は1967年に制定された外国投資法である。のち1994年の改正によって、外資に対する規制が緩和され、規制業種・禁止業種を除き外国資本100%による企業設立が認められた。その後2007年には、外国投資法、内国投資法に置き換わる形で、投資全体を包含する新投資法（2007年法律第25号、英名 New Investment Law）が制定された。

### (2)その他関連政策

#### ①2014 ネガティブリスト（2014年大統領令第39号）

従来（2000年大統領令第96号、同118号）の「投資において外資参入が認められない事業分野、および条件付きで外資参入が認められる事業分野」が2007年の大統領令により改訂され、2010年、2014年にそれぞれ当該大統領令が改定されたことで、このネガティブリストも改定された。

2014年ネガティブリストは、新投資法に基づき制定され、インドネシア標準産業分類（KBLI）ごとに外国投資が制限される事業および制限態様の詳細を定めている。2014年ネガティブリストに掲載されていない事業については、外資も自由に投資することができる。

#### ②日・インドネシア経済連携協定（2007年）

日本およびインドネシアの両国政府は、物品およびサービスの貿易の自由化および円滑化、投資の保護、自然人の移動、エネルギー・鉱物資源分野における投資環境の整備、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大等について日・インドネシア経済連携協定を締結し、2008年7月1日に発効した。日・インドネシア経済連携協定の発効により、物品の貿易に関しては最終的には日本からインドネシアへの輸出貿易額（2004年度）の約90%、インドネシアから日本への輸入貿易額（2004年度）の約93%の関税が段階的に撤廃される予定である。

### (3)既存のインフラ電気、道路、水道等）や関連設備等の整備状況

水リサイクルシステム、ステリトロンを稼働させる為には、現地の電力事情を把握しておく必要がある。停電により断水が発生すると、リサイクル装置再開時にサビ等が流れ出る恐れがあるため、停電には特に注意が必要である。国際協力銀行（2012）によれば、ジャカルタ東部の工業団地周辺では深刻な電力不足は報告されていない。停電の頻度も年3回程度で、毎回の停電時間も平均で1時間に満たないものとなっている。3年前に初めて現



地調査に行った際は現地に滞在する 1 週間程度でも 1~2 回の停電があったが、今回の 2 度の現地調査では 1 回も停電は無かった。また 10 社を超える水リサイクル導入候補企業でのヒアリングでも停電の事は心配していなかった。こうしたことから、ここ 3 年ほどの間にジャカルタ全域での電力事情は大きく好転していると考えられる。ただし、電圧が不安定になり、変動幅によって機械が停止する可能性があるため、電源の安定化装置や非常用の電源装置の導入の必要性についても今後検討していく。

#### (4) 社会・文化的側面

インドネシアにおける水リサイクルは汚水をリサイクルして再利用することに対する拒否反応などからイメージが悪く、そのため導入が進んでいない。そのため、ジャカルタ特別州環境管理局と連携しステリトロンを組み込んだ水リサイクルシステムの水質の高さをアピールしていくことが必要となる。

また、マーケットに関わる事項に加え、宗教的側面、新政権発足後のデモ（汚職の撲滅、組織改編による役所の機能不全）など、雇用や事業活動に影響すると思われる政治的な動きなどについても常に注視している必要がある。

#### 【本事業を通じ期待される開発効果】

##### (1) 開発効果が期待できる時期と持続性

ジャカルタ特別州環境管理局が進める水リサイクル計画からすると、現在計画している現地法人立ち上げ後 5 年目に当たる 2021 年度での販売目標であるステリトロンの設置、水リサイクルシステム導入の合計 56 件という数字は日系企業も含んだ数字であり必要とされる導入候補事業所の数に比べて必ずしも大きいとは言えない。しかし、現地調査ではシンガポールの水リサイクルシステムや現地資本による水リサイクルシステムの導入も始まっており、千代田工販がこの市場に参入する事によってこの水リサイクル市場が活性化されることが期待される。

水リサイクルシステムが各事業所に導入されることにより、ジャカルタ特別州内での地下水のくみ上げが低減し、進み続ける地盤沈下と洪水で発生する不衛生が原因である疾病の防止が進むことが期待できると考える。更には増え続ける水需要に対する抜本的な解決策となりクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上にも貢献すると考える。

##### (2) 裨益対象者や裨益エリアの概要

水質汚濁や洪水の被害を最も受けるのは貧困層など社会的弱者である。直接的に洪水被害を解決する為には、河川の浚渫や堤防を作る等の公共事業も有効と思われるが費用も大きくなり、現地自治体にとっては現実的では無い。ジャカルタ特別州環境管理局を始めとする自治体では山間部への植林など、時間はかかっても抜本的な解決策を求めており、増え続ける水需要や水質汚濁、地盤沈下、洪水被害、疾病の解決策として、水のリサイクル事業を進めようとしている。ジャカルタ特別州環境管理局からの本事業への期待も高く、水リサイクル事業のフラッグシップとなるようなシステムの提案・導入が出来ればジャカルタ特別州環境管理局の思惑通り停滞している水リサイクル事業も進めることが可能とな

る。

また、現在は事業を行える事業者が少なく、ジャカルタ特別州環境管理局のリストのように多くの事業所が水リサイクルを導入する事になれば、雇用の創出やノウハウの移転等で現地の裨益対象者も増える事が期待される。

#### 【現地 ODA 事業との連携可能性】

##### (1) 連携事業の必要性

当初本事業と ODA 事業との連携で考えていたのは、事業展開計画の中で昨年度から始まっている首都圏の防災対策協力プログラムの技術協力プロジェクト「ジャカルタ特別州水関連問題改善のための能力向上プログラム」であった。水リサイクル事業は老朽化した上水道、頻発する停電による水質汚濁、地下水の汲み上げ過ぎによる地盤沈下と洪水被害、増え続ける水需要に対応する為、ジャカルタ特別州が打ち出している方針であり、上記技術協力プロジェクトとの親和性も高いと考えられたが、調査期間中には具体的に連携できる可能性を見いだせなかった。今後事業が開始され現地での活動も増える事から引き続き連携の可能性を探っていく。

一方で調査期間に入ってから連携の可能性が出てきたのが、2013 年度補正予算の普及実証事業で採択された秩父ケミカル株式会社（以下、秩父ケミカル）による「プラスチック製雨水貯留浸透施設の普及・実証事業」である。秩父ケミカルは現在ボゴール市で事業を行っており、ワークショップ開催時と第 2 回調査の時期が重なる予定であったため、現地での意見交換を行う予定であったが、ワークショップの開催時期が後ろ倒しになったため現地でのミーティングは実現していない。現在も連絡を取り合っており、今後も連携可能性を探っていく。

##### (2) 連携事業の内容と期待される開発効果

秩父ケミカルの「プラスチック製雨水貯留浸透施設の普及・実証事業」は雨水の利用を進める事業であり、地盤沈下を防ぐことを目的として地下水の汲み上げ抑制と水リサイクル事業を進めたいジャカルタ特別州の意向ともマッチする。千代田工販の進める水リサイクル事業の原水は現状では上水道や井戸水であるが、ここに雨水を取り入れることによって、更なる井戸水の汲み上げ抑制につながることも期待できると考えている。

秩父ケミカルも普及実証事業終了後はインドネシアでの雨水利用システムの拡販を見据え、本事業との連携を視野に入れている為、今後連携しての事業展開も考えていきたい。

# 中小企業連携促進基礎調査

## インドネシア国 紫外線殺菌装置を用いたジャカルタ特別州水リサイクル事業調査



ステリトロン

### 企業・サイト概要

- **提案企業**：インドネシア国紫外線殺菌装置を用いたジャカルタ特別州水リサイクル事業調査(中小企業連携促進)共同企業体
- **代表企業所在地**：東京都港区
- **サイト**：インドネシア国ジャカルタ特別州

### インドネシア国の開発課題

- ジャカルタ特別州の急速な経済発達・都市化により水需要が急増している。
- 上水道の老朽化と相次ぐ停電による水質汚濁が発生している。
- 井戸水の過剰なくみ上げによる地下水の枯渇と地盤沈下が問題となっている。さらに周辺山間部の森林伐採により山の保水機能が低下し雨水が地盤沈下した地域に流れ込み洪水・疫病が頻発している。

### 中小企業の技術・製品

- **製品**：紫外線殺菌装置ステリトロンを含む水リサイクルシステム
- **技術**：照射計を用いた照射管理による安定した品質および高い回収率。フッ素樹脂コーティング石英スリーブを使用した紫外線ランプの保護。

### 日本の中小企業の事業戦略

- すでにステリトロンを納入している企業へのメンテナンスを通じた現地水リサイクル事業への参入
- 今後水リサイクルシステムを導入する企業・組織に対してのシステム導入斡旋

### 中小企業の事業展開を通じて期待される開発効果

水リサイクルシステムが各事業所に導入されることにより、ジャカルタ特別州内での地下水のくみ上げが低減し、進み続ける地盤沈下と洪水で発生する不衛生が原因である疾病の防止が進むことが期待される。さらに増え続ける水需要に対する抜本的な解決策となりクオリティ・オブ・ライフ(QOL)の向上にも貢献すると考えられる。

## 1. 事業概要

本事業は、千代田工販株式会社（以下、千代田工販）がエーエスジェイ株式会社（以下、エーエスジェイ）と連携し、インドネシア国ジャカルタ特別州において日本の高度な水リサイクル技術（装置、エンジニアリング）を用い、水リサイクル事業を展開していくことを目的とする。本事業を通じ高品質な水資源を提供するとともに、水に起因する問題を多く抱える現地の課題解決に貢献し、災害リスクの緩和・公衆衛生の改善に寄与していく。

ジャカルタ特別州では経済成長によって、商工業の急激な発達および人口の爆発的な増加が起こっている。その結果、地下水の汲み上げ需要が急激に増加し、過度な地下水の汲み上げによる地下水の枯渇および地盤沈下による浸水が発生している。ジャカルタ特別州環境管理局はこれに対して、井戸を所有する事業所等施設に対しては、水リサイクルを進めるよう指導がなされているものの、導入されている技術に対する理解不足および、汚水のリサイクルに対する不安から普及が進んでいなかった。2015年にはジャカルタ特別州の一部（北部）で地下水取得ゼロの推奨が開始されており、今後2030年までの15年間で北中部・中南部・南部と順次ジャカルタ全域での地下水の取得をゼロとする目標が掲げられている<sup>1</sup>。

本事業では、日本の高品質な紫外線殺菌装置を組み込んだ水リサイクルシステムを導入することで、現地の水リサイクルに対する不安を克服し、水リサイクル事業を推進することによって現地における水に起因する社会問題にアプローチすることを目的としている。本事業の高効率な水リサイクル（リサイクル率90%以上）と高品質な水（飲料水以上のレベル・原水のレベルが高ければ純水レベルのリサイクル水）の供給により、地下水の汲み上げ水量を減少させ、経済成長と人口増加による慢性的な水不足の緩和を通じた生活水準の向上、および地盤沈下の抑制による災害リスクの緩和と感染症の蔓延を防ぐことで、公衆衛生の向上を目指す。

現状では水リサイクルに対する理解が進んでいないことから現地での水リサイクル市場は出来上がってはいない。しかし、現地調査では現在進められている新規大型開発物件などで計画時から水リサイクルが組み込まれているように、ジャカルタ特別州環境管理局が推進する地下水取得ゼロの進行により今後大きな市場が形成されていく事が確実であることが判明した。一方、食品工場を始めとする一部の現地の大規模工場では高品質の水リサイクルシステムが既に導入されている。

本事業では初期においては高品質の水リサイクルシステムを導入する可能性の高い日本企業・現地大規模工場・新規大型開発を中心に受注活動を続けることで実績を積み、千代田工販の高い技術力をアピールする事で、現地での水リサイクルに対する理解が進み市場形成の一翼を担っていく。

現状の市場に合わせて本事業では、紫外線殺菌装置を用いた高品質の水リサイクルシステム（飲料水以上のレベル・原水のレベルによっては純水レベルのリサイクル水）が必要

---

<sup>1</sup> ジャカルタ州政府環境管理局「地下水の価格設定と都市部の規制」、2012年10月17日 CUSEMA シンポジウム No3、別添資料 A

な食品・半導体・自動車などの大規模工場向けのシステムと現地水道水レベルの紫外線殺菌装置を用いない水リサイクルシステムの 2 通りのシステムを基本として受注活動を行なっていく事とする。また既に現地の水道水レベルの水リサイクルシステムを持つ事業所に対しては紫外線殺菌装置単体での販売も計画している。

事業計画の概要は以下の通り。本事業に関しては低リスクでの早期の立ち上げを最大の目標としており、次に述べる特徴を持っている。

- ①千代田工販は、言語・宗教・税制などの様々な参入障壁を取り除き早期に事業を立ち上げられるように現地で約 40 年の建設事業実績を持ち、多くの顧客を持っている PT.IADECCO を事業のパートナーとして選定し、業務提携を行うこととした。
- ②また、千代田工販は水リサイクル事業の経験が豊富でメンテナンス事業の実績もあるエーエスジェイとも業務提携し、現地提携企業である PT.IADECCO の水事業に関するサポートを行ってもらったため、事業立ち上げ期の千代田工販の負担は無い。
- ③水リサイクルシステム施工に使用する機材等については業務提携先である PT.IADECCO の現有資産を使用する為千代田工販は初期投資の実質的な負担が無い。
- ④水リサイクルシステムは受注生産の為、在庫リスクを負う事が無い。
- ⑤現地人材教育に関しても、エンジニアリング・メンテナンス・営業の経験が豊富な業務提携先エーエスジェイが PT.IADECCO の従業員に対して行う為千代田工販の費用は発生しない。
- ⑥上記の理由により事業立ち上げ初年度より単年度黒字を見込む。
- ⑦現地法人立ち上げ後 5 年目の 2021 年度には累計利益 41,756 千円を見込む。

## 2. 事業の背景と目的

### 2.1. 自社の既存事業の概要

#### 2.1.1. 千代田工販の概要

千代田工販は1947年創立の電機電力機器・産業機械・情報機器・環境機器及びこれらのシステムを取り扱う専門商社である。事業は紫外線殺菌装置に代表されるUVソリューションのほか、情報・通信分野、自動車部品、エネルギー・電力関連分野など多岐に渡っている。従業員数は209名（2015年6月現在）であり、現在事業所として国内28拠点、海外3現地法人（タイ、シンガポール、中国）を有している。

#### 2.1.2. エーエスジェイの概要

エーエスジェイは2013年6月設立にされ、水エンジニアリング事業、水処理機器販売、専用水道事業、各種機器設備のメンテナンス事業などを行っている企業である。

水リサイクル技術は、有害化学物質の無害化および微生物の殺菌・消毒など、その内容によって多様な技術が存在する。代表的なものとしては、食品、半導体（電子産業）、水産、プール、浴場、下水等の微生物対策として幅広く使用されている紫外線殺菌・消毒技術や、工業用水、飲料水、地下水等の汚染物質対策として、幅広く使用されているAOP（Advanced Oxidation Process, 促進酸化技術）などが存在する。

#### 2.1.3. 事業の核となる商品の概要

千代田工販は1973年に紫外線殺菌装置ステリトロン（以下、「ステリトロン」）を開発し、販売を開始した。ステリトロンは独自の照射監視技術<sup>2</sup>により、高い照射度を実現したことで、国内では紫外線殺菌装置で約50%と圧倒的なシェアを持ち、大手食品メーカーの工場や半導体工場などに数多く納品している。紫外線殺菌は薬品などによる殺菌と異なり、水質に変化を与えることなく水の浄化が可能となるため、電子工業や医薬品製造工場で使用する無菌水や、飲料水や洗浄水の殺菌に広く用いられている。

#### 2.1.4. 千代田工販の海外戦略及びこれまでの実績

千代田工販は2013年からの中期5カ年計画で2017年度に海外売上高比率15%を目標として掲げており、自動車部品事業をはじめとした各種事業の積極的な海外展開を行っている。千代田工販の開発・販売する紫外線殺菌装置がもつ照射監視技術は海外製品には備わっておらず、日系食品メーカーの海外進出の際にもステリトロンが導入されている。それに伴い千代田工販も海外進出を進め、既にタイ・シンガポール・中国に現地法人を設立している。また、2016年4月には海外事業の拠点として、海外法人の持ち株会社をタイに設立する予定である。本事業の対象地域であるインドネシア国ジャカルタ特別州においても、千代田工販は2009年～14年までにタンク殺菌装置を8台、流水型殺菌装置を4台、液糖殺菌装置を1台など、日系飲料メーカーおよび現地資本企業の6工場に対してステリトロンの納入実績がある。

---

<sup>2</sup> ステリトロンの中を通過した水が、設計通りの殺菌効果のある照射を受けていることが確認できる技術。紫外線殺菌は確実な照射時間が必要であり、安全性を確認するための技術である。

## 2.2. 当事業を発案・検討した背景・経緯

本事業の対象地であるジャカルタ特別州では、経済成長によって工業用水、生活用水の需要が高まったが、地下水の揚水量が急増し、それによって地盤沈下や洪水、および洪水に起因する感染症の発生が頻発している。

現状の水資源不足および起因する災害リスクの対策として、ジャカルタ特別州政府地域環境管理局（Jakarta Provincial Government Regional Environment Management Board、（当時。現在は水資源総局、Jakarta Water Management Office）以下、ジャカルタ特別州環境管理局）は、2012年に発表した地下水の価格設定と都市部の規制<sup>3</sup>において、地下水に代わる水資源として（1）静的地表水（湖）と動的地表水（川）、（2）雨水の貯留と処理、（3）使用済みの水の再利用、（4）塩水（海水および汽水）の淡水化、（5）（最後の代替案として）浅層地下水の5つを挙げている<sup>3</sup>。また、同発表中において、2015年から2030年までの15年間で順次ジャカルタ全域での地下水の取得をゼロとする目標が掲げられている。

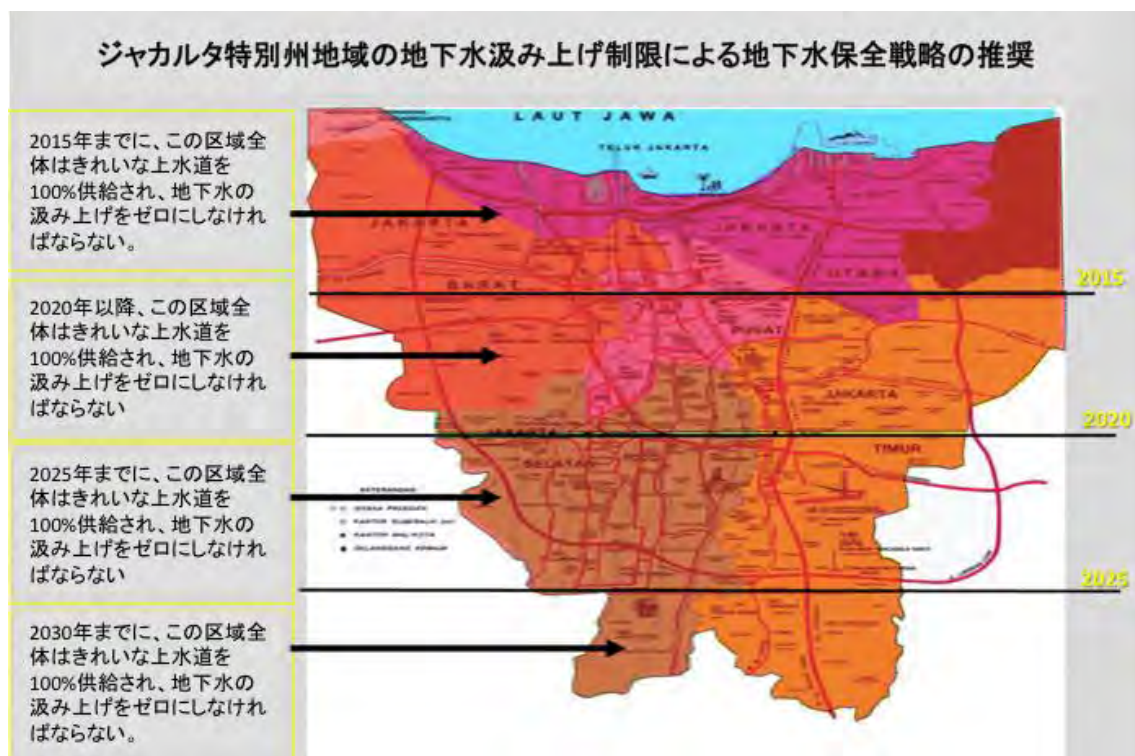


図 1 ジャカルタ特別州における地下水の取水ゼロに関する推奨

（別添資料 A ジャカルタ特別州 Water Management Office 資料）

直接的な洪水被害の対策としては、河川の浚渫や堤防を作る等の公共事業も有効と思われるが、費用が莫大になるため現地自治体にとっては現実的ではない。その中で、ジャカ

<sup>3</sup> ジャカルタ州政府環境管理局「地下水の価格設定と都市部の規制」、2012年10月17日 CUSEMA シンポジウム No3、別添資料 A

ルタ特別州環境管理局を始めとする自治体では山間部への植林など、時間はかかっても抜本的な解決策を求めており、増え続ける水需要や水質汚濁、地盤沈下、洪水被害、疾病の解決策として、水のリサイクル事業を進めようとしている。

2013年、エーエスジェイはジャカルタ特別州環境管理局より水リサイクル事業への参加依頼を受け、ジャカルタ特別州の水リサイクル事業に取り組むにあたり、日本国内における紫外線殺菌装置を用いた水リサイクル事業で実績をもつ千代田工販への協力を依頼した。現在、ジャカルタ特別州には千代田工販のステリトロンが納入されている日系工場が6工場あり、千代田工販としてもさらなる事業拡大が見込める案件として、共同して事業に取り組むこととなった。

各種研究や報道においても水の問題を解決することが急務とされているため、ジャカルタ特別州環境管理局からの本提案への期待も高く、最終的に水リサイクル事業のフラッグシップとなるようなシステムの提案・導入が出来れば、ジャカルタ特別州環境管理局の思惑通り停滞している水リサイクル事業も進めることが可能となる。また、多くの事業所が水リサイクルを導入する事になれば、雇用の創出やノウハウの移転等で現地の裨益対象者も増える事が期待される。

### 2.3. 当事業の目的と必要性

本事業では、千代田工販がステリトロンという独自技術をベースとした水リサイクルシステムを用いジャカルタ特別州環境管理局の推進する水リサイクル事業へ参入することと、すでにステリトロンを納入した工場からのメンテナンス等の受注が可能な現地法人設立を目的としている。

千代田工販が1973年に開発した紫外線殺菌装置ステリトロンは多くの食品メーカーに導入されており、国内メーカーのインドネシア進出に伴い、現地での納入機器のメンテナンス依頼が増えていたが、日本メーカーの工場のメンテナンスだけでは採算が取れない為、二の足を踏んでいた。一方、エーエスジェイは昨年環境管理局より水リサイクル事業への参加依頼を受けており、日本国内において紫外線殺菌装置を用いた水リサイクル事業で実績を持つ千代田工販への協力を要請してきた。千代田工販もメンテナンス事業と違い、水リサイクル事業は採算性を見込める事やエーエスジェイがメンテナンス技術を有する事から、エーエスジェイと共同でインドネシア進出事業に取り組む事となった。この共同事業は、千代田工販のステリトロンという独自技術をベースに、エーエスジェイの持つ環境管理局へのコネクションとメンテナンス技術・エンジニアリング技術を活かしてジャカルタ州の水リサイクル案件と既納入工場のメンテナンス受注に取り組むものである。千代田工販としては、懸案であったアフターサービスと採算性の高い新規事業の獲得という2つの課題を一挙に解決出来るため、インドネシア進出の好機と考えている。

### 2.4. 当事業における本調査の位置づけおよび、調査の実施概要

本調査の位置づけは、千代田工販がステリトロンを組み込んだ水リサイクルシステムの販売とメンテナンスでインドネシア事業を採算に乗せるための事業スキーム構築と水リサ



イクルシステムの受容性を確認するとともに、現地法人設立に向けての周辺情報収集をすることである。

千代田工販は、本調査以前にも事前調査として2013年からは水処理会社PT. ENVITECH PERKASA、PT. Hydro Hitech Optima等を訪問し、インドネシアにおける水処理事業の可能性について協議をしてきた。2014年春からはエーエスジェイと連携して調査を始め、エーエスジェイが3月、5月に現地を訪問し、政府関係とのコネクション構築等を行ってきた。その中で現地企業PT. WIRACO MITRAABADI、PT.SISKEM ANEKA INDONESIA及びPT.IADECOCOを現地施工業者候補として選定し、2014年9月の千代田工販・エーエスジェイの共同調査では、現地パートナーとのミーティングを始めとして、ジャカルタ特別州環境管理局、中小企業省、I'm Japan、Islamic Boarding School、CEVESTなどエーエスジェイが構築してきたコネクションの紹介を受けた。

第1回調査では、ジャカルタ特別州における法制・税制、市場の状況、競合の状況、現地パートナー候補企業との連携条件、インフラおよび社会文化的側面について調査を行った。業務計画書時点では調査終了後の2016年に千代田工販がジャカルタに駐在員事務所を開設し、2017年に法人を設立する予定としていたが、第1回調査のヒアリングで現地での水リサイクル事業実績の重要性が明らかになったため、現地パートナーとの業務提携の可能性が浮上した。その中で現地パートナーとしては、建設分野であるが長年の事業実績があり現地の日系企業とも多く取引するPT. IADECOCOが事業開始期の現地パートナー企業として最有力であると選定した。

第2回調査では、PT.IADECOCO・エーエスジェイと千代田工販が業務提携契約に向けた話し合いを行い3社が相互に契約を締結しPT.IADECOCOがエーエスジェイの力を借りて新たに水事業をインドネシアでスタートさせ、千代田工販が水リサイクルの機器を提供するという形で事業を共同で行っていくこととなった。事業実施については2段階での展開をすることとなり、第1フェーズでは既にステリトロンを導入している企業向けのメンテナンス・サービスの提供と水リサイクルシステム販売を行う事、第2フェーズでは千代田工販が現地法人設立をし、水リサイクルシステムの販売・エンジニアリング・施工を行っていく予定である。また、将来的な生産・流通・販売の商流を考慮した上で販売計画、資機材の調達計画、人材の雇用・育成等の計画について調査を行った。

### 3. 事業対象地域・分野が抱える開発課題の現状

ジャカルタ特別州では工場、工業団地、大型商業施設、オフィスビル等が次々と建設されているが、上水道の老朽化と相次ぐ停電による水質汚濁、そして増え続ける水需要に対応するため多くの施設が井戸を掘り、地下水を汲み上げてきた。

この結果、当該地域では地下水の枯渇および塩害と地盤沈下を招き、ジャカルタ特別州東部では海岸線から 10km 内陸の地域において地下水が塩化しており、かつ年間 2-34cm の地盤沈下が起こっている<sup>4</sup>。更には周辺山間部の森林伐採により山の保水機能が低下して雨季には雨水が地盤沈下した地域に流れ込み洪水を頻発させている（最近では 1996 年、2002 年、2007 年、2013 年、2015 年に洪水が起こっており、2013 年の洪水では約 2 万人が避難）。また、洪水被害に起因する感染症について懸念がされ、同様の被害を最も受けるのは貧困層などの社会的弱者や、子ども、高齢者などが中心であると推察される。Jakarta Post が掲載した記事によれば、洪水後の感染症は大きく分けて 3 つのタイプに分けることができる（下表 1）。

表 1 洪水後に発生する感染症の原因と種類

感染の原因	感染症の種類
(1) 食糧・水に起因するもの	コレラ、赤痢、ロタウイルス、腸チフス
(2) 媒介動物（蚊など）に起因するもの	デング熱
(3) ねずみに起因するもの	レプトスピラ症

(*Beware of post/flood diseases, Jakarta Post*<sup>5</sup>より作成)

同記事において、これらの感染症が洪水のあとに突発的に発生したとの記載があり、2014 年の洪水後 2 週間程度で 20,000 人以上が水に起因する病気を発症したと西ジャカルタ健康局支局が発表している<sup>6</sup>。

上記の課題に対し、ジャカルタ特別州環境管理局ではこの地下水の枯渇、地盤沈下、洪水を防ぐため、新規の井戸の掘削を基本的には禁止しているほか、既に井戸を持っている

<sup>4</sup> FAO Aquastat, (2015 年 6 月 17 日最終閲覧)

[http://www.fao.org/nr/water/aquastat/countries\\_regions/idn/index.stm](http://www.fao.org/nr/water/aquastat/countries_regions/idn/index.stm)

<sup>5</sup> Jakarta Post の 2014 年 2 月 8 日の記事による。(2015 年 6 月 2 日最終閲覧)

<http://www.thejakartapost.com/news/2014/02/08/beware-post-flood-diseases.html>

同様の懸念が 2007 年の洪水後にも報道にて示されている (The New York Times, 2007 年 2 月 6 日)。

[http://www.nytimes.com/2007/02/06/world/asia/06indo.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2007/02/06/world/asia/06indo.html?_r=0)

<sup>6</sup> The Head of the West Jakarta Health Sub-Department said in an announcement yesterday that as many as 20,263 people in Jakarta have suffered from waterborne or flood related diseases since the floods first began around 13 January 2014. Skin infections, diarrhea and respiratory infections are the most common issues, although around 30% are suffering from more acute respiratory infections. It is thought that many of the ill – around 20% – are young children or babies.

<http://floodlist.com/asia/indonesia-floods-disease-food-shortages>

事業所に対しては許可制とし、3年に一度の更新時期には水のリサイクルを始めるよう指導してきた。しかし、事業所側の投資額が大きくなるといった経営上の問題に加えて、水リサイクルに対するイメージの悪さ（汚水をリサイクルして再利用することに対する拒否反応等）、システムに対する信頼性の低さ、現状で導入しているシステムの能力の低さ（回収率が35%。本提案のシステムは90%以上）、システムにもよるが導入後数年ほどで投資を回収し、その後はジャカルタ特別州環境管理局に井戸使用料を支払う必要が無い事に対する理解の低さ等から思うようにリサイクル化が進んでこなかった。

井戸水の使用量の減少が見られない状況に対して、ジャカルタ特別州環境管理局は事態を重く受け止め、2015年にはジャカルタ特別州の一部（北部）で地下水取得ゼロの推奨が開始されている。今後2030年までの15年間で北中部・中南部・南部と順次ジャカルタ全域での地下水の取得をゼロとする目標が掲げられており、代替となる水資源の確保が喫緊の課題となっている。そのため、本事業はこの水資源の確保という課題解決に大きく貢献すると考えている。

また、本事業は外務省の国別援助方針重点分野（中目標）(1)の「更なる経済成長への支援」にある「ジャカルタ首都圏を中心にインフラ整備支援やアジア地域の経済連携の深化も踏まえた各種規制・制度の改善支援等を実施することにより、ビジネス・投資環境の改善を図ると同時に、高等人材の育成支援等を行う。」という方針に合致している。

## 4. 投資環境・事業環境の概要

### 4.1. 外国投資全般に関する各種政策及び法制度

インドネシアの法令は、最高法規とされる憲法のほか、その下位法令として、国民協議会令、法律・法律に準ずる政令、大統領令、および地方自治体令等が順に序列されている。インドネシアの法制度は全体として非常に難解であるとされており、外国企業が進出する際には留意が必要である。その要因としては、法令がインドネシア語で作成されていること、法令間での整合性に矛盾点が存在するなど、外国企業の進出の障害となりうる事項が多く存在している<sup>7</sup>。

上述したインドネシアの法体系のうち、外資導入に係る端緒は1967年に制定された外国投資法である。のち1994年の改正によって、外資に対する規制が緩和され、規制業種・禁止業種を除き外国資本100%による企業設立が認められた。その後2007年には、外国投資法、内国投資法に置き換わる形で、投資全体を包含する新投資法（2007年法律第25号、英名 New Investment Law）が制定された。

#### 4.1.1. 担当機関

インドネシアにおける外国投資の管轄官庁はインドネシア国投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal, 又は英名 The Investment Coordinating Board, 以下、「BKPM」とする）である。BKPMは1973年にいずれの省にも属さない大統領直轄の機関として設立され、外国投資法およびその後発令された各種の関連法令に沿って、石油、ガス、金融分野を除く、外資・内資による投資案件に関する許認可書発給業務、関連事項についての各省庁との調整業務を担当している。

2009年12月に投資調整庁長官規定（2009年第12号）を發布して、投資許認可のワンストップサービス（Pelaynan Terpadu Satu Pintu）を導入し、2010年1月よりサービスが実施されている。また、2015年1月からはオンライン上のワンストップサービスセンターを公式に開始している。しかし、一部の手続き以外は従来のまま各庁に残っていることや、地方政府や土地管理局による許認可は、地方や担当者によって要求内容が異なり、実際の手続きを進めないと判明しない部分が残っているなど、投資促進のための運用に課題が存在する。

#### 4.1.2. 主要法規

ここでは外国投資全般に関する主要法規・法令に関して概観していく。外国投資に関しての記載がある主要法規としては2007年に制定された新投資法であり、内外からの投資全体の基本となっている。以下では新投資法について述べたのち、外資に関する規制および外資に対する優遇制度（インセンティブ）、主要税法、法制・税制における問題点等を述べる。

---

<sup>7</sup> 大和総研ホームページ『非常に難解なインドネシアの法制度』より(2015年5月7日閲覧)  
)[http://www.dir.co.jp/consulting/asian\\_insight/20141204\\_009221.html](http://www.dir.co.jp/consulting/asian_insight/20141204_009221.html)

#### 4.1.2.1. 新投資法（2007年法律第25号）

新投資法は、外国投資や内国投資に関わる諸事項に対して施行されていた個別の政令、大統領令、大臣令（各省）、投資調達庁長官令などに代わるものとして2007年に制定された。

外国投資と内国投資を含む投資全体を包含しており、「内外無差別の還俗」が採用され、いかなる国からであろうとインドネシアで投資活動を実施する投資家すべてに対し、同等の待遇が与えられており（第6条）、インドネシア国領域の全ての産業分野への投資に対して適応される（第2条）。本法では投資に関する規制、および税制、入国管理、輸入許可などに関する投資インセンティブを定めるほか、投資に関する制作担当期間の明確化など投資に関する基本的事項を定めている。

#### 4.1.2.2. 外資に関する規制

インドネシアの外資規制は、1994年7月に外資出資比率規制が撤廃され、最低投資額規制の撤廃などにより、外国投資の自由化が進んだ。1998年3月には輸入業への外資参入が可能となり、さらに同年4月に卸売・小売業への外資参入も条件付きで解禁となった。ただし、現在も禁止・規制業種が存在するほか、出資比率及び資本金に関する規制、外国企業の土地使用に関する規制など、外資に対する各種の規制が存在する。

禁止・規制業種については、新投資法第12条に基づき国防産業（武器、弾薬、爆発物、戦争用機材の生産等）への外国資本による投資は禁止されているほか、直近では2014年に改訂されたネガティブリスト（2014年大統領令第39号<sup>8</sup>、以下、「2014年ネガティブリスト」<sup>9</sup>、以下詳述）によって禁止業種、規制業種の一覧が定められている。

また、他の個別法の投資に関わる規定との矛盾を無くすため、投資に直接関連する全ての法規は、本法の規定に整合する義務があると規定されている（新投資法第39条）。

##### ・ 2014年ネガティブリスト（2014年大統領令第39号）

従来（2000年大統領令第96号、同118号）の「投資において外資参入が認められない事業分野、および条件付きで外資参入が認められる事業分野」が2007年の大統領令により改訂され、2010年、2014年にそれぞれ当該大統領令が改定されたことで、このネガティブリストも改定された。

2014年ネガティブリストは、新投資法に基づき制定され、インドネシア標準産業分類（KBLI）ごとに外国投資が制限される事業および制限態様の詳細を定めている。2014年

---

<sup>8</sup> 日本語は日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」）のウェブサイトから閲覧およびダウンロードが可能（2015年6月11日現在）

[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_kitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_kitei.pdf)

<sup>9</sup> 同様にジェトロのウェブサイトより和訳の閲覧およびダウンロードが可能（2015年6月11日現在）

[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_list.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_list.pdf)

ネガティブリストに掲載されていない事業については、外資も自由に投資することができる。外資規制の詳細は、別添資料 B「外資規制業種」参照。

- ・ 出資比率及び資本金に関する規制

最低投資額については投資プロジェクトの内容・規模から BKPM にて投資額・資本金が妥当かどうか判断されるが、法律上は 2007 年 8 月に発布された新会社法にて「最低授権資本金は 5,000 万 IDR」と定められている（第 32 条）。一方、外国起業設立に関しては、2013 年投資調整庁長官規定第 5 号で、「土地建物を除く投資額の合計が、100 億 IDR あるいは、USD 相当額以上」および「引当資本と払込資本は同額であり、25 億 IDR あるいは USD 相当額以上」と条件が追記されている。

- ・ 外国企業の土地使用に関する規制（用地取得）

インドネシアにおける土地所有権は、インドネシア国民およびインドネシア政府により指定された法人にのみ認められている。外資企業に関係する権利として、事業者権（HGU, Hak Guna Usaha）、建設権（HGB, Hak Guna Bangunan）、地上使用权（HP, Hak Pakai）の 3 つが存在する。その違いは、主に有効期間、利用の性格、抵当方法、権利所有の証明方式の違いにある。インドネシアでは土地の登記がされておらず権利関係が不明確な土地も多く、かつ土地法制は慣習と法令によって解釈があいまいとなる分野であるため、不動産に関する権利を取得する前には慎重な検討が必要である。

事業者権は、プランテーションや漁業、牧畜を含む農業目的で国有地を使用する権利である。この権利の期間は法律で最大 35 年まで認められているが、土地の使用管理が適切に行われている場合は最大 25 年延長することが可能である。当該延長期間満了時には、さらに最大 35 年間延長することができる。この権利はインドネシア人、または PMA 企業を含めたインドネシア内の法人に与えられ、政府の認可を受けて抵当に入れることや他人に譲渡することができる。譲渡に際しては、譲渡証書を公証人の下で作成した上、さらに土地管理局に登記を行う必要がある。

建設権は、土地の上に建物を建てて所有する権利である。この権利は、インドネシア人またはインドネシア国内の PMA 企業を含めた法人に対して最大 30 年間与えられ、最大で 20 年延長することができる。また、この延長期間満了時には、さらに最大 30 年間延長することができる。また、抵当に入れることや他人に譲渡することも可能である。

地上使用权は、特定の目的のために土地を利用する権利で、25 年の期限で与えられる。ただし、当該の土地が通常の目的に使用されている限り、最大 20 年の延長が可能である。当該延長期間満了時には、さらに最大 25 年間延長することができる。この権利は、抵当に入れることもできる。さらに、政府の認可を得て他人に譲渡することもできる。使用权については現地在住の外国人が保有できる権利であるものの、一般的な事業においては現地法人は建設権を取得できる権利があるため、使用权を選択することはないのが現状である。そのため、使用权については事業用にどういった用途・目的で設定されているのかは明確な規定がされていない。

#### 4.1.2.3. 外資に関するインセンティブ

外資に関する投資便宜供与（インセンティブ）については、税制面（第 18～20 条）、土地権利（第 22 条）、入国管理（第 23 条）、輸入許可（第 24 条）の 4 点を詳細に規定している（以下詳述）。

- ・ 税制優遇措置（タックスホリデー）

2011 年に制定された特定のパイオニア産業の新規進出に関して一定期間、法人税の減免措置が受けられる制度である。

- ・ 税制優遇措置（タックスアローワンス）

特定の事業分野および特定の地域への投資に対して法人所得税減税の便宜を供与する制度である。

- ・ 保税区内の優遇措置（Bonded Zone）

保税地域とは輸出加工区のこと、保税地域内の企業に対しては製造設備や原材料等の輸入関税、付加価値税等の諸税が免除されるという制度である。保税地域には、工業団地内に存在するもののほかに、工業団地外において企業が単独で保税認定を受けたものも存在する。しかし、2011 年の財務大臣令では、全ての保税地域は 2016 年末までに工業団地内に移設することが義務付けられている。

- ・ 自由貿易地域（FTZ）

自由貿易地域とは国が自ら指定して開発した保税地域のこと、制度上の扱いは通常の保税地域と変わらない。現在、シンガポール対岸にある Batam 島、Bintan 島、Karimun 島が自由貿易地域の指定を受けており、日系を含む輸出向け製造企業が多数進出している。

- ・ 指定業種、および政府指定の各地域の特定業種に対する優遇

製紙業、繊維業、石油精製業等政府の指定する優遇業種、および政府指定の地域における特定業種に対して、法人税の減免や輸入の際にかかる諸税の免除、減価償却期間の短縮等の優遇措置が与えられる。

- ・ 経済特区（SEZ）

2009 年、インドネシア政府は経済特区法（2009 年法律第 39 号）を制定した。経済特区では、所得税の減税のほか、輸入時の諸税の免除、地方税の減免、その他土地や各種許認可などの便宜が供与される。

#### 4.2. 税法

インドネシアの税体系は、国税、地方税、関税および消費税に大別される。主な国税は

法人所得税、個人所得税、付加価値税、奢侈品販売税、物品税、土地建物税、土地建物取得税、印紙税、非居住者源泉課税などで、主な地方税には自動車税、レストラン税、取水税、広告税などがある。

国税一般の徴収や申告については国税通則法で規定されており、各税目に関してはそれぞれに法律とその細則となる政令および関連大臣令が發布されている。

国税の納税方式は申告納税制度であるが、地方税に関しては申告の必要はない。また、課税年度は通常は暦年が採用されるが、事業年度が暦年と異なる場合は暦年と異なってもよい。

#### 4.2.1. 税務当局

大蔵省が管轄し国税については国税総局（DGT）、地方国税局（KANWIL）・市町村ごとの税務署（KPP）があり、関税は関税局が監督している。

また、機能別に外資企業（PMA）税務署、大規模・中規模納税者対象（LTO・MTO）税務署、外国企業・外国人対象（BADORA）税務署、国営企業税務署、国内起業税務署等に分けられる。その他、土地・建物税務署、会計監査院（BPKP）がある。

##### 4.2.1.1. 所得税（2008年法律第36号）

所得税については2008年に制定された所得税法に基づいている所得税法は法人・個人を問わず上記税法に規定されているが、規定が曖昧な部分に関しては、実務上の相当部分が税務当局の裁量に基づき税務行政が行われている。

法人所得税の課税対象者は、インドネシアで設立登記された法人や、外国法人でインドネシア国内に保有する支店や工場などを通じて事業を行っている法人、（同国内では前述のような事業は営まないが）同国源泉の所得を挙げている法人である。課税対象所得は、所定の益金、損金の総額を計算し、益金総額から損金総額を差し引いて算出する。利子所得、配当所得、コンサルタント等のサービスへの対価、不動産賃借料などについては源泉徴収税の対象のため、益金には算入しない（表3）。なお、これらの所得に対する納税は、原則として翌月の10日までに行われなければならない。



表 2 損金と益金の主な例

益金の例	損金の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収益</li> <li>・資産譲渡金</li> <li>・受取利息</li> <li>・権利使用料賃貸料収入</li> <li>・為替差益</li> <li>・保険料収入</li> <li>・配当金収入</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料購入費</li> <li>・給与、賞与、諸手当の支払い</li> <li>・借り入れ利子</li> <li>・賃借料、ロイヤルティーの支払い</li> <li>・交通費、旅費</li> <li>・支払い保険料</li> <li>・原価償却費</li> <li>・研修、実習費用</li> <li>・為替差損</li> <li>・インドネシアで実施する研究開発の費用</li> <li>・回収不能の債権</li> <li>など</li> </ul>

(所得税法 (2008年法律第36号) より作成)

通常の事業経費や減価償却費は損金への算入が認められる。ただし、資産の譲渡、役務の提供、資金の貸付等に係る益金については、市場価格と大幅に異なるとみなされた場合、後に税務調査を受けた場合に問題となる可能性が高いので注意を要する。贈与や寄付、現物支給等は損金への算入が認められていない。借入に対する支払利子については損金に算入されるが、親会社からの親子ローンの場合は、支払利率が市場の利率に比較して合理的であることが求められる。

納税については、前年度実績に基づき「予納」しなければならない。課税対象者は、前年度に実際に支払った所得税額を毎月 (12 回) に分けて納付する。納付期限は毎月15日。また、毎月20日までに前月分の納税申告を行う必要がある。課税年度最終月分については、税額の調整を行った後の所要の税額を納付し、その後、年度確定申告を行う。この年度確定申告は決算日から4 ヶ月以内に行う必要がある。

確定税額が納付済みの税額を上回る場合には、不足分となる差額を申告時に納付しなければならない。一方、逆の場合 (確定税額<納付済み税額) には、翌年度の納税分と相殺することはできず、還付申請を行うことになる。還付申請をすると、税務担当官による税務調査が終了した後に還付となるため、還付には相応の時間を要する。また、現地企業へのヒアリングによると、税務担当官との見解の相違などから、還付申請がスムーズに進まないケースも多いようである。税務上の欠損金については翌5 事業年度に限り繰り越すことが認められており、当該期間の課税対象利益と相殺することができる。税率は原則25%である。ただし、インドネシア証券取引所 (IDX) に上場し、一定の条件 (表3) を満たす企業については税率が5%軽減される (25%→20%)。また、年間売上額が500 億ルピア以下の小企業については、売上高48億ルピアまでの課税所得に対しては税率が半減される。

表 3 源泉徴収の対象となる所得と課税率

支払いの種類	税率(%)	
	居住者向け	非居住者向け
利子	15	20
配当		
権利使用量		
賞金、表彰金		
技術、経営、コンサルタント等 サービスへの対価	2	
賃借料		

(所得税法 (2008年法律第36号) より作成)

個人所得税は、年間 183 日以上インドネシアに滞在する居住者と、インドネシアで源泉所得のある非居住者に課される。居住者の場合は国内所得と国外の源泉所得が、非居住者の場合は国内の源泉所得が課税対象となる。居住者の国内所得の例として、給与・諸手当、賞与、資産譲渡益、利子、配当、賃借料などが挙げられる。総所得金額から、各種控除金額を差し引いた金額が、課税所得となる。個人所得税の税率は、5~30%までの累進税率となっている。日本と同様にインドネシアでも給与所得に関する源泉徴収制度があり、企業は従業員の個人所得税額を算出し、給与支払い月の翌月 10 日までに申告をし、給与から天引きして納税する義務を持っている。なお、給与所得者が納税者番号を未取得の場合は、「通常税率+20%」の税率で源泉徴収がなされる。

#### 4.2.1.2. 付加価値税 (2009 年法律第 42 号)

付加価値税 (VAT: Value Added Tax、以下、「VAT」) は日本の消費税に相当し、現行の VAT 制度は 2009 年における付加価値税法改訂に基づいている。インドネシア国内における課税対象物品の販売、サービスの提供、輸入等に対して 10%の税率で課税される。ただし、一部 VAT が免除される物品、サービスがある。輸入については CIF 価格 (Cost, Insurance and Freight, named port of destination, 運賃・保険料込み・指定仕向港) に 10%課税され、輸出についてはゼロ税率が適用される。VAT の負担者は最終消費者だが、企業にその徴収と納税義務が課せられている。このため、企業はあらかじめ税務署で被課税事業者登録を行う必要がある。VAT 納税企業は、取引ごとの税務伝票 (Tax Invoice: インドネシア語 Faktur Pajak) を用いて、販売時に受け取った VAT (アウトプット VAT) と仕入れ時に支払った VAT (インプット VAT) との差額を積算して納税する。インプット VAT の金額の方が多い場合は、会計年度末に還付申請を行う。なお、VAT 課税対象物品およびサービスの年間売上額が 6 億 IDR 未満の小企業は、VAT の納付を免除される。

#### 4.2.1.3. 土地建物税 (PBB)

土地建物税は、土地または建物の所有者に、毎年 1 月 1 日現在の土地建物に関し、政府

が決定した不動産課税評価額（NJOP）を基準値として、その 20%が課税対象金額に対して課税率 0.5%（一律）で課税される。課税対象額の所定の決定方法と非課税控除を考慮すれば課税額は評価額（政府発表標準価格）の 0.1%または 0.2%程度となる。

#### 4.2.1.4. 地方税

地方税は州税と県・市税に分けられる。州税としては自動車税、自動車名義変更税、自動車燃料税、表層水税、タバコ税の 5 つがあり、各州が独自にその税率を決定する。県・市税にはホテル税、レストラン税、広告税、駐車場税などのほか、国税から移管中の地方および都市土地建物税と、土地建物権利取得税の計 11 種がある。土地建物権利取得税について、ジャカルタでは NJOP または土地取得額の高い方を課税基準として、非課税控除額を差し引いた後に 5%の税が課される。なお、課税基準に対する控除額や税率については地方政府が独自に決定するため、各地方政府に確認を要する。

#### 4.2.1.5. 日伊租税条約

インドネシアは、日本と二重課税の回避、脱税の防止のために、1982 年に日伊租税条約を締結している。この条約の対象となっている租税は、日本側の課す所得税と法人税、インドネシア側の課す法人所得税、個人所得税、および利子・配当・使用料に対する税である。条約ではこれらの税についてどのような場合にどちらの国が課税するかを定めている。

また、この条約では、インドネシア側で課税された税額は日本で納付すべき法人税額から控除される、という二重課税排除規定のほかにも、日本企業がインドネシア企業から配当を得る場合や、貸付や預金の利子を得る場合は軽減税率（各 10%。ただし、議決権比率が 25%未満の法人からの配当所得の場合は 15%。本則はいずれも 20%）が適用されること、インドネシアでの勤務に対する給与所得であっても一定の条件下では日本側に課税権があること、などを規定している。

#### 4.2.2. 税務上の問題点と留意点

インドネシアへの投資に関して常に問題となるのが運用の恣意性・不透明性である。税法の恣意性・不透明性は顕著であるとされている。インドネシアでは各税目に関してはそれぞれに法律が存在し、その細則となる政令および関連大臣令が發布されている。しかし、その記載があいまいな部分も多く、現地進出企業からは税務当局の裁量で運用されていると指摘する声もある。以下、現地進出企業が直面する 4 つの主要な税務問題の概要を記す。

##### (1) 移転価格税制

インドネシアでは、2009 年から 2010 年にかけて、移転価格に係る税務調査により追徴課税を受ける企業が続出した。原因は、移転価格ガイドラインが未整備のうちに税務調査が行われたため、税務署側と企業側との間の見解の不一致が解消されていなかったことによる。2010 年、国税局から移転価格算出のための手法や、移転価格決定過程および根拠等の文書化の義務が明記されたガイドラインが公表され、問題発生は徐々に減少している模様である。

## (2) 税務調査

インドネシアでは、税の還付請求が法律の記載に従ってあった場合、通常は必ず税務調査が入る。インドネシアの税金納付は前年実績に基づく予納制度となっており、例えば前年比で利益が減少すると年度末に還付請求を行い、税務調査を受けることになる。その際、税務調査官によって事例の解釈が異なることもあり、税務調査官による不透明なコストの要求は減少しているが、前回まで問題なかった処理が新たに問題となることもある。また、税務調査自体が長期化する例も多く、現地企業側にとって負担となる場合がある。また、申告に対する税務署側の否認理由も不明確であることが少なくない。

## (3) 困難な税還付

会計年度末に法人税や付加価値税の過払いが判明して還付申請を行った場合、通常は必ず税務調査が入る。その結果、税務署から追徴を受けることになる場合もある。近年、一定の条件を満たす「低リスク納税者」の資格を定め、その資格保有法人に対しては付加価値税の暫定還付を認める制度を打ち出したが暫定還付に過ぎず、後日の調査で追徴となる可能性がある。

## (4) 税務裁判

追徴課税等の措置に不服な場合は、国税当局に対して異議申し立てを行うことができる。その異議申し立てに対する決定に不服な場合は、さらに租税裁判所に提訴が可能である。しかし、税務裁判の実態として、勝訴実績のある案件と同様の裁判を起こしても再度勝訴できるとは限らず、税務裁判には長期間の時間（年単位）がかかるという問題がある。

### 4.2.2.1. 日・インドネシア経済連携協定（2007年）

日本およびインドネシアの両国政府は、物品およびサービスの貿易の自由化および円滑化、投資の保護、自然人の移動、エネルギー・鉱物資源分野における投資環境の整備、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大等について日・インドネシア経済連携協定を締結し、2008年7月1日に発効した。日・インドネシア経済連携協定の発効により、物品の貿易に関しては最終的には日本からインドネシアへの輸出貿易額（2004年度）の約90%、インドネシアから日本への輸入貿易額（2004年度）の約93%の関税が段階的に撤廃される予定である。

### 4.2.3. その他

#### ・ 新会社法（2007年制定）

会社法は、会社の形態、ガバナンス、組織再編などについて定めている。インドネシアでは、1995年に会社法が制定されたのち、2007年に新会社法が制定され、1995年制定の会社法は廃止された。2007年の新会社法では、取締役やコミサリスの責任などコーポレートガバナンスに関する規定の改正のほか、株式譲渡に伴う支配権の移転や会社分割などの

組織再編に関する規定も改定されている。また、天然資源に関する事業を営む会社については、環境および社会に関する責任も新たに課されることになった。

#### ・ ワンストップ・サービスの導入

ワンストップ・サービスとは、投資に関連する各省庁の権限を BKPM に委譲させ、投資家は必要な手続きを全て BKPM で行えるようにするというサービスである。主な例としては、外国人雇用計画の許可申請（本来は労働・移住省が管轄）、輸入業者登録申請（本来は商業省の管轄）などで、これらは BKPM の窓口でも申請が可能である。

### 4.3. 提案事業に関する各種政策及び法制度

当項目では、水リサイクル事業の輸入、製造、導入、整備等各段階および、千代田工販、エーエスジェイの各事業者の事業展開に関わる各種政策および法制度について述べる。以下に記載の点についてはジャカルタ・ジャパン・クラブ（2015）『インドネシア ハンドブック 2015年版』、株式会社国際協力銀行（2012）『インドネシアの投資環境』の内容および、BKPM 日本事務所へのヒアリングをベースとしている。

業務計画書時点では調査終了後の2016年に千代田工販がジャカルタに駐在員事務所を開設し、2017年に法人を設立する予定となっていたため、駐在員事務所の開設、新規投資による法人の設立についての調査を実施してきた。しかし、第1回調査のヒアリングで事業実績の重要性が明らかになり、現地パートナーとの業務提携の可能性が浮上した。そのため第2回調査にて PT.IADECCO と業務提携契約を締結し、今後現地法人設立を目指していくこととなり、改めて現地パートナーとの業務提携にかかる制度を調査した。

#### 4.3.1. 駐在員事務所に関して

外国投資企業の設立や開発準備等を目的とした外国企業駐在員事務所を開設するには、投資調整庁（BKPM）から活動許可を取得しなければならない。駐在員事務所の役割は調査や本国本社と現地の契約の仲介等にとどまらねばならず、製造・販売やサービス提供によって対価を受け取ることは認められていない。

駐在員事務所の期間は3年であり、その後は1年の延長を2回まで可能である。5年以上は、事業に関して異なる業種に該当する駐在員事務所であることが BKPM に対して証明することができれば申請を行うことができる。

雇用については、商業省の規定により、外国人労働者1人に対し、インドネシア人労働者3人の割合での雇用が義務付けられている。BKPM の申請も同様の条件を鑑みるケースが多いため、1：3の比率を守る必要があると考えられる。また、駐在員事務所ですら就労する外国人は、大卒以上（あるいは大卒相当）でその分野における最低3年の業務経験があることが条件となっている。

所在についてはジャカルタ特別州内のオフィスビル（住居一体型は不可だが、事務所であればよい）に入居することが決められている。パートナー企業の社屋に間借りをするに関する規制はないものの、パートナー企業が賃貸業でない場合、監査等で不都合な判

断が起こる可能性があるため、BKPM として推薦するものではなく、各事務所主の責任となる。

また、労働者を兼務させることに関しても特に規制はないものの、兼務している労働者とそうでない労働者間での待遇等に差が出た場合に問題となる可能性があるため、BKPM として推薦するものではない。インドネシアは労働者の権利が強い国であるため、雇用に関しては労働者間心象を考慮した対応が必要である。

新規に設立する現地子会社に日本人社員を派遣し就労させるためには、「滞在許可」と「就労許可」を取得する必要がある。外国人駐在員が取得するのは、就労目的の一時居住ビザを取得する必要がある。法務人権省から現地拠点の法人格の承認を得た後に、以下のとおり滞在許可、就労許可を取得する手続きを行う。

表 4 外国人駐在員のビザ取得手順

I. 外国人従業員雇用計画書 (RPTKA) の労働移住省への提出	外国人従業員 (日本からの駐在員を含む) の雇用を予定する企業は、外国人の数、職務、任期、賃金、勤務地、組織図の他、インドネシア人従業員への権限委譲計画やそのための教育計画を労働移住省に提出・申請する。
II. 労働移住省による推薦状 (TA-01) の申請	現地法人・支店・駐在員事務所はPRTKA承認を得た後、労働移住省に対して、外国人駐在員用ビザ発効のための推薦状 (TA-01) の発行を申請。申請の際には、PRTKA承認書のコピーが必要。
III. 一時居住ビザ (VTT) の申請	労働移住省から入国管理総局にTA-01が回付されるのを待ち、同総局に赴任者のVTTを申請。同ビザの発給許可が下りると、同総局から在日インドネシア公館に「ビザ (VTT) 許可書」が電送され、同ビザ発給の準備が整う。
IV. 在日インドネシア公館による一時居住ビザ (VTT) 発給	赴任予定者は最寄の在日インドネシア公館へ出向き、所定の手続きを行うことでVTTを取得。ビザ取得後、90日以内にインドネシアへ入国をすることが必要。
V. 一時滞在許可 (KITAS) 発行	インドネシアへ入国した赴任者は7日以内に地域の入国管理局で、KITAS、マルチ出国再入国許可 (MERP) などの手続きを実施。長期滞在 (6カ月以上) の場合、KITASの最大滞在日数は1年間まで延長が可能。
VI. 外国人就労許可 (IMTA) 発行	現地法人・支店・駐在員事務所は、VTTの発給を受けた後、駐在員1人当たり月100ドル、1年分計1,200ドルの「外国人労働者雇用補償金 (DKPTKA)」を指定銀行へ納付し、外国人就労許可 (IMTA) を申請。IMTAは申請後10~15労働日後に取得することが可能。

上記の一連の手続きは、申請ごとに提出書類も多種で、煩雑な点が多いため現地エージェントに手続き代行依頼を行うことが推奨されている。

また、最低賃金はジャカルタで2014年12月時点では2,700,000IDR/月 (約27,000円) となっている。年々上昇傾向のため今後も上昇が予想されるが、2013年のような急激な上昇は起こらないよう政府がコントロールを行っているとのことである。

表 5 インドネシア各都市の最低賃金（月間）について（単位：IDR）

	2013	Up%	2014	Up%	2015	Up%
ジャカルタ	2,200,000	43.87	2,441,301	10.97	2,700,000	10.6
ブカシ県	2,002,000	34.19	2,447,455	22.25	2,840,000	16.04
カラワン県	2,000,000	57.58	2,447,450	22.37	2,957,450	20.83
バンドン県	1,338,333	9.36	1,735,473	29.67	2,001,195	15.31
スマラン県	1,051,000	11.62	1,208,200	14.96	1,419,000	17.44
スラバヤ市	1,740,000	38.42	2,200,000	26.45	2,710,000	23.18

（参考：公益財団法人横浜企業経営支援財団ホームページ<sup>10</sup>）

#### 4.3.2. 法人設立（新規投資）

法人設立に際しては、当該事業の業種が 2014 年ネガティブリストにおける規制の対象となるかを確認する必要がある。進出に際しては、事業展開や工場の規模により、判断される業態が異なり、業態によってはネガティブリストによって規制が異なるため、想定される事業規模や展開に従った事業計画を行うことが必要となる。BKPM のヒアリングの結果、本事業が属すると想定される業種は展開する事業の内容および規模に応じて、「製造業」、「ディストリビューター」、「輸入業」、「エンジニアリング」、「コンサルタント」のいずれかが該当しうることが判明している。

各業種に関しての 2014 年ネガティブリストにおける規制は以下のとおりである。

- ・ 製造業：ステリトロンの製造を現地で行い、かつ現地での製造規模が比較的大きい場合については製造業として認められ、ネガティブリストの制限の対象とならないため、外資 100%投資での法人設立が可能となる。
- ・ ディストリビューター：ステリトロンの販売のみを行う場合、ディストリビューターとして扱われる。また、販売のほかに製造を現地で行う場合でも、規模が小さい場合については製造業として認められずディストリビューターの扱いとなる。ディストリビューターの場合、払込資本金の最大 33%まで（25 億ルピアの 1/3 まで≈750 万円）投資が可能であり、残額は純粋な現地企業の資本としなければならない（残額の投資を行う企業は系統の親会社含め、現地資本 100%の会社以外は外資企業（PMA 企業）となるため不可である）。
- ・ 輸入業：現地でステリトロンの製造および販売を行わず、海外から装置の輸入のみを行う場合、輸入業として扱われる。外資 100%の投資が可能であるが、現地での販売に際しては、現地の販売代理店を経由させることが必要となる。
- ・ エンジニアリング：装置の調査・設計・メンテナンスの実施に際しては、エンジニアリングという業種が想定されるが、2014 年ネガティブリストの規制の対象であり、原則外資投資不可である。

<sup>10</sup> [http://www.idec.or.jp/kaigai/report/foreign/Indonesia\\_12.php](http://www.idec.or.jp/kaigai/report/foreign/Indonesia_12.php)（2015 年 6 月 18 日最終閲覧）

- ・ コンサルタント：調査・設計・メンテナンスを行うに当たりエンジニアリングが不可欠であるが、調査・設計は販売手数料に含めることで、業種をコンサルタントとして申請することが可能となる。コンサルタントは外資 100%の投資が可能であるが、業種があいまいであるためコンサルタントとして申請する場合、事業内容が精査され現地において不可能かつ有益な業種である業種であること、および日本の親会社の経営状態が優良であること等について確認されなければ許認可がおりないとされている。

投資額は新投資法に基づき 100 億 IDR (約 1 億円)。2014 年ネガティブリストに基づいて投資の上限が定められており、そのうち払込資本金は投資額の最低 1/4 である。残額は機械等の設備および 3 か月分の運転資金としての投資を行う (用地、建物購入を除く)。賃貸の場合は賃貸料を投資金額に含めてよく、BKPM 日本事務所へのヒアリングによれば、インドネシアの賃貸慣行上 1 年単位での契約が多いため、1 年分の賃貸料金を投資金額として記載することが可能である。また、払込資本金は登記前に現地銀行に資本金を預け、伝票を証明書として添付して登記を行う。登記後は払込資本金を事業費として使用して構わない。

本事業に関連する税制に関しては、展開する事業の段階によって異なるものの、千代田工販がステリトロンの製造を現地で行う場合には、輸入税の優遇措置が存在する。インドネシアで手配できない物品に関しては輸入税が無償となる制度である。当該手続きの手順としては、BKPM を通じて法人の登記にマスターリストを作成し、そのリストの中から現地での入手の可否を考慮して優遇措置を受けられる物品が決定される。

各種申請に関しては、上述したワンストップサービスおよびオンラインのワンストップセンターの機能状況により異なるため、申請の目的が立った段階で BKPM 日本事務所を確認を行うことが有益である。2015 年 5 月現在では、用地申請等の一部の手続きを除いてはオンラインで行うことができる。また、現地事務所には環境省等各省スタッフのデスクが設置されており、現地での詳細確認等においてワンストップ的なサービスを提供することができるようになってきているものの、訪問者が非常に多くヒアリングまで長時間待たされることや、組織改編による混乱などにより公共手続きが遅延するケースなどが確認されている。

#### 4.3.3. 現地法人との業務提携

現地法人との業務提携にて事業を行う場合、1) 提携先の現地法人が内資 100%の PM 企業であるか、外資を含む PMA 企業であるか、2) 提携先法人の業務領域が事業の内容に合致するかを確認し、必要に応じて業務領域を拡張させる必要がある。この際、提携先の企業がインドネシア資本 100%企業であれば、業務領域の拡張は商業省への届け出によって容易に行えることが慣習的に多いとされているが、外資企業の場合は新投資法 (ネガティブリスト) に従って新たに投資が必要となる (拡張投資)。拡張投資の際は、追加する業種ごとに投資が必要になるため、想定される事業領域の許認可を保有する現地企業との提携をすることが望ましいと言える。

本事業にかかる事業領域としては、日本などから水リサイクル装置、部品の輸入を行う「輸入業」(外資 100%可能)、輸入した機器を販売する「ディストリビューター」(外資 33%



まで) などになると想定される。本事業で業務提携、資本参加を行う予定の PT.IADECCO の主な事業領域は建設業およびディストリビューターであるが、輸入業を行う関連会社を保有しており、機械メンテナンスも事業の一部として実施している。そのため、本事業にて想定している事業領域を満たしており、拡張投資の必要はないと考えられる。

#### 4.3.4. 現地法人への資本参加

現地法人への資本参加する場合は登記に関する変更手続きと投資調整庁管理の営業ライセンスに関する株主変更、資本構成の変更の手続きが必要となる。必要書類としては資本参加する日本法人の会社定款の英語訳を公証人役場で認証したものとなる。

その他に、現地企業側で以下の手続きが必要となるが、いずれも煩雑な手続きとは考えられない。

- －買収する企業の株主総会の開催
- －総会議事録の作成
- －投資調整庁からの許認可後、定款を変更し法務人權省へ再登記

#### 4.4. ターゲットとする市場の現状（非公開）

#### 4.5. 販売チャネル（非公開）

#### 4.6. 競合の状況（非公開）

#### 4.7. サプライヤーの状況（非公開）

#### 4.8. 既存のインフラ（電気、道路、水道等）や関連設備等の整備状況

水リサイクルシステム、ステリトロンを稼働させる為には、現地の電力事情を把握しておく必要がある。停電により断水が発生すると、リサイクル装置再開時にサビ等が流れ出る恐れがあるため、停電には特に注意が必要である。国際協力銀行（2012）<sup>11</sup>によれば、ジャカルタ東部の工業団地周辺では深刻な電力不足は報告されていない。停電の頻度も年 3 回程度で、毎回の停電時間も平均で 1 時間に満たないものとなっている。3 年前に初めて現地調査に行った際は現地に滞在する 1 週間程度でも 1~2 回の停電があったが、今回の 2 度の現地調査では 1 回も停電は無かった。また 10 社を超える水リサイクル導入候補企業でのヒアリングでも停電の事は心配していなかった。こうしたことから、ここ 3 年ほどの間にジャカルタ全域での電力事情は大きく好転していると考えられる。ただし、電圧が不安定になり、変動幅によって機械が停止する可能性があるため、電源の安定化装置や非常用の電源装置の導入の必要性についても今後検討していく。

---

<sup>11</sup> 株式会社国際協力銀行（2012）『インドネシアの投資環境』, pp.141-144

#### 4.9. 社会・文化的側面

事前調査では、インドネシアにおける水リサイクルは汚水をリサイクルして再利用することに対する拒否反応などからイメージが悪く、そのため導入が進んでいない。そのため、ジャカルタ特別州環境管理局と連携しステリトロンを組み込んだ水リサイクルシステムの水質の高さをアピールしていくことが必要となる。

また、マーケットに関わる事項に加え、宗教的側面、新政権発足後のデモ（汚職の撲滅、組織改編による役所の機能不全）など、雇用や事業活動に影響すると思われる政治的な動きなどについても常に注視している必要がある。

## 5. 事業戦略（非公開）

## 6. 事業計画（非公開）

## 7. 本事業を通じ期待される開発効果

### 7.1. 開発効果が期待できる時期と持続性

ジャカルタ特別州環境管理局が進める水リサイクル計画からすると、現在計画している現地法人立ち上げ後 5 年目に当たる 2021 年度での販売目標であるステリトロン<sup>®</sup>の設置、水リサイクルシステム導入の合計 56 件という数字は日系企業も含んだ数字であり必要とされる導入候補事業所の数に比べて必ずしも大きいとは言えない。しかし、現地調査ではシンガポールの水リサイクルシステムや現地資本による水リサイクルシステムの導入も始まっており、千代田工販がこの市場に参入する事によってこの水リサイクル市場が活性化されることが期待される。

水リサイクルシステムが各事業所に導入されることにより、ジャカルタ特別州内での地下水のくみ上げが低減し、進み続ける地盤沈下と洪水で発生する不衛生が原因である疾病の防止が進むことが期待できると考える。更には増え続ける水需要に対する抜本的な解決策となりクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上にも貢献すると考える。

### 7.2. 裨益対象者や裨益エリアの概要

水質汚濁や洪水の被害を最も受けるのは貧困層など社会的弱者である。直接的に洪水被害を解決する為には、河川の浚渫や堤防を作る等の公共事業も有効と思われるが費用も大きくなり、現地自治体にとっては現実的では無い。ジャカルタ特別州環境管理局を始めとする自治体では山間部への植林など、時間はかかっても抜本的な解決策を求めており、増え続ける水需要や水質汚濁、地盤沈下、洪水被害、疾病の解決策として、水のリサイクル事業を進めようとしている。ジャカルタ特別州環境管理局からの本事業への期待も高く、水リサイクル事業のフラッグシップとなるようなシステムの提案・導入が出来ればジャカルタ特別州環境管理局の思惑通り停滞している水リサイクル事業も進めることが可能となる。

また、現在は事業を行える事業者が少なく、ジャカルタ特別州環境管理局のリストのように多くの事業所が水リサイクルを導入する事になれば、雇用の創出やノウハウの移転等で現地の裨益対象者も増える事が期待される。

## 8. 現地ODA事業との連携可能性

### 8.1. 連携事業の必要性

当初本事業と ODA 事業との連携で考えていたのは、事業展開計画の中で昨年度から始まっている首都圏の防災対策協力プログラムの技術協力プロジェクト「ジャカルタ特別州水関連問題改善のための能力向上プログラム」であった。水リサイクル事業は老朽化した上水道、頻発する停電による水質汚濁、地下水の汲み上げ過ぎによる地盤沈下と洪水被害、増え続ける水需要に対応する為、ジャカルタ特別州が打ち出している方針であり、上記技術協力プロジェクトとの親和性も高いと考えられたが、調査期間中には具体的に連携できる可能性を見いだせなかった。今後事業が開始され現地での活動も増える事から引き続き連携の可能性を探っていく。

一方で調査期間に入ってから連携の可能性が出てきたのが、2013 年度補正予算の普及実証事業で採択された秩父ケミカル株式会社（以下、秩父ケミカル）による「プラスチック製雨水貯留浸透施設の普及・実証事業」である。秩父ケミカルは現在ボゴール市で事業を行っており、ワークショップ開催時と第 2 回調査の時期が重なる予定であったため、現地での意見交換を行う予定であったが、ワークショップの開催時期が後ろ倒しになったため現地でのミーティングは実現していない。現在も連絡を取り合っており、今後も連携可能性を探っていく。

### 8.2. 連携事業の内容と期待される効果

秩父ケミカルの「プラスチック製雨水貯留浸透施設の普及・実証事業」は雨水の利用を進める事業であり、地盤沈下を防ぐことを目的として地下水の汲み上げ抑制と水リサイクル事業を進めたいジャカルタ特別州の意向ともマッチする。千代田工販の進める水リサイクル事業の原水は現状では上水道や井戸水であるが、ここに雨水を取り入れることによって、更なる井戸水の汲み上げ抑制につながることも期待できると考えている。秩父ケミカルも普及実証事業終了後はインドネシアでの雨水利用システムの拡販を見据え、本事業との連携を視野に入れている為、今後連携しての事業展開も考えていきたい。

## 9. 事業開始までのアクションスケジュール（非公開）

以上

## 添付資料 A

### 環境管理局地下水政策資料



# 地下水の価格設定と都市部の規制

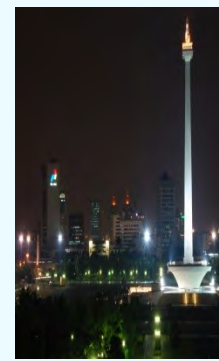
CUSEMAシンポジウムNo3で提示  
2012年10月17日（水）， Hotel Bidakara Jakarta



ジャカルタ州政府環境管理局



# ジャカルタ州の情勢



1. ジャカルタ州の面積は661.52平方キロメートル（66152ヘクタール）ある。
2. 成長状態は既に都市地域都市環境の許容範囲を超過。
3. ジャカルタ州は13の川と43の湖または貯水池を持つ。
4. ジャカルタ州の総人口の約47%は新たに水道配管システムを設置できる財力を持つ裕福層である。
5. ジャカルタ州は外部からの給水に依存しており安定した給水が非常に難しくその量はとても少ない。
6. 過度な地下水の搾取が地下水量や土地の減少に繋がっている。
7. 災害リスクの緩和とそれに適応した都市形態はジャカルタ州の次世代の存続可能性のため必要不可欠である。



# 地下水の管理

別添A-4

1. 地下水は再生可能な自然資源であるが環境管理に注意を払わなければならない。
2. 地下水の摂取と利用は地域の収益が目的ではないが、ただし地下水資源の状態を制御し保全・保護の範囲内で行う。
3. 地下水の管理とは、管理に含まれる、潜在的評価の研究、データ収集、記録、評価算出、手配、摂取、ライセンス供与、開発、制御、監修、増強及び地下水の保全などの全ての活動を広義に含む。  
。
4. 地下水の管理とは、地下水の可用性と品質の持続可能性のための賢明な利用を保証するために行う手配／研究、監視、摂取の監督などの活動を含む活動である。

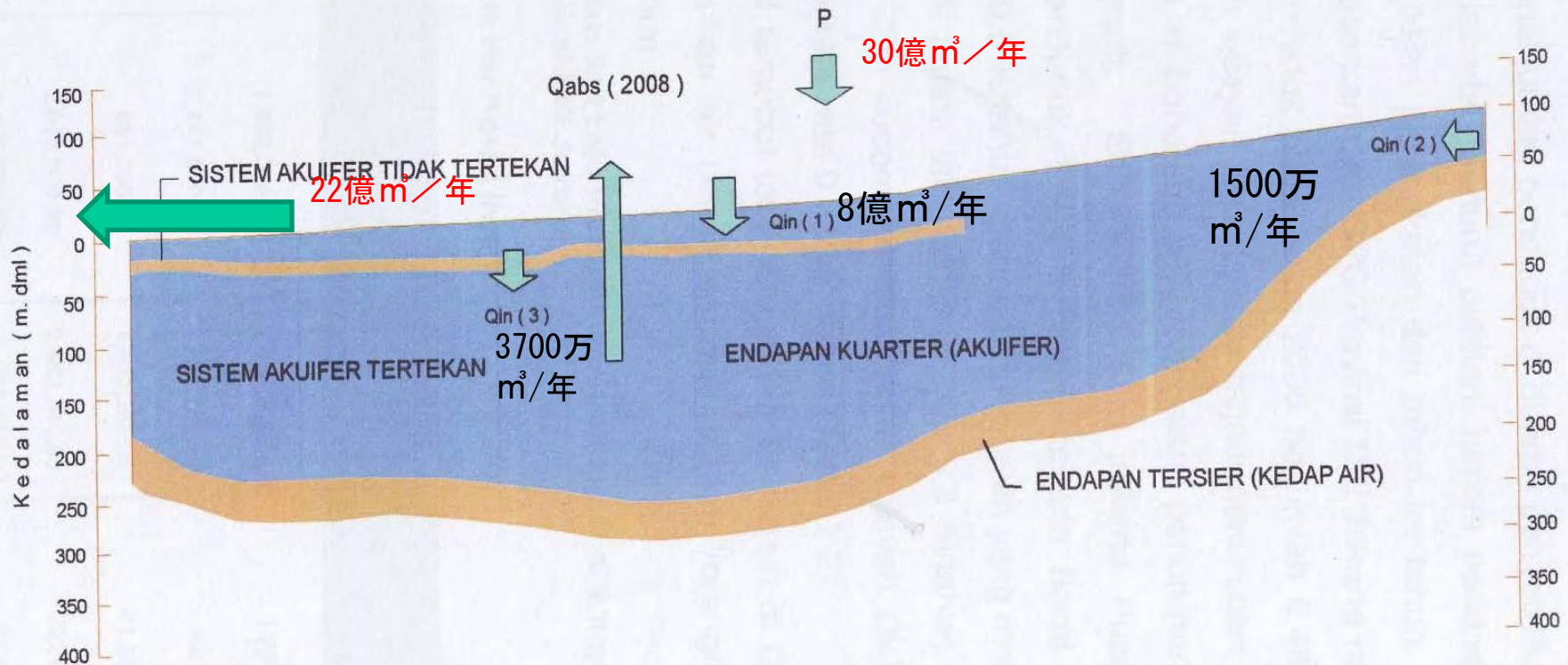




# 地下水の情勢

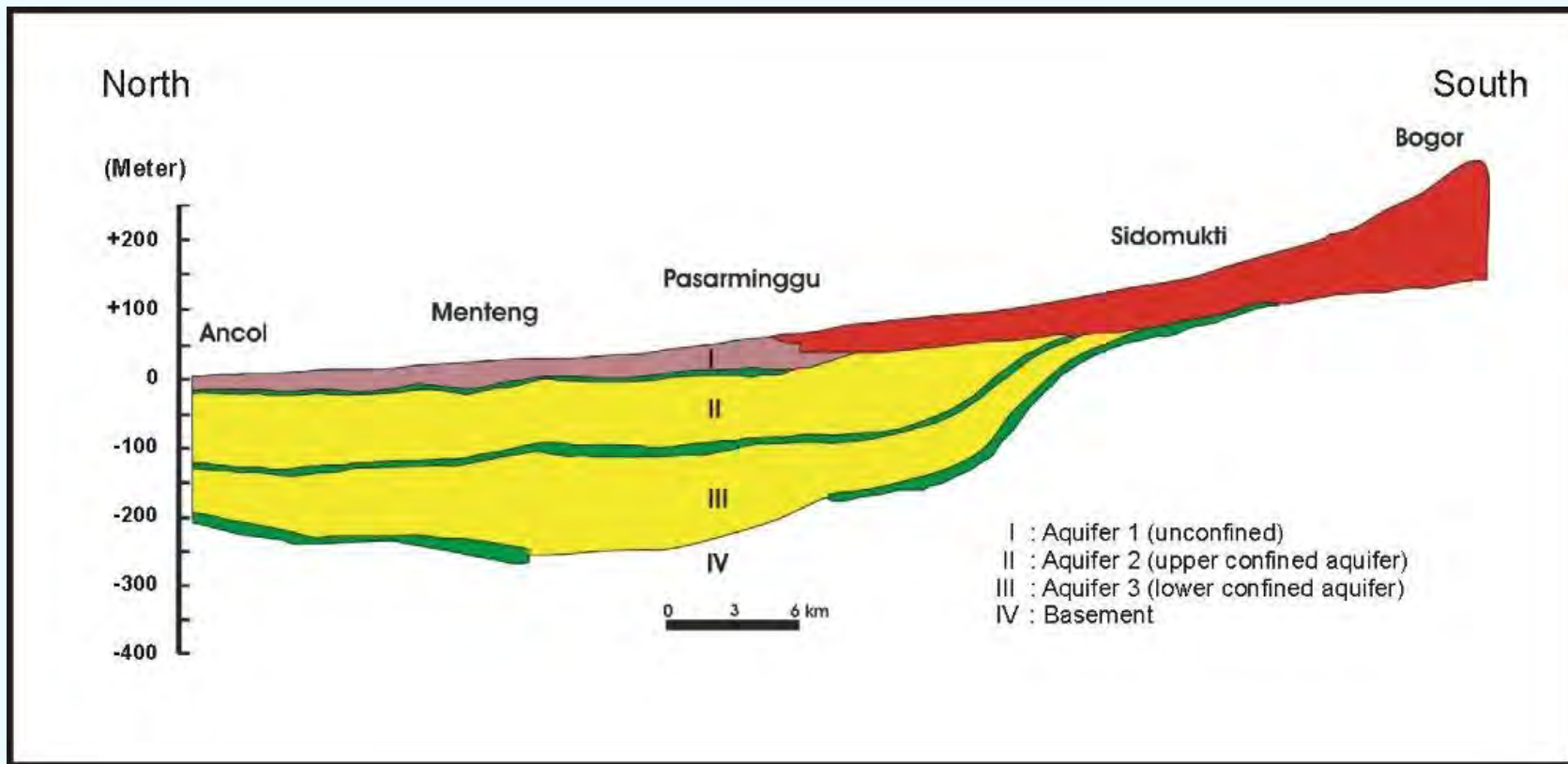
別添A-5

## ジャカルタの地下水領域での地下水の利用及び取得と可用性



### KETERANGAN

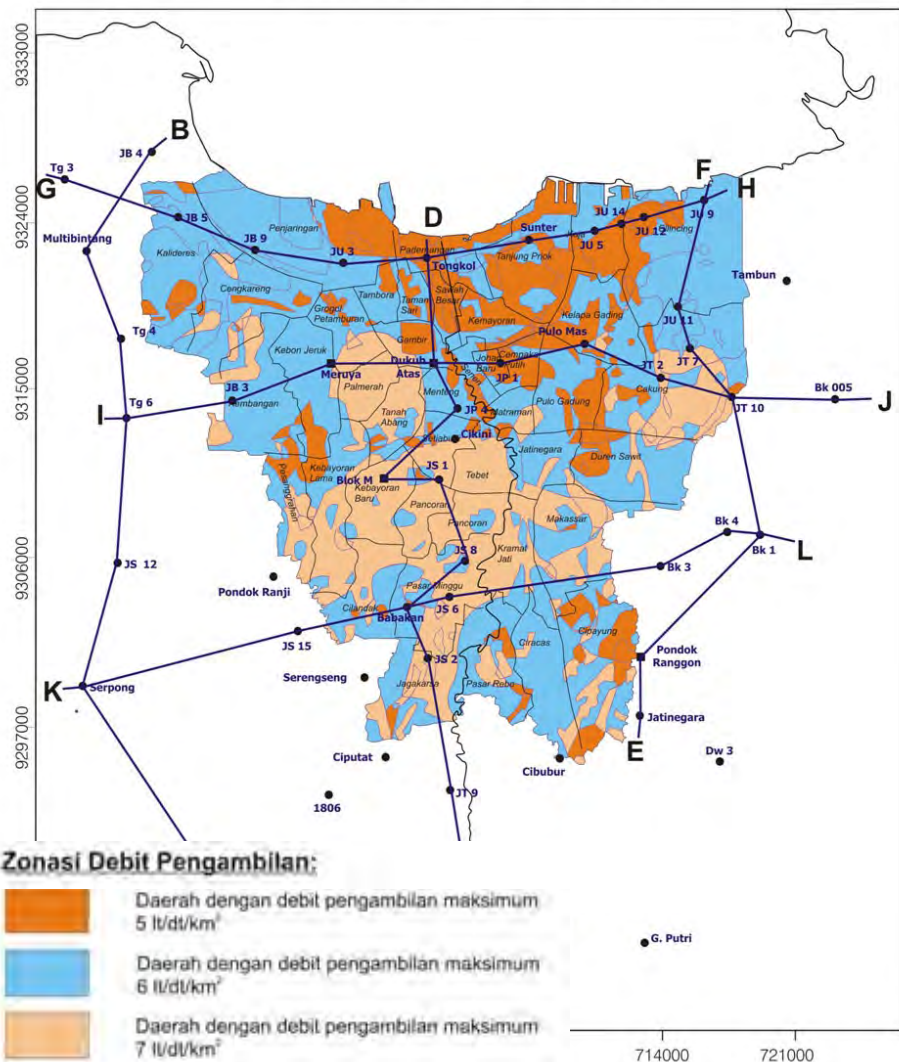
- P : Curah hujan pada cekungan air tanah Jakarta ( $3 \times 10^9 \text{ m}^3 / \text{tahun}$ )
- Qin (1) : Volume cadangan (storage volume) air tanah dangkal ( $800 \times 10^6 \text{ m}^3 / \text{tahun}$ )
- Qin (2) : Aliran air tanah masuk (ground water inflow) kedalaman sistem air tanah ( $15 \times 10^6 \text{ m}^3 / \text{tahun}$ )
- Qin (3) : Aliran air tanah dari sistem akuifer tidak tertekan ke sistem akuifer tertekan, dalam kondisi alamiah ( $37 \times 10^6 \text{ m}^3 / \text{tahun}$ )
- Q abs (2008) : Jumlah pengambilan dan pemanfaatan air tanah dari sumur bor dan sumur pasak yang terdaftar di wilayah DKI Jakarta ( $19.83 \times 10^6 \text{ m}^3 / \text{tahun}$ )



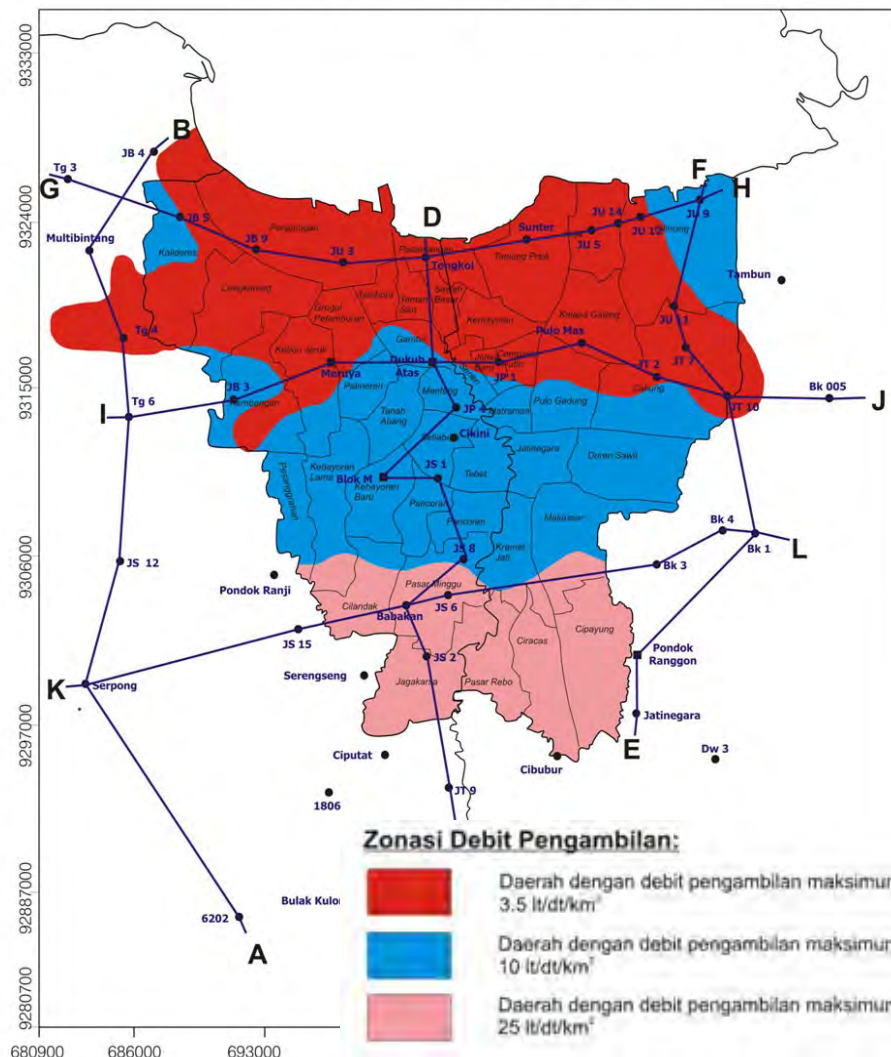
ジャカルタ州とその近郊の帯水層体系  
(Soekardi & Purbohadiwidjojo, 1975).

# 地下水の情勢

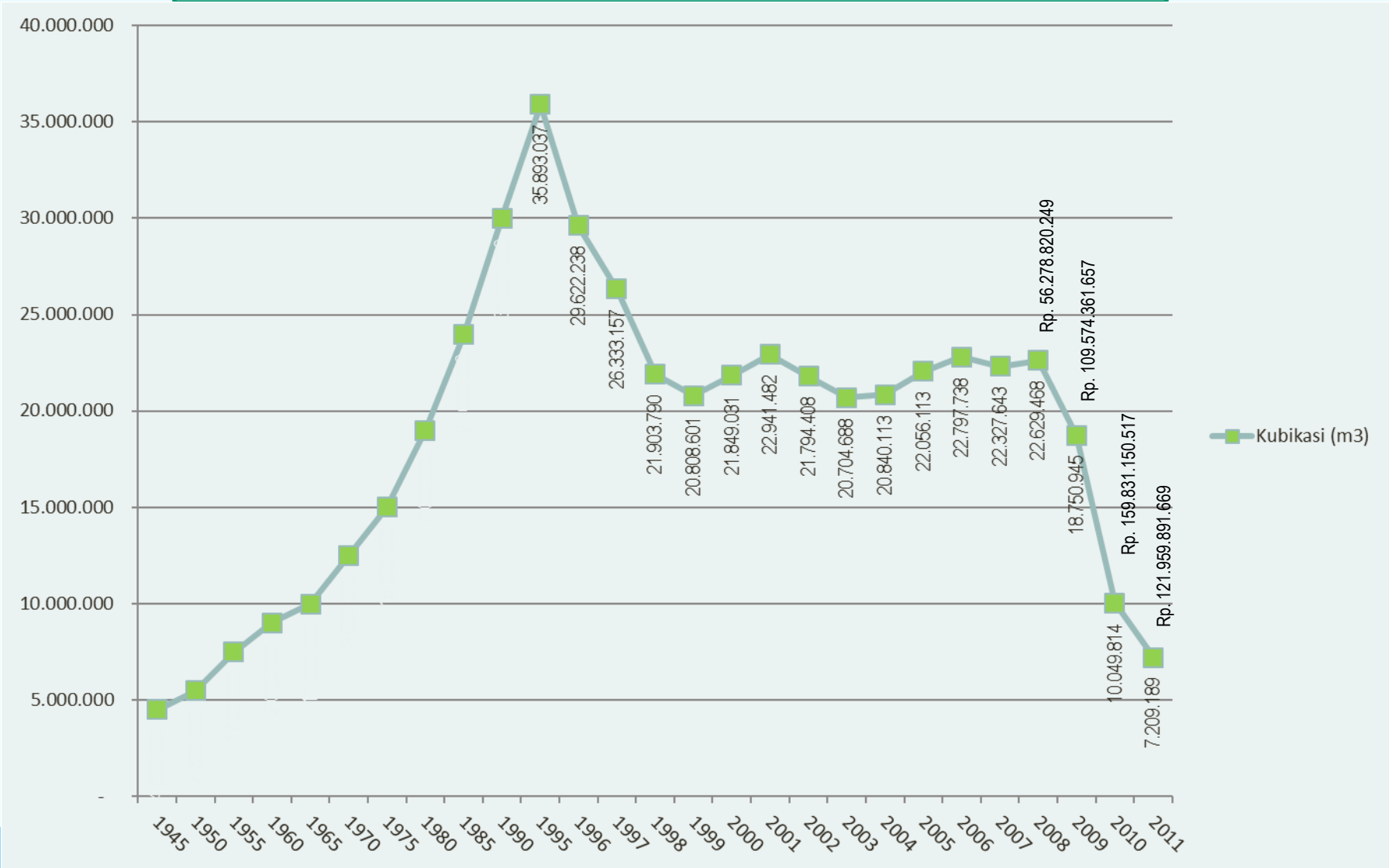
**PETA KONSERVASI AIR BAWAH TANAH DANGKAL**



**PETA KONSERVASI AIR BAWAH TANAH DALAM**



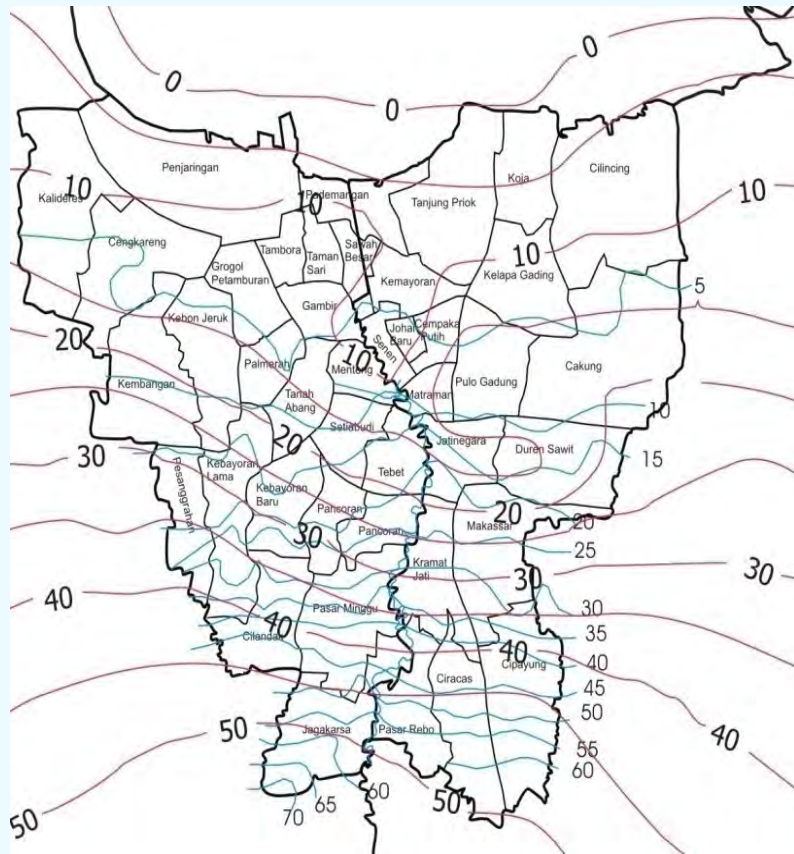
# 地下水の利用と税 1945年 - 2011年



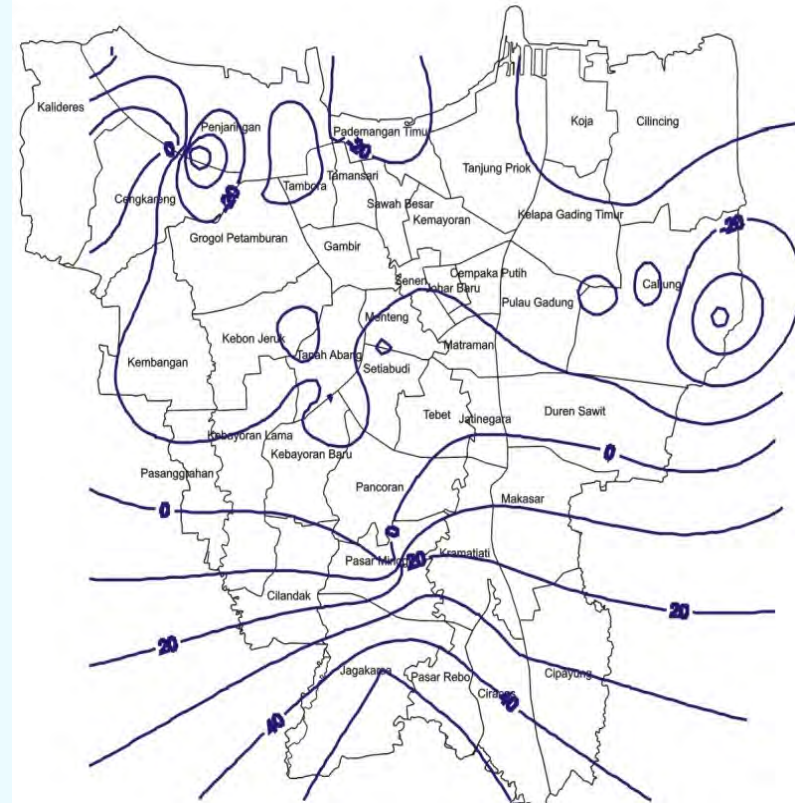
**Wi** 2009年8月37制令適用開始

# 地下水量の情勢

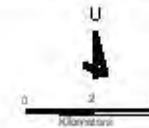
ジャカルタ州の地下水量 (1950年)



ジャカルタ州の地下水量 (2009年)



AMBLESAN TANAH DI DKI JAKARTA  
PERIODE 1982 - 1997



KETERANGAN :



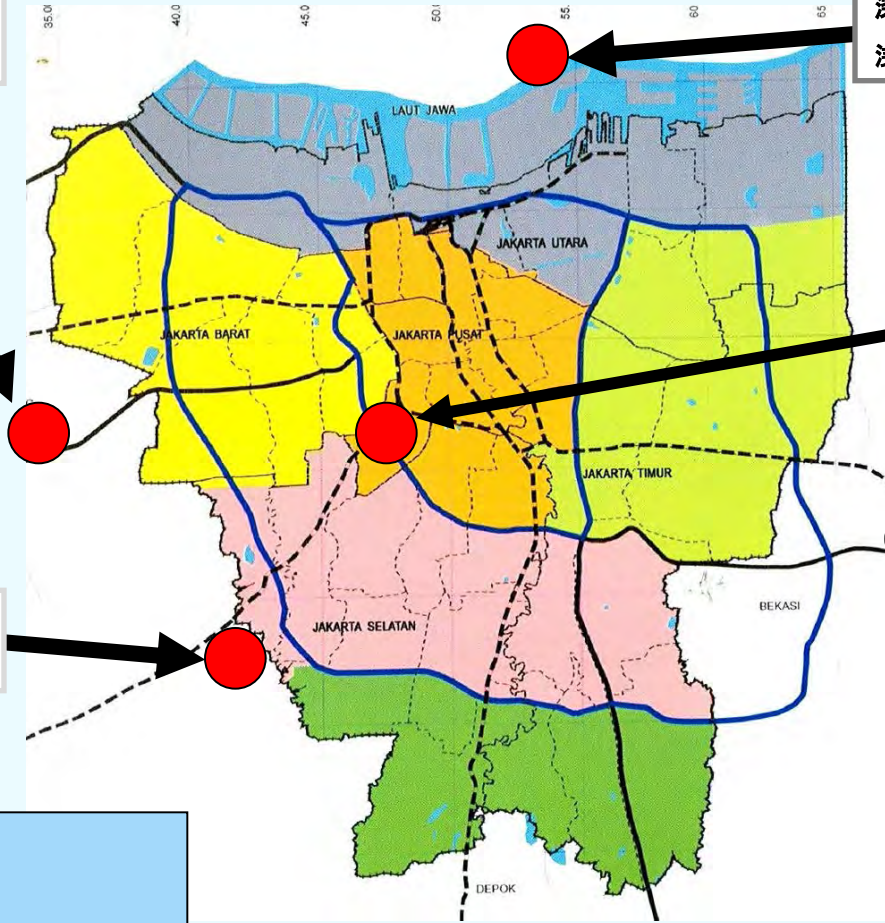
(dalam Murdohardono, 2010)

# 地下水の利用率と顧客数

別添A-11

浅井戸 : 383力所, 675.065m<sup>3</sup>  
 深井戸 : 297力所, 151.828m<sup>3</sup>

深井戸(40m<) : 309力所, 568.937m<sup>3</sup>  
 浅井戸(40m>) : 149力所, 62.577m<sup>3</sup>



深井戸 : 419力所, 829.551m<sup>3</sup>  
 浅井戸 : 189力所, 139.256m<sup>3</sup>

深井戸 : 800力所, 2.484.700m<sup>3</sup>  
 浅井戸 : 695力所, 630.397m<sup>3</sup>

深井戸 : 540力所, 1.366.607m<sup>3</sup>  
 浅井戸 : 450力所, 300.271m<sup>3</sup>

2011年:  
 • 井戸数 4.231力所  
 • 総使用量 7.209.189m<sup>3</sup>



BADAN PENGELOLA LINGKUNGAN HIDUP PROVINSI DKI JAKARTA

# 水道の情勢

## 生産能力と原水供給源

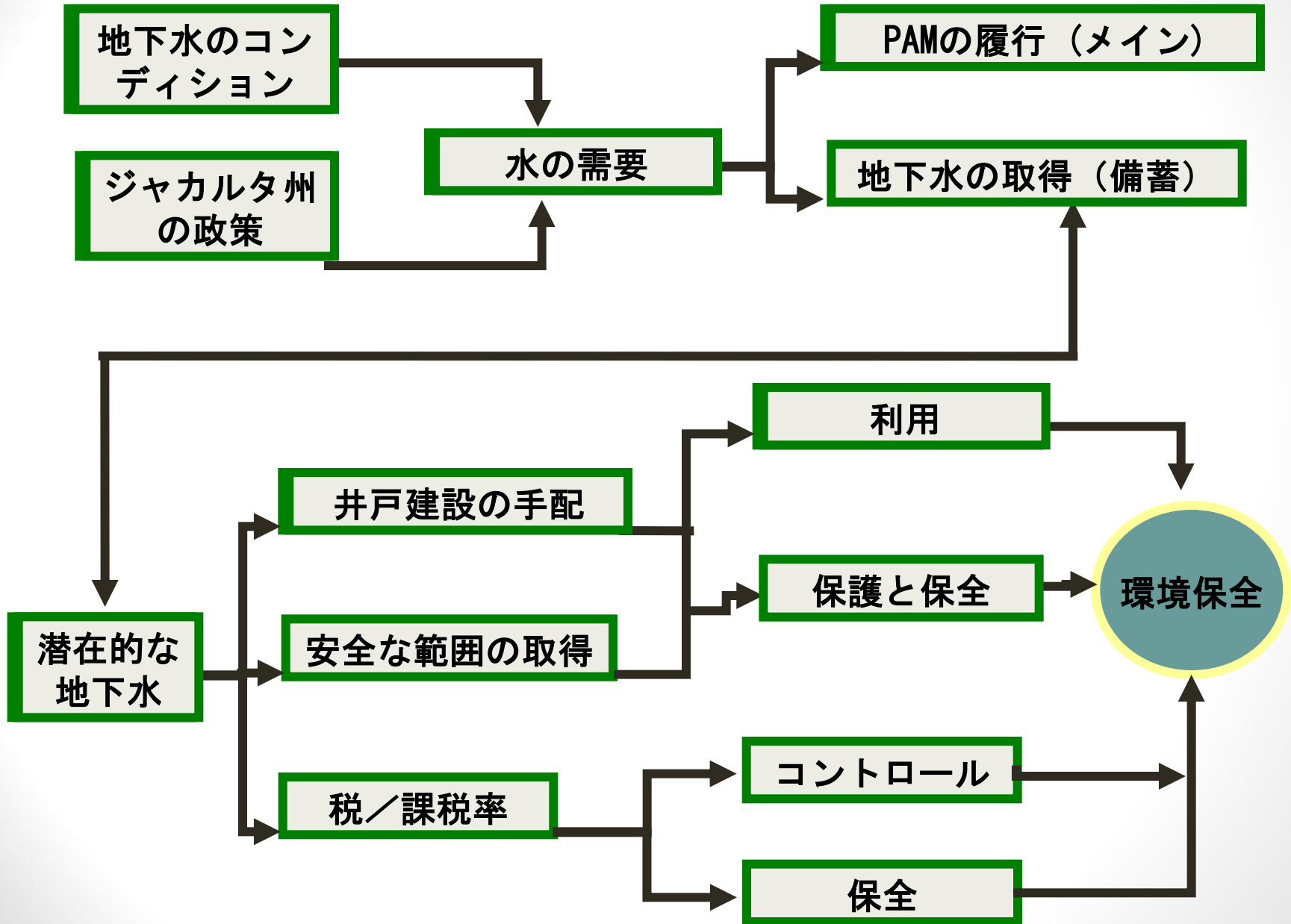
No.	オペレーターサービス	生産能力 (L/dt)	原水供給源	備考
I	PT. AETRA (DULUNYA TPJ)			ジャカルタ州東部地域
1.1	• IPA BUARAN 1	2.000	WTC/JATI LUHUR	WTC (西TARUM運河) からの供給に100%依存
1.2	• IPA BUARAN 2	3.000	WTC/JATI LUHUR	
1.3	• IPA P. GADUNG	4.000	WTC/JATI LUHUR	
II	PT. PALYJA			ジャカルタ州西部地域
2.1	• IPA PEJOMPONGAN 1	2.000	WTC/JATI LUHUR	WTC (JATI LUHUR貯水池) から64,4%、CISADANE から31%、KRUKUTから4,6%の供給に依存
2.2	• IPA PEJOMPONGAN 2	3.600	WTC/JATI LUHUR	
2.3	• IPA MINI CILANDAK	400	KALI KRUKUT	
2.4	• AIR CURAH TKR TANGERANG	2.700	CISADANE	
	総容量	17.700	総配当 = IPA生産能力 + 生産水供給	





# 地下水管理の概念

別添A-13

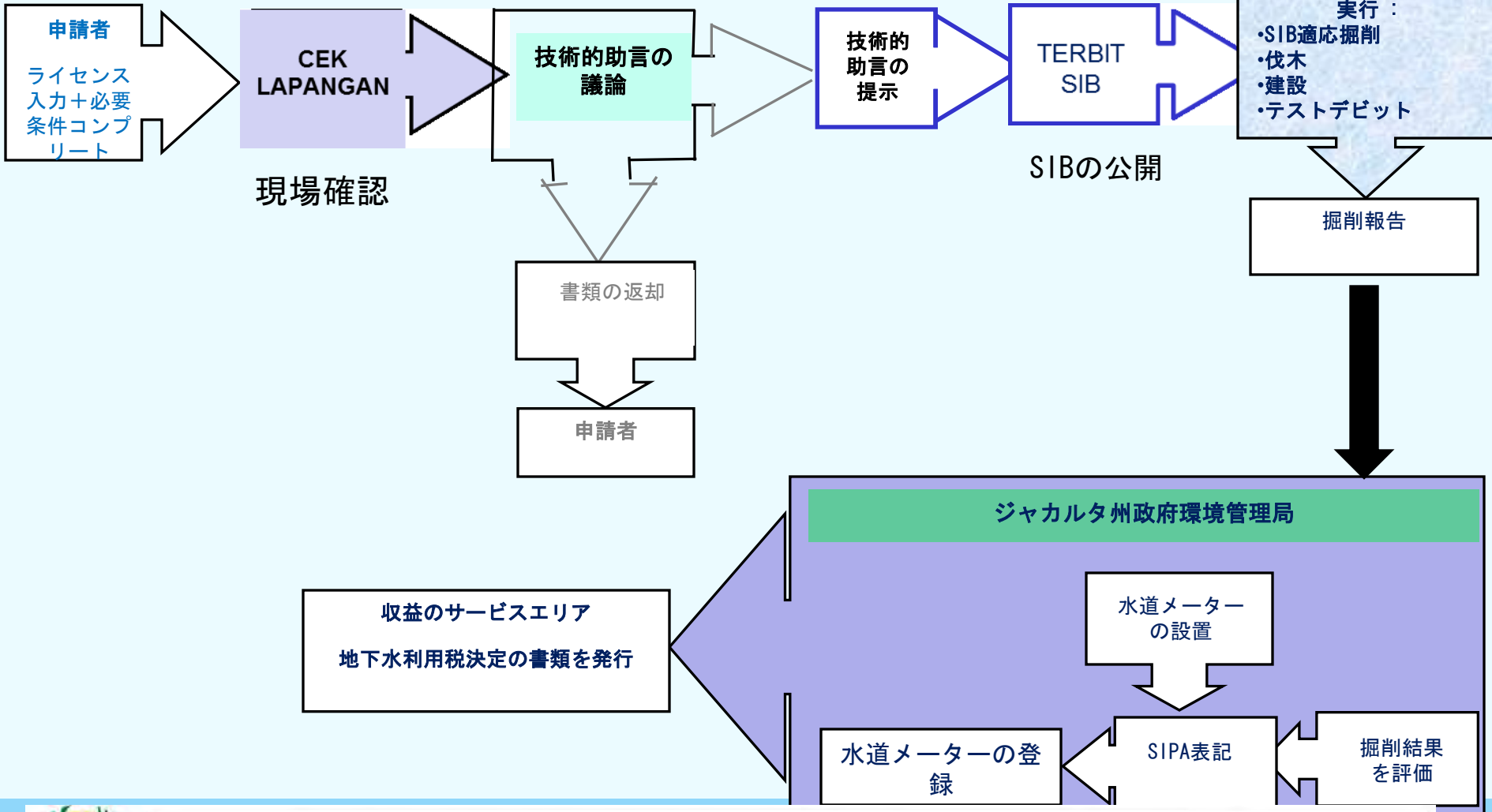


# PROSES PERIZINAN PEMANFAATAN AIR TANAH

ジャカルタ州政府環境管理局

現場監督

地下水利用のライセンス供与プロセス



BADAN PENGELOLA LINGKUNGAN HIDUP PROVINSI DKI JAKARTA



# 地下水を取得する際の義務

- 地下水の利用ごとに都度、飲料水用、家庭用、産業用、家畜用、農業用、灌漑用、工業用、都市部の水替え事業用、その他の用途での使用を知事から許可を得なければ利用する事が出来ない(1998年第10条2項)。
- 浅井戸／深井戸から地下水を取得または商業ビジネスに利用する井戸を掘り起こす場合は知事から許可を得なければならない(1998年第10条7項)。
  -
- 地下水と表層水の取得と利用税の名のもとに、地下水および／または表層水の利用と取得に対し税を徴収する(2004年第1条2項)。
- 商業用飲料水、産業用、家畜と農業用、灌漑用、鉱業用とその他の商業用に表層水と地下水を利用する場合はそれぞれ知事の許可を得るか公式に任命された場合にのみ利用する事が出来る(2007年第8条23項)。



# 地下水の掘削と取得許可保持者の義務 別添A-16

- ジャカルタ州政府環境管理局長への履行と掘削の報告
- 6ヶ月ごとに自治体公認の研究室で各井戸の地下水の品質を分析した結果を地方環境管理庁長へ報告
- 既に決定されている取得と利用税の適切な料金を支払う
- 既に決定されている掘削許可と利用税の適切な料金を支払う
- 適用された規定に適切な浸透井戸と観測井を作る
- 予備として地下水を利用する
- 取得と利用は許可証に記載の上限に準拠した範囲内で行う（許可の上限を履行）
- 所有権の割当と水道会社ネットワークの変更を地方環境管理庁長に報告
- 水道メーターとプラントシールと公認シールの維持と損傷に関して責任を持つ
- 水道メーターとシールを損傷から保護するため水道メーター容器を作る

# ATの制御と管理

(規制第10/1998知事規則第113/2005) :

- 許可を保有するATの管理
- 許可を保有していないATの管理
- 脱水の活動を管理
- 違反の形態に対する民事及び刑事上の制裁の賦課

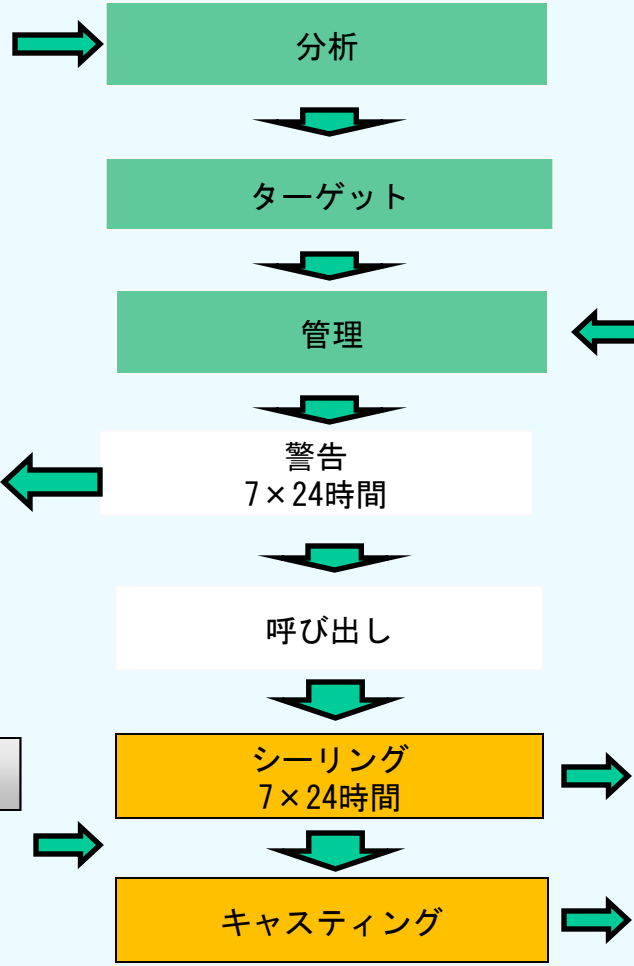


# 地下水の管理監視メカニズム

2005年 No. 113 ジャカルタ州基本規制

## データソース

1. 地方環境管理庁
2. 税務署
3. PALYJA
4. AETRA
5. コミュニティ



## 禁止 (Ps. 3 段落 (2))

- SBポイントの位置変更
- メーターを変更する
- シールを破損する
- メーターの位置を移動する
- メーターを切る
- コンビネーションメーターを作らない
- 吐出管のサイズを変更する
- メーターより前に給水栓を付ける
- 排出許可証を超過
- 許可証を更新しない
- SRとSPを作らない
- KA/6ヶ月分析報告をしない
- 許可証のチェック項目を満たしていない
- SIPPATに準拠しないドリル設備
- 技術者がKJBドリルを持っていない
- ドリル、ログ、konsとデビットtkの報告、掘削結果を報告しない



# 違反に対する罰則

## 1. 行政処分(1998年第10規制)

- 書面による警告
- 一時停止/封印
- 中止/キャスティング

## 2. 民事制裁(賠償)(2004年第1規制)

## 3. 刑事罰(2007年第8規制)

規制第23条1節に違反した者または代理店は最短30日～最長180日の懲役または最少5,000,000ルピー～最多50,000,000ルピーの罰金刑に処す。



## I. 2004年水資源についての法律第7

### 刑法第XVI章94条

(1) 最長9年の懲役と最多1,500,000,000ルピーの罰金刑に処す:

- a. 故意に水資源やインフラへのダメージにつながる活動や水保全活動を妨害をするおよび/または水質汚染につながる活動に従事する者（第24条に言及）、または
- b. 故意に水の破壊力につながる可能性の活動に従事する者（第52条に言及）。

(2) 最長6年の懲役と最多1,000,000,000ルピーの罰金に処す:

- a. 故意に水を用いて人々や水源の機能に危害を与える活動に従事する者（第32条3節で言及）；



## II. 地下水の管理と利用に関する規制1998年第10規制

### 第2章2節:

飲料用、家庭用、産業用、家畜用、灌漑用、鉱業用、都市の水替え事業用、及びその他の用途で地下水を利用する場合地方自治体のCq. 公認鉱業事務所の許可を得た後利用する事が出来る（1999年第88政令）。

## III. 地下水、鉱業一般、石油と天然ガスと電気の監視と制御事業に関する規制2005年ジャカルタ州規制第113

2004年第7, 1998年第10規制と2005年第113規制はジャカルタ州の自然災害リスクの緩和と都市環境保全と平行し天然資源の管理とコントロールを行う強い法的根拠である。



# ジャカルタ州の地下水管理の戦略と活動

別添A-22

- 商業目的での地下水の使用を制限する。
  - 深井戸の最大取水量： 100m<sup>3</sup>/日
  - 浅井戸の最大取水量： 10m<sup>3</sup>/日
- バンドン工科大学（ITB）チームの観測結果により地盤沈下のリスクが高いとされる地域のライセンス供与の自粛
- 水道会社のサービスエリアがある地域では、地下水はもっぱら緊急事態への備蓄用とする
- 統合水資源の管理と保全に関する5R計画（Reduce, Reuse, Recycle, Recharge and Recovery）の準備普及とモニタリング
- AWLRと遠隔測定法を用いて保全ツール（浸透井戸とBabakanへの注入、ダナスター、Duku Atas、Pulo Mas）とモニタリングツールを作る
- PABT料金を保全先の水道料金より相対的により高く引き上げる
- 管理監督を強化し、叱責と警告を提供しながら地下水の掘削と利用に関し開発し、井戸を創立する



## ジャカルタ州の地下水管理戦略と行動

- ジャカルタ州の水替え建築開発プロジェクト実施の監督
- 2008年3月の浸透井戸宣言に注意を払い活動する
- Mega Kuningan、Mangga DuaとKelapa Gading地域とともに、5Rすなわち、節約（Reduce）、使用した水の再利用（Reuse）、リサイクル（Recycle）、再充填（Recharge）、リカバリ（Recovery）に基づき地下水をサポート、保存する2007年9月5日付けの覚書に署名
- 水道会社と、地下水と清浄水の管理と利用の枠組みのパートナーとともに覚書を実行する



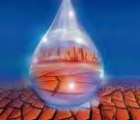
# ジャカルタ州の地下水管理の戦略と行動

別添A-24

- 5Rを実行し地域社会の利益のために各企業環境における排出許容量の10%程度の水を提供するため2010年第129ジャカルタ州知事令を公表
- 地下水の基本的な価格についてジャカルタ州知事により決定がなされている
  - 知事令第4554/1999年：  
Rp. 650, – sd Rp. 4.400, –
  - 知事令第37/2009年 / 規制第86/2012年  
Rp. 26.833, – sd Rp. 116.664, –
- 政府機関を交え天然資源のサービスと保全の改善に向けた管理の実

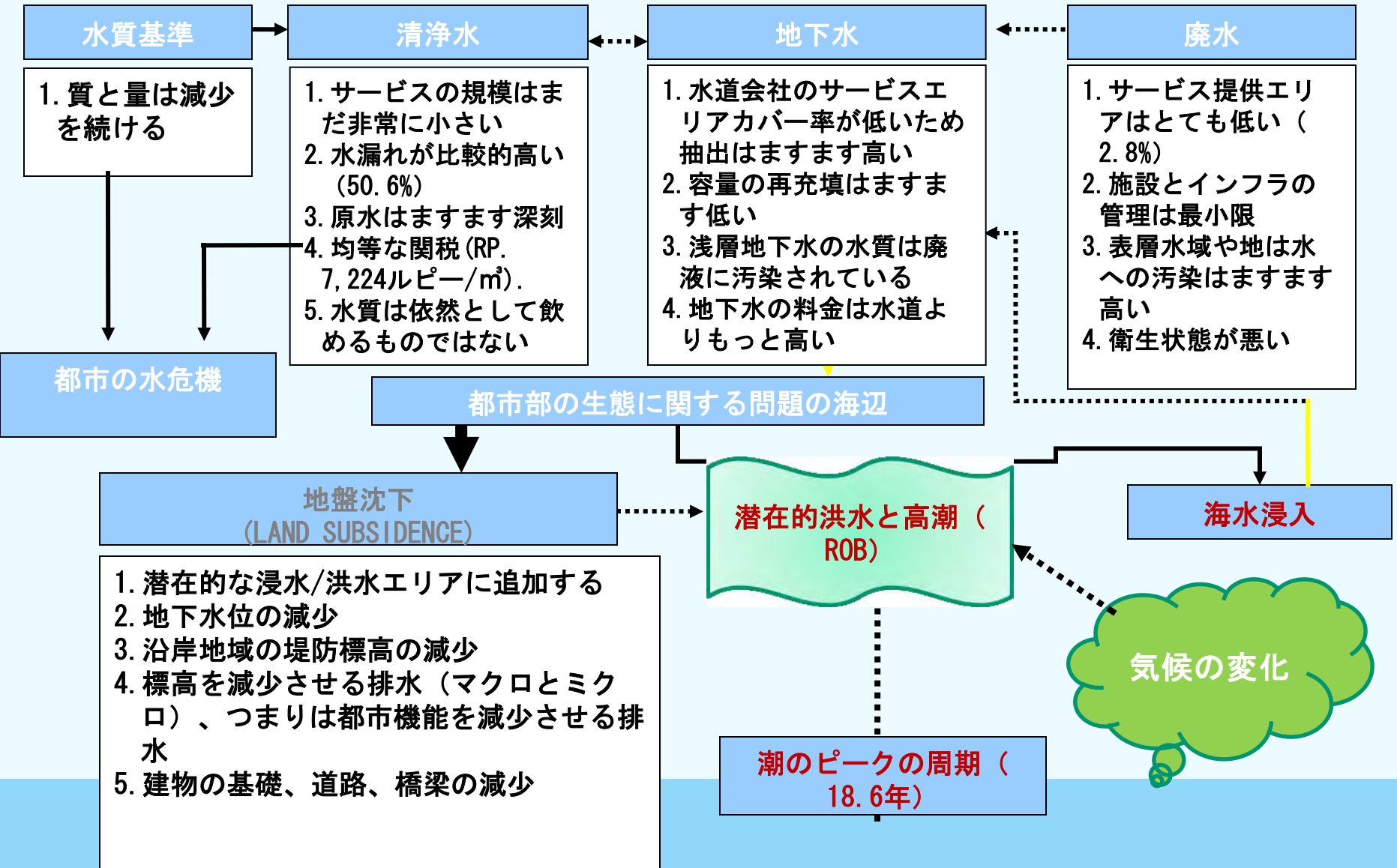


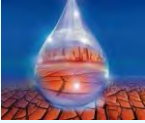
- 水道水のサービスへのアクセスを提供する以前の代替として地下水を利用する場合において徐々に地下水の利用を制限する（効果的な戦略と知恵のためいくらかの指導者が要求される）
- 水道会社のオペレーターは水に問題を抱えた地域（帯水層が影響を受けやすい/水ストレスのある地域）への水道サービスを提供する/優先順位を付ける事を要求された
- 特にジャカルタ州の境界間際での地下水の利用に関して周辺の州と地下水の利用を共同監督することを励行する
- ジャカルタ州でミクロ及びマクロの水収支（WATER BALANCE）を調整する目的で各企業やオフィビルのための水の監査プログラムを行う
- 合法及び違法な地下水の利用に対し統合されかつタイトな監視と執行を行う
- まだ地下水取得違反をしていない建物の管理者に対して厳しい制裁が成立した
- 地盤沈下の問題を抱えたエリアの浅層地下水と多孔浸透井戸及び注入井戸を利用した地下水の増強（RECHARGE）を行う
- 地盤沈下の問題を抱えたエリアで多孔浸透井戸を用いた浅層地下水と注入井戸を利用した地下水の増強（RECHARGE）を行う



# 水資源の政策会議

# 主要問題の管理 ジャカルタ州での水資源 (SDA)





# ジャカルタ州の代替水資源



**AIR PERMUKAAN STATIS (sungai) DAN DINAMIS (danau,situ)** 静的地表水（川）と動的表層水（湖）



**PENAMPUNGAN & PENGOLAHAN AIR HUJAN**

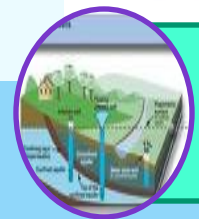
雨水の貯留と処理



**AIR HASIL RE-CLAIM AIR BEKAS (USED WATER)** 使用済みの水を再利用

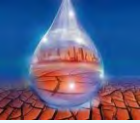


**AIR HASIL PROSES DESALINASI AIR ASIN (LAUT & PAYAU)** 塩水（海と汽水）を脱塩処理した水

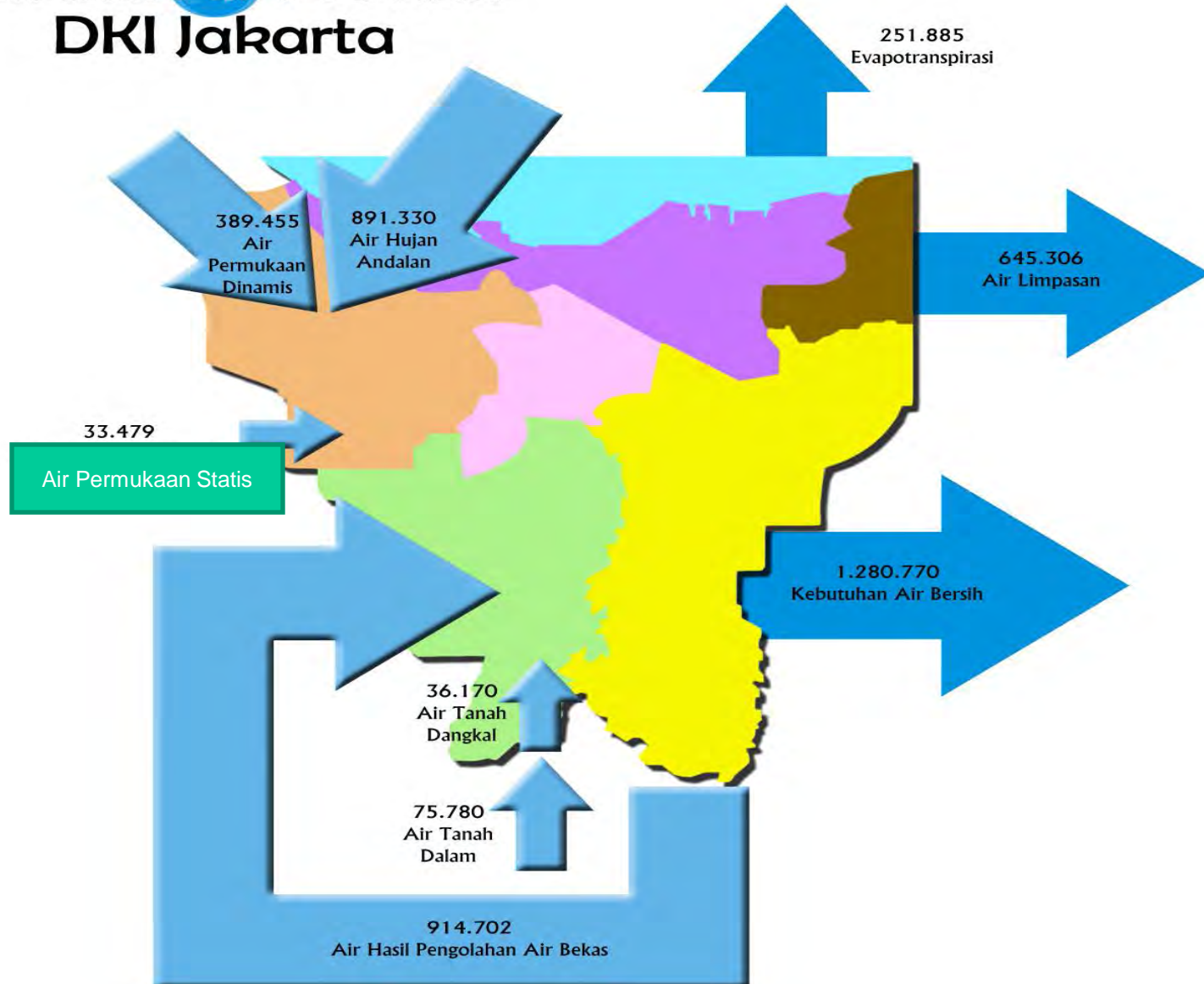


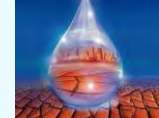
**浅層地下水（最後の代替案）**





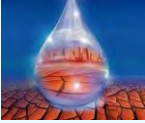
## Neraca Air Provinsi DKI Jakarta





NO.	利用可能な水源 (1,000m <sup>3</sup> )	利用可能な水量 (1,000m <sup>3</sup> )	要因 減少/増加 (1,000m <sup>3</sup> )		クブツハン水 実量 (1,000m <sup>3</sup> )		
1	静的表流水	33,479	蒸発散量	251,885	国内の都市	753,395	
2	動的表流水	389,455			業界	113,009	
3	雨水	891,330			港（ポート）	113,009	
4	浅い地下水	36,170	浸透	172,828	社会の保全	37,669	
5	地下水	75,780			水の損失（NRW）	203,416	
6	水処理を行なった水	914,702			消防と造園	60,272	
	計	2,340,916	計	424,713	計	1,280,770	
	水バランス	632,436					

# 地下水の保全戦略を通して ジャカルタ州の地下水の取得を制限することを推奨 2010年 - 2030年

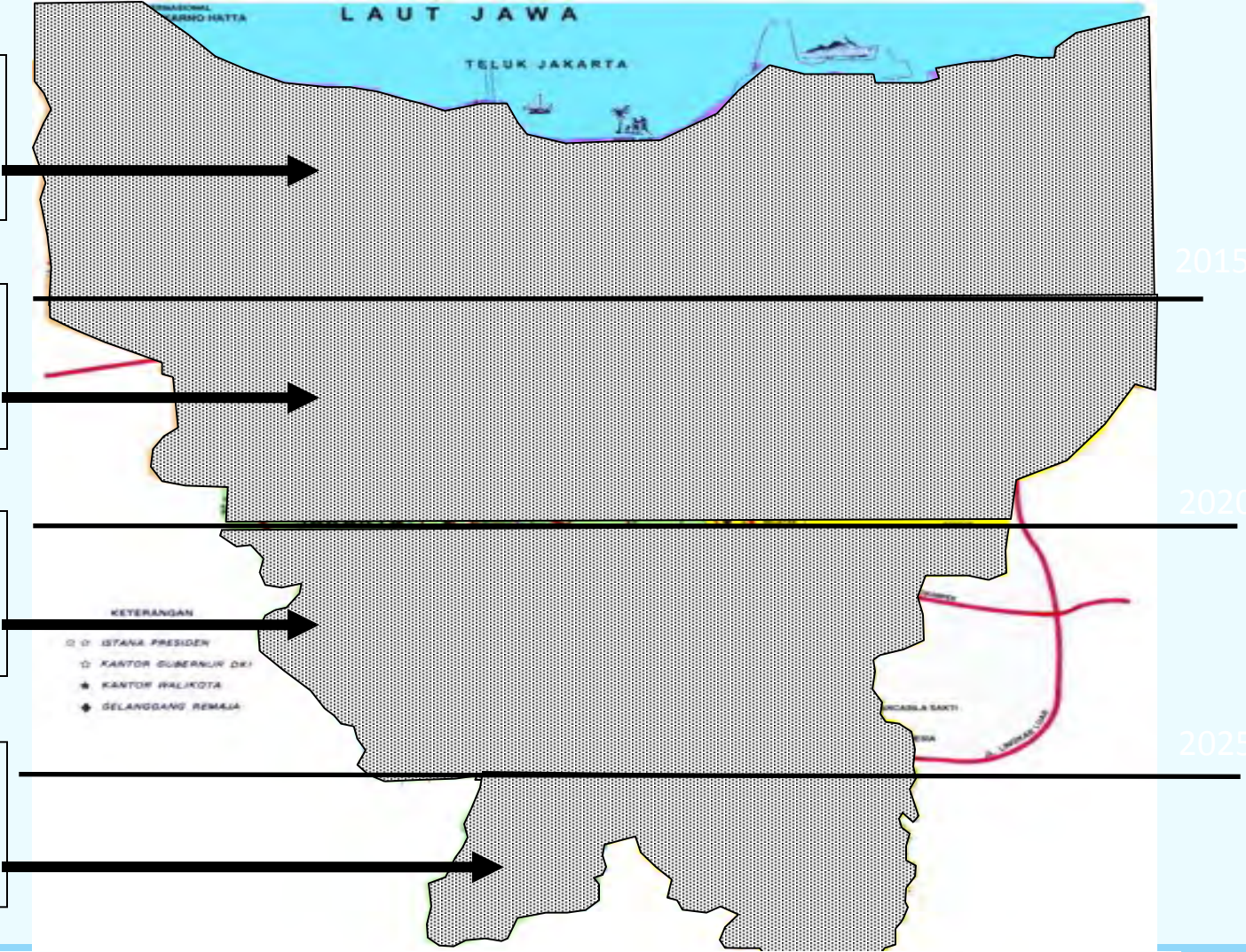


2015年以降この地域全体で  
水道水を100%供給し、かつ  
地下水の取得“ゼロ”にし  
なければならない

2020年からこの地域全体で  
水道水を100%供給し、かつ  
地下水の取得“ゼロ”にし  
なければならない

2025年以降この地域全体で  
水道水を100%供給し、かつ  
地下水の取得“ゼロ”にし  
なければならない

2030年以降この地域全体で  
水道水を100%供給し、かつ  
地下水の取得“ゼロ”にし  
なければならない





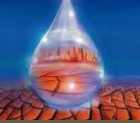
# 2030年におけるジャカルタ州の水自給率展望

別添A-32

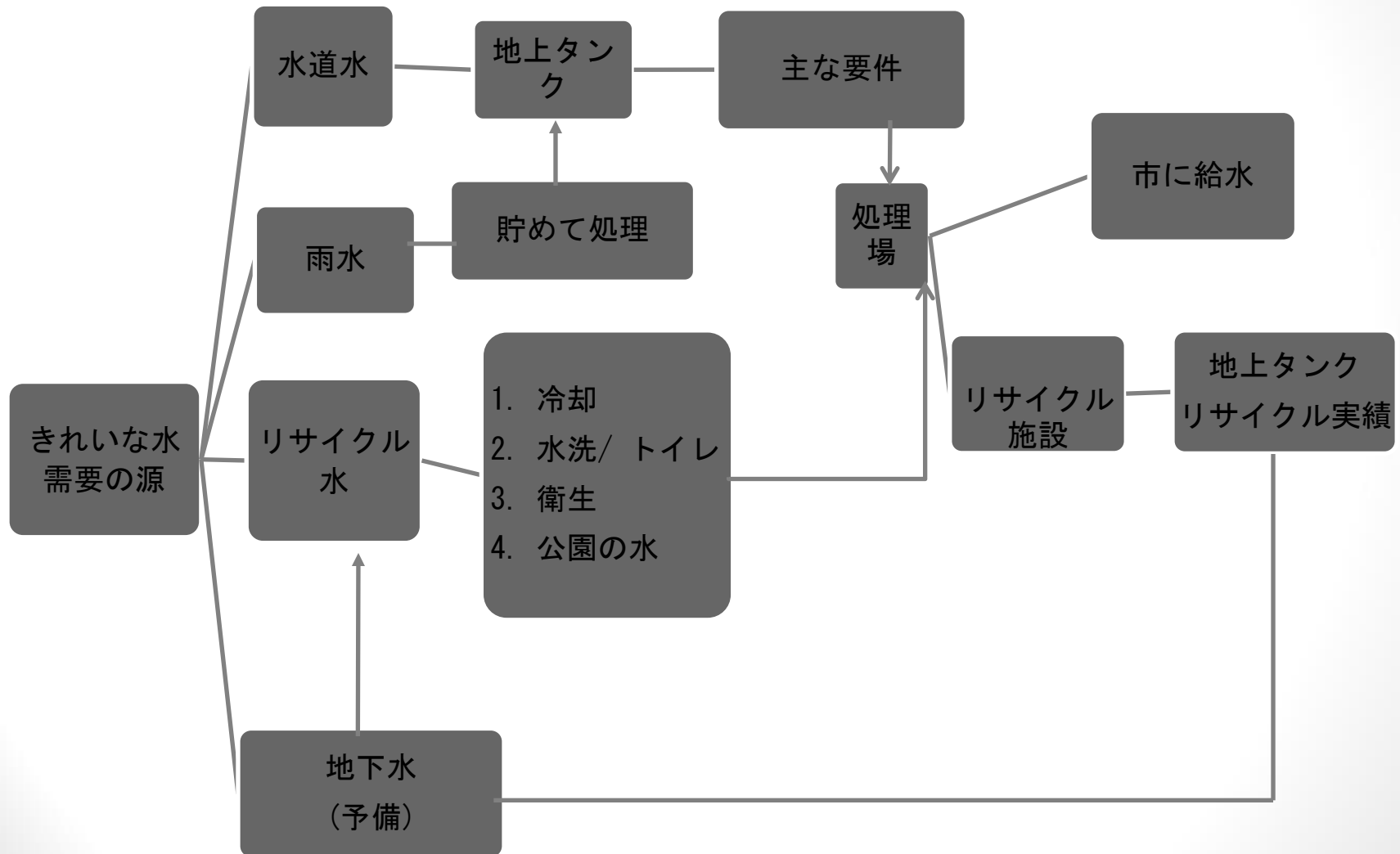
2, 22 = ジャカルタ州の水資源容量 36, 47 配水管の普及率

NO.	年	水の自給率 (%)	目標達成と決定要因
1	2010	2,22/36,47	現状は、原水や配水管網の不足及び漏水率 (NRW) が高いことが原因。
2	2015	9,76/56,67	ジャティフルSPAM (4000ℓ/秒) + IPA (配管) を開発。 超ろ過システム (2000ℓ/秒) + 漏水率の低下 + 公共水道配管網の開発
3	2020	27,78/72,78	河川/運河の再開発事業 + 西タルン運河を經由してジャティフルからの原水供給を増加 + 漏水率の低下 + 公共水道配管網の開発
4	2025	56,95/89,77	河川/運河の再開発事業 + 都市排水処理システムの開発 (使用済み水のリサイクル) + 漏水率の低下 + 公共水道配管網の開発
5	2030	82,34/100	河川/運河の再開発事業 + 都市排水処理システムの開発 (仕様済み水のリサイクル) + 海水の淡水化 + 漏水率の低下 + 公共水道配管網の開発





# 清浄水の需要充当の図式



# 地下水の取得価格

# 水の取得価格の構成要素

- 地下水の取得と利用税の標準課税（DPP）は、水の取得価格（NPA）である。
- NPAの値は部分的または全て以下のような要因により決定される：
  - 水源の種類；
  - 水源の場所；
  - 水源の質；
  - 水を取得した量；
  - 水を利用した面積；
  - 水を取得した時期；
  - 水の取得および/または水の利用による環境の損害レベル；
  - 水の取得先。
- NPAすなわち2つの構成要素を含む：
  - 水を取得した量；
  - 水の基本料金（HDA）。
- 取得した水の量は以下の取得したおよび/または同様に使用済みの立方メートル数で区別される：
  - *0 m<sup>3</sup> s. d. 50 m<sup>3</sup>;*
  - *51 m<sup>3</sup> s. d. 250 m<sup>3</sup>;*
  - *251 m<sup>3</sup> s. d. 500 m<sup>3</sup>;*
  - *501 m<sup>3</sup> s. d. 750 m<sup>3</sup>;*
  - *751 m<sup>3</sup> s. d. 1000 m<sup>3</sup>;*
  - *> 1000 m<sup>3</sup>.*

- 水の基本料金（HDA）は以下のような負荷の構成要素に関しルピアの単位で計算される。
  - 水資源
  - リカバリ補償、割当と管理
- 水の基本料金（HDA）は以下のような構成要素が設定されている。

No	HADの構成要素	ウェイト
1	天然資源	60%
2	リカバリ補償、割当と管理	40%

- 水の基本料金（HDA）は 以下で決定される：
  - 原水価格（HAB）
  - 水価格因子（Fn-Air）.
- 原水価格の基本料金は将来安価に製造（生産）される地下水を得るための出資または投資として計算される
- 原水価格はRp. 14. 583, 00/m<sup>3</sup>ほどに設定されている



# 水の価格因子の構成要素とウエイト (Fn-Air)

水価格因子 (Fn-Air)は以下の構成要素が含まれている。

- 天然資源 (SDA) 地下水;
- 地下水を取得及び/または取得した結果の環境ダメージのリカバリ補償;
- 地下水の割当と管理

要因によって決定資源地下水の基準にコンポーネント :

•DARからなる地下水の種類 :

- 浅層地下水;
- 地下水;
- 湧き水.

•地下水源の場所をカバー:

- PDAMのような水資源の代替ネットワークがある;
- 代替水資源がない

•地下水の品質

- 質が良い
- 質が悪い

•環境被害復旧決定地下水による報酬の構成要素、土壌・地下水のすべてのレベルのためのエアインテークのすべてのタイプの報酬費用はどちらでしたか環境を破壊していない影響を与えて、これが含まれ:

- コスト回収が原因沈下地下に要求される;
- コスト回収が原因塩類化するために必要です;
- コスト回収が原因地盤沈下 (地盤沈下) するために必要です;
- コスト回収が原因地下水汚染するために必要です。

•処分コンポーネントおよびユーザーまたはユーザーグループによって区別地下水管理は、次のように定義されている地下水を被験者:

- 非商業
- 小型商用
- 中小企業
- ビッグ商務省
- 大規模な

- 被験者ユーザーまたはユーザーグループ地下補償料地下の指定と管理。
- 指定および管理報酬は、地下水がかかり、ユーザが対象地下水の各ユーザーまたはグループの報酬のコストを分化した。
- 指定管理補償を行うことは地下水が地下水の回収利用の結果として意思決定報酬費用として使用される環境被害復旧ほこりや水に起因する報酬費用がかかります
- 水値（Fn-エア）を決定する要因は、各構成要素に一定の加重値を与えることによって行われる。
- 代替的な水資源やネットワークタップの存在または非存在の判定基準に従って分化水源のタイプから成る重み付けコンポーネント地下資源、水源、水質の位置。
- ネットワークタップ上のコンポーネント地下水資源は、ネットワークタップ外のコンポーネント地下水資源よりも大きな重みを与えている
- ユーザーまたはグループの地下水利用の代替水資源やネットワークタップを施すことを目的に、ネットワークタップのコンポーネントの地下水資源に大きな重みを与える

- 地下水の成分の重量は、次のように

No	基準	重さ
1	水道公社の水	5
2	それ以外の水	3
3	湧き水	0

- 次のように、地下水の取水計画を作った結果、地下水抽出及び利用の重量は、地下水を取水して/または使用される水の使用の係数から計算される。

No	対象ユーザー	0-50 m3	51-250 m3	251-500 m3	501-750 m3	751-1000 m3	>1000 m3
1	非商業	0,1	0,1	0,2	0,2	0,2	0,2
2	小型商用	1,0	1,2	1,4	1,6	1,8	2,0
3	中小企業	5,0	5,3	5,6	5,9	6,2	6,5
4	ビッグ商務省	7,0	7,4	7,8	8,2	8,6	9,0
5	大規模な	10,0	10,5	11,0	11,5	12,0	12,5

## 水と土壌水の取り込みと利用の取得税値の計算

- 水の基本価格（HAD）に使用した水量分（M3）の水使用量を乗じた税の取得および/または地下水利用水の取得値（NPA）として徴収する。
- 水の体積を採取および/または使用される水の体積は、使用される水の量の漸進的な体積に基づいている。
- 水基本価格（HDA）は、原水価格（HAB）と価格別の水の値を（Fn-Air）を乗じて得られる
- 次の式が水の取得値（NPA）の計算方法：
  - $NPA = \text{水量} \times \text{水の基本価格（HDA）}$
  - $\text{水の基本価格（HDA）} = (\text{原水の格付け要因（FN-Air）} \times \text{価格})$
  - $NPA = \text{原水の量} \times \text{原水の格付け要因（FN-Air）} \times \text{原水価格}$
- 水の取得値（NPA）はこの方式で計算される

## 税と罰則過剰地下水の取水

- 税の量は、抽出および/または地下水（税PABT）の使用量は、原水買収量に税率を乗じて計算される；
- 20%に設定した地下水の税率；
- 次のように税の取得、および/または実体がない地下水の利用率を計算する方法：  
税金PABT = (税率 x 水買収 (NPA) x 使用量)
- 以下との租税検索および/または過剰なデビットの地下水利用を計算する方法：
  - 税金PABT = (税率 x 水買収 (NPA) x 使用量)
  - 過剰罰金税 = 50% x 税率 x 水取得値 (NPA) x (使用量 - 許可排水量)
  - 過剰税PABT = 税金PABT + 過剰罰金税

## 税計算地下脱水

- 税額は、地下水を採取し、電位の変化に基づいて計算される；
- 税率のは、地方条例に定められた規定に従って決定されます；
- 税務地下脱水以下の計算方法：
  - 水道メーターツール設定
    - 地下水の水位より地下水量を計算する
    - 税地下水脱水= 税率 x NPA非営利率x 不足量

## 水の値係数の計算結果 (Fn-Air)

No	対象ユーザー/ グループ水使用						
		0-50	51-250	251-500	501-750	751-1000	>1000
1	非商業	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
2	小型商用	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
3	中小企業	5.0	5.3	5.6	5.9	6.2	6.5
4	ビッグ商務省	7.0	7.4	7.8	8.2	8.6	9.0
5	大規模な	10.0	10.5	11.0	11.5	12.0	12.5

## 量成分SDA

No	基準	重さ
1	リーチタップ中	5
2	レンジタップのうち	3

## 成分重量HDA

No	基準	重さ
1	天然資源のコンポーネント	0.6
2	報酬の回復のコンポーネント	0.4

### タップの範囲の水分係数テーブル (Fn-Air)

No	対象ユーザー/グループの水使用量						
		0-50	51-250	251-500	501-750	751-1000	>1000
1	非商業	3.04	3.04	3.08	3.08	3.08	3.08
2	小型商用	3.4	3.48	3.55	3.64	3.72	3.38
3	中小企業	5	5.12	5.24	5.36	5.48	5.6
4	ビッグ商務省	5.8	5.96	6.12	6.28	6.44	6.6
5	大規模な	7	7.2	7.4	7.6	7.8	8

### 水係数テーブル (Fn-Air) 範囲外のタップ

No	対象ユーザー/グループの水使用量						
		0-50	51-250	251-500	501-750	751-1000	>1000
1	非商業	1.84	1.84	1.88	1.88	1.88	1.88
2	小型商用	2.20	2.28	2.36	2.44	2.52	2.60
3	中小企業	3.80	3.92	4.04	4.16	4.28	4.40
4	ビッグ商務省	4.60	4.76	4.92	5.08	5.24	5.40
5	大規模な	5.80	6.00	6.20	6.40	6.60	6.80

## 給水栓の範囲内の値の表

別添A-44

No	対象ユーザー/グループの水使用量						
		0-50	51-250	251-500	501-750	751-1000	>1000
1	非商業	44.332	44.332	44.916	44.916	44.916	44.916
2	小型商用	49.582	50.749	51.915	53.082	54.249	55.415
3	中小企業	72.915	74.665	76.415	78.165	79.915	81.665
4	ビッグ商務省	84.581	86.915	89.248	91.581	93.915	96.248
5	大規模な	102.081	104.998	107.914	110.631	113.747	116.664

## 水タップの範囲外の値の表

No	対象ユーザー/グループの水使用量						
		0-50	51-250	251-500	501-750	751-1000	>1000
1	非商業	26.833	26.833	27.416	27.416	27.416	27.416
2	小型商用	32.083	33.249	34.416	35.583	36.749	37.916
3	中小企業	55.415	57.165	58.915	60.665	62.415	64.165
4	ビッグ商務省	67.082	69.415	71.748	74.082	76.415	78.748
5	大規模な	84.581	87.498	90.415	93.331	96.248	99.164



## 地下水税の計算

地下水利用の過剰税が無い場合の計算方法

許容許可量=3000立方メートル/月

今月使用量=2500立方メートルの使用

団体料金 = 大規模な (表を参照)

計算方法

税金PABT=税率 x 水買収 (NPA) x ボリューム使用

税金PABT (1) = 20% x 50 m<sup>3</sup> x 102.081 = Rp. 1.020.810

税金PABT (2) = 20% x 200 m<sup>3</sup> x 104.998 = Rp. 4.199.920

税金PABT (3) = 20% x 250 m<sup>3</sup> x 107.914 = Rp. 5.395.700

税金PABT (4) = 20% x 250 m<sup>3</sup> x 110.631 = Rp. 5.531.550

税金PABT (5) = 20% x 250 m<sup>3</sup> x 113.747 = Rp. 5.687.350

税金PABT (6) = 20% x 1500 m<sup>3</sup> x 116.664 = Rp. 34.999.200 +

排水はない場合の税 (2500 m<sup>3</sup>) = Rp. 56.834.530

( 1円=114.4rp 2014年2月22日日本時間14時

56,834,530/114.4=496,805円/月

496,805/2500m<sup>3</sup>=198円/m<sup>3</sup>)

# 過剰地下水流出と税計算

•許容許可量= 3000 m<sup>3</sup>/ 月

•今月使用量= 4000 m<sup>3</sup>

•団体料金 = 大規模な (表警察庁の附属書IIを参照)

•計算方法

•税金PABT= 税率 x 水買収 (NPA) x ボリューム使用

•税金PABT (1) = 20% x 50 m<sup>3</sup> x 102.081 = Rp. 1.020.810

•税金PABT (2) = 20% x 200 m<sup>3</sup> x 104.998 = Rp. 4.199.920

•税金PABT (3) = 20% x 250 m<sup>3</sup> x 107.914 = Rp. 5.395.700

•税金PABT (4) = 20% x 250 m<sup>3</sup> x 110.631 = Rp. 5.531.550

•税金PABT (5) = 20% x 250 m<sup>3</sup> x 113.747 = Rp. 5.687.350

•税金PABT (6) = 20% x 3000 m<sup>3</sup> x 116.664 = Rp. 69.998.400 +

•税金PABT 4000 m<sup>3</sup> = Rp. 91.833.730

•過剰罰金税 = (50% x 税率 x 水買収 (NPA) x (使用量 - 許可取水量))

•過剰取水量 = 使用量 - 取水許可量が許可されています

• = 4000 m<sup>3</sup> - 3000 m<sup>3</sup> = 1000 m<sup>3</sup>

•過剰取水罰金t (1) = 50% x 20% x 50 m<sup>3</sup> x 102.081 = Rp. 510.405

•過剰取水罰金 (2) = 50% x 20% x 200 m<sup>3</sup> x 104.998 = Rp. 2.099.960

•過剰取水罰金 (3) = 50% x 20% x 250 m<sup>3</sup> x 107.914 = Rp. 2.697.850

•過剰取水罰金 (4) = 50% x 20% x 250 m<sup>3</sup> x 110.631 = Rp. 2.765.775

•過剰取水罰金 (5) = 50% x 20% x 250 m<sup>3</sup> x 113.747 = Rp. 2.843.675

•過剰取水罰金 1000 m<sup>3</sup> = Rp. 10.917.665

•以上の放電と税金 = 税金PABT + デビットオーバー罰金

• = Rp. 91.833.730 + 10.917.665

• = Rp. 102.751.395 (=895,786円

1m<sup>3</sup>当り223

円)

## 地下水使用税率

- ・ 非営利率を用いた地下水使用税率
- ・ 水道メーターの設置と計算

$$\text{毎月の水道料金} = \text{水の使用量} \times \text{NPA非営利率} \times 20\%$$

- ・ 地下水の限界値計算（透過性）

透過性地下水地下水の税計算



ありがとうございました

Jakarta Ecogreen City



*Save our environment*



**BADAN PENGELOLA LINGKUNGAN HIDUP PROVINSI DKI JAKARTA**

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

大統領規程 2014 年 39 号  
 添付リスト

No	添付	タイトル	ページ (本文から続くページ番号)
1	添付 I	投資に閉鎖されている事業分野リスト	7-8
2	添付 II	条件付きで開放されている事業分野リスト	
		1. 農業分野	9-15
		2. 林業分野	16-18
		3. 海洋・漁業分野	19-20
		4. エネルギー・鉱物資源分野	21-22
		5. 工業分野	23-26
		6. 国防・警備分野	27
		7. 公共事業分野	28-31
		8. 商業分野	32-35
		9. 観光・創造経済分野	36-39
		10. 運輸分野	40-43
		11. 情報通信技術分野	44-45
		12. 金融分野	46
		13. 銀行分野	47
		14. 労働・移住分野	48
		15. 教育・文化分野	49
		16. 保健分野	50-52

本資料は、大統領規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

2014年4月23日付  
 大統領規程 2014年39号  
 添付 I

## 投資に閉鎖されている事業分野リスト

No	分野	事業分野	KBLI
1	農業	大麻の栽培	1289
2	林業	1. ワシントン条約 (CITES) 付属書 1 に記載された魚類の捕獲 2. 建材/石灰/カルシウム、土産/装飾品用への天然珊瑚、生きた珊瑚・死んだ珊瑚 (recent death coral) の利用 (採取)	1701 3119
3	工業	1. 環境を破壊しうる化学物質産業： -水銀処理を行う塩素アルカリ製造産業 -農薬の有効成分材料産業：ジクロロジフェニルトリクロロエタン (DDT)、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、マイレックス、トクサフェン -工業用化学材産業：ポリ塩化ビフェニル、ヘキサクロロベンゼン -オゾン破壊物質産業：四塩化炭素、メチルクロロフォルム、メチルブロマイド、トリクロロフルオロメタン (CFC-11)、ジクロロトリフルオロエタン (CFC-12)、トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)、ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)、クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)、クロロトリフルオロメタン (CFC-13)、テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)、ペンタクロロフルオロエタン (CFC-111)、クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)、ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)、トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)、テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)、ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC-213)、ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC-211)、プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)、プロモトリフルオロメタン (ハロン-1301)、ジブロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402)、R-500、R-502 2. 化学兵器としての化学剤の利用に関する法律 2008 年第 9 号の添付 I に記載の化学兵器会議スケジュール 1 化学物質産業 3. アルコールを含有する飲料産業： -アルコール飲料 -ワイン -麦芽を含む飲料	20111 20211 20119 20119 20119 20119 11010 11020 11030
4	運輸	1. 陸上旅客ターミナルの実施と運営 2. 原動機付車両計量の実施と運営 3. 船舶航行支援通信/設備と船舶交通情報システム (VTIS) 4. 航空ナビゲーションサービスの実施 5. 原動機付き車両形式試験の運営	52211 52219 52221 52230 71203
5	情報通信技術	無線周波数及び衛星軌道の監視基地の管理と実施	61300
6	教育・文化	1. 政府系博物館 2. 歴史・古代遺跡 (寺院、王宮、石碑、遺跡、古代建造物など)	91021 91023
7	観光・創造経済	3. 賭博/カジノ	92000

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

付記：

1. 閉鎖事業分野は、研究開発など非営利の場合、当該事業分野の育成に責任を負う機関からの承認を得て利用可能。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 I にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。

インドネシア共和国大統領  
署名  
スシロ・バンバン・ユドヨノ

写しは原本の通りである。  
インドネシア共和国内閣  
経済担当局長

ラティ・ヌルディアティ

本資料は、大統領規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめましたが、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

2014年4月23日付  
 大統領規程 2014年39号  
 添付 II

条件付きで開放されている事業分野リスト

1. 農業分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e	
1	25Ha 超の面積の基本食用作物の育苗/種事業：  -稲 -トウモロコシ -大豆 -ピーナツ -緑豆 -その他の食用作物（キャッサバとサツマイモ）	01120 01111 01113 01114 01115 01135	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	-	農業大臣からの推薦状	a. 零細中小企業・協同組合のために留保  b. パートナーク c. 外資比率 d. 特定の立地 e. 特別許可 f. 内資 100% g. 外資比率と立地
2	25Ha 以下の面積の基本食用作物の育苗/種事業：  -稲 -トウモロコシ  -大豆 -ピーナツ -緑豆 -その他の食用作物（キャッサバとサツマイモ）	01120 01111  01113 01114 01115 01135	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		h. 特別許可と外資比率  i. 内資 100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
3	25Ha 超の面積の基本食用作物の栽培事業：  -稲 -トウモロコシ -大豆 -ピーナツ -緑豆 -その他の食用作物（キャッサバとサツマイモ）	01120 01111 01113 01114 01115 01135	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	-	農業大臣からの推薦状	



規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	モ)															
4	25Ha 未満の面積のプランテーション育苗業： -ジャトロファ -その他甘味料植物 -サトウキビ -タバコ -繊維原料植物・綿花 -他に分類されないその他の植物 -カシューアップル -ヤシ -アブラヤシ -飲料用材料植物（茶、コーヒー、カカオ） -コショウ -丁子 -精油用の植物 -薬用・薬品原料（園芸以外のもの）  -その他の香辛料植物 -ゴム・その他樹液を産する植物	01118 01137 01140 01150 01160 01299 01252 01261 01262 01270 01281 01282 01284 01285 01286 01289 01289 01291	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	25Ha 以上の面積のプランテーション育苗業：  -ジャトロファ -その他甘味料植物 -サトウキビ -タバコ -繊維原料植物・綿花 -カシューアップル -ヤシ -アブラヤシ -飲料用材料植物（茶、コーヒー、カカオ） -コショウ -丁子 -精油用の植物 -薬用・薬品原料（園芸以外のもの）  -その他の香辛料植物	01118 01137 01140 01150 01160 01252 01261 01262 01270 01281 01282 01284 01285 01286 01289 01289	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 95%	-	農業大臣からの推薦状		

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-ゴム・その他樹液を産する植物	01291															
	-他に分類されないその他の植物	01299															
6	25Ha 未満の面積のプランテーション事業：		V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	-その他甘味料植物	01137															
	-サトウキビ	01140															
	-タバコ	01150															
	-繊維原料植物・綿花	01160															
	-カシューアップル	01252															
	-ヤシ	01261															
	-アブラヤシ	01262															
	-飲料用材料植物（茶、コーヒー、カカオ）	01270															
	-コショウ	01281															
	-丁子	01282															
	-精油用の植物	01284															
	-薬用・薬品原料（園芸以外のもの）	01285															
		01286															
		01289															
	-その他の香辛料植物	01289															
	-ゴム・その他樹液を産する植物	01291															
	-その他のプランテーション	01299															
7	25Ha 以上特定面積までの、法規に基づく加工ユニットのないプランテーション事業：		-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 95%	-	農業大臣からの推薦状			
	-ジャトロファ	01118															
	-その他甘味料植物	01137															
	-サトウキビ	01140															
	-タバコ	01150															
	-繊維原料植物・綿花	01160															
	-他に分類されないその他のプランテーション	01299															
	-カシューアップル	01252															
	-ヤシ	01261															
	-アブラヤシ	01262															
	-飲料用材料植物（茶、コーヒー、カカオ）	01270															
	-コショウ	01281															
	-丁子	01282															
	-精油用の植物	01284															
	-薬用・薬品原料（園芸以外のもの）	01285															
		01286															

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-その他の香辛料植物	01289															
	-ゴム・その他樹液を産する植物	01291															
8	25Ha以上の面積で、法規に基づく特定生産能力以上の加工ユニットと統合型のプランテーション事業： -カシューアップルプランテーションと乾燥カシューナッツ・カシューナットシェルリキッド(CNSL)産業 -コショウプランテーションと、乾燥白コショウ・乾燥黒コショウ産業 -ジャトロファプランテーションとジャトロファ油産業 -サトウキビプランテーションと砂糖・サトウキビ梢頭部・バガス産業 -タバコプランテーションと乾燥タバコ葉産業 -綿花プランテーションとコットンファイバー産業 -ヤシプランテーションとヤシ油産業 -ヤシプランテーションとコブラ・ヤシファイバー、ヤシ殻炭、ココピート、ナタデココ産業 -ヤシ油プランテーションとヤシ油(CPO)産業 -コーヒープランテーションと皮むき、洗浄、選別産業 -カカオプランテーションと皮むき、洗浄、乾燥産業 -茶プランテーションと紅茶/緑茶産業 -丁子プランテーションと乾燥丁子産業 -精油用の植物プランテーションと精油産業 -ゴムプランテーションとシート・濃縮ラテックス産業 -コーヒー・カカオ以外のプランテーションと果種皮むき・洗浄産業	01252 10614 01281 10614 01118 20294 01140 10721 01150 12091 01160 01261 10423 01261 10421 10773 01262 10432 01270 10612 01270 10613 01270 10761 01282 01284 20294 01291 22121 22122 10614	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	法規に基づく特定生産能力未達のプランテーション生産物の加工業： -乾燥丁子産業 -植物・動物由来の原油(食用油)産業	01630 10411	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-コブラ・ヤシファイバー、ヤシ殻炭、ココピート、ナタデココ産業	10421																
	-ヤシ油産業	10422																
	-アブラヤシの油産業	10431																
	-コットンファイバー産業	01630																
	-コットンシード産業	10490																
	-コーヒー皮むき、洗浄、選別産業	10612																
	-カカオ皮むき、洗浄、乾燥産業	10613																
	-コーヒー・カカオ以外の果種皮むき、洗浄産業	10614																
	-カシューアップルを乾燥カシューナッツとカシューナットシェルリキッド (CNSL)にする産業	10614																
	-コショウを乾燥白コショウと乾燥黒コショウにする産業	10614																
	-砂糖・サトウキビ梢頭部・バガス産業	10721																
	- 紅茶/緑茶産業	10761																
	-乾燥タバコ葉産業	12091																
	-ゴムをシート・濃縮ラテックスーにする産業	22121																
		22122																
	-粗ジャトロファ油産業	20294																
10	法規に基づく特定生産能力以上のプランテーション生産物の加工業：		-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 95%	-		農業大臣からの推薦状		
	-植物・動物由来の原油(食用油)産業	10411																
	-コブラ・ヤシファイバー、ヤシ殻炭、ココピート、ナタデココ産業	10421																
	-ヤシ油産業	10423																
	-アブラヤシの油産業	10432																
	-コーヒー皮むき、洗浄、選別産業	10612																
	-カカオ皮むき、洗浄、乾燥産業	10613																
	-コーヒー・カカオ以外の果種皮むき、洗浄産業	10614																
	-砂糖・サトウキビ梢頭部・バガス産業	10721																
	-紅茶/緑茶産業	10761																
	-乾燥タバコ葉産業	12091																
	-粗ジャトロファ油産業	20294																
	-コットンファイバー・コットンシード産業	01630																
		10490																
	-ゴムをシート・濃縮ラテックスーにする産業	22121																
		22122																

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-カシューアップルを乾燥カシューナッツとカシューナツトシェルリキッド (CNSL)にする産業 -コショウを乾燥白コショウと乾燥黒コショウにする産業 -乾燥丁子産業	10614 10614 01630																
11	園芸作物の育苗： -一年生の果物の育苗 -ブドウの育苗 -熱帯果物の育苗 -ミカンの育苗 -梨果・核果の育苗 -ベリーの育苗 -一年生の野菜の育苗 -多年生野菜の育苗 -薬用植物の育苗  -キノコの育苗 -花きの育苗	01139 01210 01220 01230 01240 01251 01139 01253 01285 01286 01139 01194 01302	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 30%	-	-			
12	園芸作物の栽培： -一年生の果物の栽培 -ブドウの栽培 -熱帯果物の栽培 -ミカンの栽培 -梨果・核果の栽培 -ベリーの栽培 -葉もの野菜の栽培（キャベツ、小松菜、ネギ、セロリなど） -根菜の栽培（エシャロット、ニンニク、ジャガイモ、ニンジン） -その他の果菜の栽培（トマト、キュウリなど） -唐辛子、ピーマンの栽培 -キノコの栽培 -観賞用植物の栽培 -花以外の観賞用植物の栽培	01139 01210 01220 01230 01240 01251 01131 01134 01133 01283 01136 01193 01301	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 30%	-	-			
13	園芸加工業： -果物と野菜のポストハーベスト事業	10311 10320 10313 10314 10330	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 30%	-	-			

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

14	園芸研究・園芸品質試験事業	72102	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 30%	-	-	
15	園芸・アグロツーリズム事業	93231	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 30%	-	-	
16	その他の園芸サービス事業： -ポストハーベストサービス事業 -フラワーアレンジメント/花屋/装飾 -園芸開発コンサルタント -造園	01630 47761 70209 43305 71100 81300	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 30%	-	-	
	園芸塾サービス	85499														
17	技術・エンジニアリング研究開発： -農業遺伝資源 -遺伝子組み換え品	72102	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	-	農業大臣からの推薦状	
18	ブタの繁殖と飼育： -125 頭まで -125 頭超	01450 01450	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	地方条例に反しない	-	
19	地鶏の繁殖と飼育、及び交雑	01463	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類 (KBLU) が 1 つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合 (UMKMK) とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業者のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 2. 林業

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考	
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e		
1	自然の生息地からの爬虫類（ヘビ、オオトカゲ、カメ、スッポン）を除く、野生動物の捕獲と流通	01701	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保
2	その他の園芸林事業（サトウヤシ、クワイノキ、タマリンド、炭の原料、シナモン）	02119	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	b. パートナースHIP
3	その他の木以外の林産物加工一次産業		V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c. 外資比率
	-マツの樹液	02303															d. 特定の立地
	-竹	02308															e. 特別許可
4	天然のツバメの巣事業	01469	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	f. 内資100%
																	g. 外資比率と立地
5	製材業(年間生産能力2000 m <sup>3</sup> まで)	16101	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	h. 特別許可と外資比率
6	ラタン加工一次産業	16104	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	i. 内資100%と特別許可
																	j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
7	ラタン事業	02131	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	マツの樹液事業	02132	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	竹事業	02134	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	コーパル事業	02135	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	ジンコウ事業	02136	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	シェラック、代替食用作物（サゴ）、樹液類、養蜂事業	02139	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	蚕・繭事業(天然絹)	02305	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	狩猟公園・狩猟ブロックでの狩猟事業	01702 93229	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	最高49%	-	-	
15	保護地区以外での野生動物繁殖と珊瑚繁殖/養殖	01702 02209	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	最高49%	-	-	
16	森林地域内でのエコツアー施設、活動、サービス事業の形態によるネイチャー -ウォーターリズム	93241 93242 93243 93249	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	最高51%	-	-	

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-ネイチャーアドベンチャーツーリズム	93223															
	- 洞窟観光	93222															
	- その他テーマ観光	93229															
17	自然の生息地からの爬虫類の捕獲と流通(ヘビ、オオトカゲ、カメ、スッポン、ワニ)	01701	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	林業大臣からの推薦状	
18	野生動植物の遺伝子利用技術の開発	02409	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	認定機関/インドネシアの試験機関/林業大臣指定の研究開発分野の国内機関との協力表明	
19	利用(採取)と流通		-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	林業大臣からの推薦状	
	-アクアリウム用の自然の珊瑚/観賞用珊瑚*)	03119															
	-移植・繁殖し死んだ珊瑚(recent death coral)	46206 03119 46206															
20	木材産業： 年間生産能力 2000 m <sup>3</sup> 超の製材業	16101	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	継続的な原材料供給のための林業大臣からの推薦状、政令2007年6号及び/或いはその変更規程に基づき規定	
	-ベニア産業	16214	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-		
	-合板産業	16211	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-		
	-単板積層材(LVL)産業	16212	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-		
	-ウッドチップ産業	16299	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-		
	-木材ペレット産業	16295	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-		
21	自然林の林産物利用事業	02120	-	-	-	-		V	-	-	-	-	-	-	-		
22	森林植物種苗調達・流通(森林植物種苗の輸出入)	02139	-	-	-	-		V	-	-	-	-	-	-	-		
23	森林地帯の水環境サービス利用	02209	-	-	-	-		V	-	-	-	-	-	-	-		



規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKMK）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規準を満たした個人或いは事業者のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。
5. \*)=海洋・漁業分野にも記載

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 3. 海洋・漁業分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考	
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e		
1	12海里までの水域における30GT以下の漁捕船を用いた捕獲漁業	03111	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保
2	開放水域における魚捕獲と統合的に実施される水産物の加工業	03121 03122	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	b. パートナershップ c. 外資比率
3	魚の養殖 -海水魚 -汽水魚 -淡水魚	03211 03251 03221	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	d. 特定の立地 e. 特別許可 f. 内資100% g. 外資比率と立地
4	稚魚生産 -海水魚 -汽水魚 -淡水魚	03213 03252 03236	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	h. 特別許可と外資比率 i. 内資100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
5	水産物加工業 (UPI) -魚その他の水域生物の塩漬け/乾燥産業 -魚その他の水域生物の燻製産業	10211 10212	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	水産物加工業 (UPI) 酵母化、発酵、還元/抽出、すり身・魚のゼリー加工	10219	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	水産物の販売、流通業、大規模商業、輸出入業	46206	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	-インドネシア排他的経済水域の捕獲地域における100GT以上の漁獲船による捕獲漁業 -沖合い捕獲地域における100GT以上の漁獲船を用いた捕獲漁業 -12海里超の水域における30GT超の漁船を用いた捕獲漁業	03111 03111 03111	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	要件と規定の詳細は、海洋漁業大臣規程にて定める 要件と規定の詳細は、海洋漁業大臣規程にて定める
9	自然からの珊瑚礁・珊瑚のアクアリウム用の利用(採取)と流通*	03119	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	海洋漁業大臣からの推薦状

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

10	沈没船の積荷からの貴重品引き上げ	52229	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	沈没船の積荷からの貴重品の引き揚げと利用に関する法規に基づく
11	海砂採掘	08104	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKMK）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業者のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。
5. \*)= 林業分野にも記載

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 4. エネルギー・鉱物資源分野

No	事業分野	KBLI	条件								条件の説明 c	備考
			a	b	c	d	e	f	g	h		
1	石油ガス建設サービス											a. 零細中小企業・協同組合のために留保 b. パートナーシップ c. 外資比率 d. 特定の立地 e. 特別許可 f. 内資 100% g. 外資比率と立地 h. 特別許可と外資比率 i. 内資 100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
	-プラットフォーム	09100	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 75%	
	-球形タンク	09100	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 49%	
	-陸上での石油ガス上流生産設備	09100	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
	-陸上での供給パイプ設備	42219	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
	-海上での供給パイプ設備	42219	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 49%	
	-水平/垂直タンク	42914	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
	-陸上での石油ガス保管・販売設備	42914	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
2	調査サービス											
	-石油ガス	71100	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 49%	
	-地質・地球物理	71100	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 49%	
	-地熱	71100	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95%	
3	掘削サービス											
	-陸上での石油ガス	09100	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
	-海上での石油ガス	09100	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 75%	
	-地熱	09900	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95%	
4	石油ガスサポートサービス											
	-生産井の運転・保守サービス	09100	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
	-石油ガスデザイン・エンジニアリングサービス	71100	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
	-技術検査サービス	71204	-	-	-	-	-	V	-	-	-	
5	地熱の運転・保守サービス	09900	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 90%	
6	発電	35101										
	-1MW 未満の発電		-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	
	-小規模発電 (1-10MW)		-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95%	
	-10MW 超の発電		-	-	V	-	-	-	-	-	(官民協力の枠組みにおける特権期間中の場合、最高 100%)	
7	送電	35102	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95% (官民協力の枠組みにおける特権期間中の場合、最高 100%)	

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

8	配電	35103	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95% (官民協力の枠組みに おける特権期間中の場 合、最高 100%)
9	電力設備分野のコンサルティング	71100	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95%
10	エネルギー用のバイオマスペレット製造業	16295									
11	電力設備建設・据付										
	-電力供給設備	42213	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95%
	-電力利用設備	43211	-	-	-	-	-	V	-	-	
12	電力設備運転・保守	43211	-	-	V	-	-	-	-	-	最高 95%
13	電力設備検査・試験	71204	-	-	-	-	-	V	-	-	

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類 (KBLU)が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合 (UMKMK) とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 5. 工業分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考	
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e		
1	-魚及びその他の水域生物の塩漬/乾燥産業	10211	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保 b. パートナリシップ c. 外資比率
	-魚の漬込業	10214	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	穀類、イモ類、サゴ、グネモンノキ、コブラの加工食品業		V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	d. 特定の立地 e. 特別許可 f. 内資 100% g. 外資比率と立地 h. 特別許可と外資比率	
	-大豆テンペ産業	10391															
	-大豆豆腐産業	10392															
	-生菓子産業	10792															
	-醤油、テンペ、豆腐以外的大豆・豆類を使った食品産業	10793															
-せんべい(Krupuk, keripik, peyek その他同種のもの)産業	10794																
3	赤砂糖産業	10722	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	i. 内資 100%と特別許可	
4	イモ類の皮むき・洗浄産業	10616	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地	
5	手動器具を用いて天然及び人工の糸を柄/染色、イカットにする染色業	13122	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6	布に主にバティック・伝統柄を印刷する産業	13133	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
7	手書きバティック産業	13134	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
8	編み物産業、特にかぎ針網	13911	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
9	手工芸業：		V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	-刺繍産業	13912															
	-ラタン及び竹を用いた編み物産業	16291															
	-ラタンと竹以外の編み物産業	16292															
	-家具を除く彫刻手工芸産業	16293															
	-木材、ラタン、及び竹を用いた台所用具産業	16294															
-伝統楽器産業	32201																
-他に分類されない木材、ラタン及びコルクを用いた産業	16299																
10	礼拝用の被り布(mukena)、長布(selendang)、頭巾(kerudung)及びその他伝統衣装産業	14111	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
11	ゴム燻煙業	22121	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

12	家庭用のテラコッタ用の粘土製品産業	23932	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	手工具産業		V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-土地の準備、生産、収穫、収穫後、加工のために必要な農耕具用、ただし鋤とスコップを除く	25931													
	-手動又は半機械式工程による大工・カッティング用工具生産業	25932													
		25933 25934													
14	-二輪車メンテナンス・修理サービス業。ただし二輪車販売事業分野(代理店・販売業者)と統合しているものを除く。	45407	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-個人・家庭用品修理業	95220	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		95230													
		95240 95290													
15	加工食品業		-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-コブラ産業	10421													
	-果物・野菜類の甘露・塩漬業 -醤油産業	10311 10771													
16	粉ミルク・コンデンスミルク加工産業	10510	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	スタンプバティック産業	13134	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	-ラタン加工業	16104	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-ラタン、竹及び同種のものの保存処理産業	16103	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	木材を使った物品産業（モールディング・建材部品産業）	16221	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	精油産業	20294	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	タバコ乾燥・加工産業	12091	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22	建材用の粘土製品産業、石灰製品産業、セメント製品産業：		-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-素焼きレンガ、粘土/陶器産業	23921													
	-粘土/陶器製のその他の製品産業	23939													
	-石灰産業	23942													
	-セメント製品産業	23951													
	-石灰製品産業 -その他のセメント・石灰製品産業	23952 23959													
23	-釘・ナット・ボルト産業	25952	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-発動機コンポーネント・部品産業	28113	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-ポンプ・コンプレッサー産業	28120	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-二輪・三輪自動車コンポーネント・装備産業	30912	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-自転車・ベチャ装備産業	30922	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

24	脱穀、トウモロコシ脱穀、手動トラクターなどの中度の技術を用いた農機具産業	28210	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	マリリゾート及び漁獲向けの														
	-木造船産業	30111	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-木造船設備・装備産業	30113	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	装飾品産業		-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-個人向け貴金属品産業	32112													
	-個人向け以外の貴金属品産業	32113													
	-個人向け以外の貴金属以外の装飾品産業	32120													
	-宝石産業	32111													
	-他に分類されないその他の手工芸産業	32903													
27	金属以外の物品のリサイクル	38302	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	自動車メンテナンス・修理	45201	-	-	V	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	
29	タバコ産業		-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	工業省からの推薦状を取得のこと： 1) 事業許可をすでに有しており、同種事業分野の拡張を行うタバコ会社 2) 新規投資は、同種の事業分野の事業許可をすでに有している大規模タバコ産業とパートナーシップを組む中小タバコ産業に限る
	-丁子タバコ産業	12011													
	-(訳注：丁子以外の普通の) タバコ産業	12012													
	-その他のタバコ産業	12019													
30	(木材からの)パルプ産業	17011	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	産業林或いは国内原材料が不十分な場合、輸入チップ
31	銀行券、小切手、透かし入り紙などの有価証券紙産業	17013	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	1) 偽札撲調整庁 (BOTASUPAL) / 国家諜報庁 (BIN) からの営業許可を取得のこと
	紙幣印刷・(切手、印紙、有価証券、旅券、住民書類、ホログラムなどの) 特別印刷物/証券書類印刷産業	18112	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	2) 工業省からの推薦状を取得のこと
32	サイクラミン及びサッカリン産業	20119	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	医薬品食品監督庁 (BPOM) と商業省の定める規定に応



規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

															じる
33	特殊インク産業	20293	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	1) 偽札撲調整庁 (BOTASUPAL) / 国家諜報庁 (BIN) からの営業許可を取得のこと 2) 工業省からの推薦状を取得のこと
34	黒鉛溶解産業	24202	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	使い古したバッテリー原料を利用する場合に限り、環境省と工業省からの推薦状を取得のこと
35	製糖産業 (白砂糖、精糖、粗精糖、粗糖)	10721	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 95%	-	新規製糖工場設立も拡張の場合も法規に基づき自社所有のサトウキビプランテーションを事前に開発のこと
36	クラムラバー産業	22123	-	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	1) 農業省からの原材料供給推薦状 2) 外国投資 (PMA) への資本譲渡は認められない

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類 (KBLU) が 1 つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合 (UMKMK) とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 6. 国防・警備分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明		備考	
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	e		
1	起爆剤用の原料産業	20114	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	防衛大臣からの推薦状	a. 零細中小企業・協同組合のために留保	
2	工業用の起爆剤とコンポーネント産業	20292	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	防衛大臣からの推薦状	b. パートナーシップ	
3	武器、爆薬、起爆装置、戦争用装備産業	25200	-	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	防衛大臣からの推薦状	c. 外資比率	
		25934													d. 特定の立地	
		30300														e. 特別許可
		30400														f. 内資 100%
4	警備サービス：														g. 外資比率と立地	
	警備コンサルティング	74909	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	国家警察本部からの営業許可	h. 特別許可と外資比率	
	警備人材供給サービス	80100													i. 内資 100%と特別許可	
	現金・貴重品運搬警備サービス	80100													j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地	
	生きもの/動物を利用した警備サービス提供	80100														
	警備設備適用サービス	80200														
	警備研修サービス	85499														

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKMK）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 7. 公共事業分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考	
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e		
1	簡素な技術を利用した及び/或いは低リスク及び/或いは工事金額が10億ルピアまでの建設サービス(建設実施サービス)		V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保
	-1-2階建建物向けの敷地造成作業	41011															b. パートナースHIP
	-倉庫・工業用建物向け建築工事	41013															c. 外資比率
	-商業建物向け建築工事	41014															d. 特定の立地
	-保健施設向け建築工事	41015															e. 特別許可
	-教育施設向け建築工事	41016															f. 内資100%
	-ホテル、レストラン、その他それに類する建物向け建築工事	41017															g. 外資比率と立地
	-公共娯楽建物向け建築工事	41018															h. 特別許可と外資比率
	-スポーツ・レクリエーション用建物向け建築工事	41018															i. 内資100%と特別許可
	-スタジアム、運動場向け建築工事	41018															j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
	-その他スポーツ・レクリエーション向け(プール、テニス場、ゴルフ場など)建築工事	41018															
	-プレハブ建築組立・架設	41020															
	-水配送パイプ建築工事	42211															
	-通信網・送電線(ケーブル)向け建築工事	42219															
	-井戸建設	42218															
	-水路、港湾、ダム、その他の水道工事向け建築工事	42911															
	-その他のエンジニアリング作業向け建築工事	42919															
	-解体工事	43110															
	-堀削、土の移動と堆積作業	43120															
	-鉱業用敷地造成作業	43120															
	-盗難警報装置設置工事	43217															
	-火災報知機建築工事	43127															
	-供給パイプ網・ケーブル、引込網向けの建築工事	43221															
	-ガスパイプ建築工事	43223															
	-エレベーター・エスカレーター建築工事	43291															
	-窓ガラス設置工事	43301															
	-床・壁タイル/大理石設置工事	43302															
	-壁・その他の床コーティング工事	43302															
	-左官工事	43302															

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-壁装工事	43303																		
	-内装工事	43304																		
	-装飾工事	43304																		
		43305																		
	-その他建物完成・仕上工事	43309																		
	-杭打ちを含む基礎工事	43901																		
	-鉄筋工事	43901																		
		43902																		
	-足場組立作業	43902																		
	-屋根葺き・防水加工作業：	43903																		
	・ コンクリート工事																			
	・ 割栗地業																			
	-オペレーターをつけたる建物建設或いは解体向けの設備関連のレンタルサービス	43905																		
	-その他の特殊建築工事：	43909																		
	・ 暖房、空調、温度調整設備工事																			
	・ 住宅用アンテナ工事																			
	・ その他の電気工事																			
	・ 絶縁工事(電気配線、水、熱、音)																			
	・ その他の設備工事																			
	・ 他に分類されないその他の設備工事																			
	-現場測量・試験作業	71100																		
2	飲料水事業	36001	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 95%						
3	高速道路事業	52213	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 95%						
4	高度な技術を利用した及び/或いは高リスク及び/或いは工事金額が10億ルピア超の建設サービス(建設実施サービス)		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 67%						
	-倉庫・工業用建物向け建築工事	41013																		
	-商業建物向け建築工事	41014																		
	-保健施設向け建築工事	41015																		
	-教育施設向け建築工事	41016																		
	-ホテル、レストラン、その他それに類する建物向け建築工事	41017																		
	-公共娯楽建物向け建築工事	41018																		
	-その他の建物の建設作業	41019																		
	-コンクリート工事	41020																		
		42120																		
		42220																		
	-大道路、橋、高架道路、滑走路、線路、トンネル、地下道建設作業	42111																		



規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

5	建設ビジネス/コンサルティングサービス :		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 55%		
	-設計前・設計コンサルティングサービス	71100													
	-設計デザインサービス	71100													
	-契約管理サービス	71100													
	-建築設計・管理総合サービス	71100													
	-その他の建築サービス	71100													
	-基礎・建物構造物建築用のエンジニアリング設計サービス	71100													
	-土木工事用の建設エンジニアリング設計サービス	71100													
	-建設・設備据付中のエンジニアリングサービス	71100													
	-その他建設・据付中のエンジニアリングサービス	71100													
	-輸送インフラ向けのエンジニアリング総合サービス	71100													
	-給水・衛生工事タンキープロジェクト向けのエンジニアリング総合サービス	71100													
	-製造業用タンキープロジェクト向けのエンジニアリング総合サービス	71100													
	-その他のタンキープロジェクト向けのエンジニアリング総合サービス	71100													
	-都市計画サービス	71100													
	-景観設計サービス	71100													
	-物理的性質の成分・精製試験・分析	71202													
	-総合機械システム向け試験・分析	71202													
	-技術検査システム	71203													
	-その他の技術試験・分析サービス	71209													
6	無害ゴミの管理と廃棄	38211	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 95%		

付記 :

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類 (KBLU) が 1 つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合 (UMKMK) とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 8. 商業分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e	
1	事業パートナーが開発した市場網を通じた直接販売	00000	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高95%	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保
2	小売業： -自動車、バイク、商用車両の小売業 -自動車、バイク、商用車両の部品・付属品販売 -営業床面積が1200㎡未満のスーパーマーケット -コンビニエンスストア・コミュニティストアを含む、床面積400平方メートル未満のミニマーケット -営業床面積が2000㎡未満のデパート -装飾品小売業 -アンティーク品小売業 -水上輸送設備・装備小売業 -スーパーマーケット、ミニマーケット以外の小売業 -デパート以外の小売業 -テキスタイル小売業 -店舗での玩具・子供用おもちゃの小売業 -化粧品小売業 -履物小売業 -電化製品小売業	45103 45104 45403 45404 45302 45304 47111 47111 47191 47735 47746 47795 47112 47192 47511 47512 47640 47725 47512 47861	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	b. パートナーシップ c. 外資比率 d. 特定の立地 e. 特別許可 f. 内資100% g. 外資比率と立地 h. 特別許可と外資比率 i. 内資100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地





規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	の監督 -土壌/地層調査・地表や地中内の水検査 -世論調査・市場調査	73200	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	V	最高 51%		
6	陸上輸送機レンタルサービス（オペレーターのつかないレンタル） 農業機器レンタル 建設・土木機器及び装備サービス オフィス機器及び装備レンタル（コンピューター含む） 他に分類されないその他の機器と装備レンタル： -発電機 -繊維用機械 -金属/木材加工/工作機械 -印刷機械 -電気溶接機械	77100 77305 77306 77307 77309	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-			
7	ビル清掃サービス	81210	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-				
8	その他の活動サービス： -クリーニングサービス -床屋 -美容室 -縫製 -コピー、文書作成、その他専門オフィスサポートサービス	96200 96111 96112 96991 82190	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-				
9	-アルコール飲料大規模商業（輸入業者、ディストリビューター、サブディストリビューター） -アルコール飲料小売業  -アルコールカキリマ屋台小売業	46333 47231 47826	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	下記を有すること：  -商業許可（SIUP） -アルコール商業許可（SIUP-MB） 流通網と特別な場所 -
10	代替商業実施： -代替商業システムの実施	00000	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-		

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-代替商業システムの参加者																		
11	先物ブローカー	00000	-	-	✓	-	-	-	-	-	-	-	最 高 95%	-					

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKMK）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 9. 観光・創造経済分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e	
1	民間博物館	91022	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保
	民間が管理する歴史遺産	91024	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-	b. パートナーシップ
2	旅行代理店	79111	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	c. 外資比率
	旅行会社	79120	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49% (零細中小企業・協同組合とパートナーシップを組む場合には最高 51%)	地方条例に反しない	-	d. 特定の立地
3	レストラン	56101	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-	e. 特別許可
	ケータリングサービス	56210	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-	f. 内資 100%
	バー	56301	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49% (零細中小企業・協同組合とパートナーシップを組む場合には最高 51%)	地方条例に反しない	-	g. 外資比率と立地
	カフェ	56303	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49% (零細中小企業・協同組合とパートナーシップを組む場合には最高 51%)	地方条例に反しない	-	h. 特別許可と外資比率
4	宿泊サービス															
	1つ星ホテル	55114	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-	i. 内資 100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
	2つ星ホテル	55115	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-	
	星なしホテル	55120	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-	i. 内資 100%と特別許可
	ホームステイ	55130	V	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	地方条例に反しない	-	j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	その他の宿泊サービス：モーター	55199	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49% (零細中小企業・協同組合とパートナーシップを組む場合には最高 51%)	地方条例に反しない	-	/或いは立地
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 70%	地方条例に反しない ジャワ・バリに所在	-	
5	レクリエーション・芸術・娯楽業：  スポーツ施設 ・ビリヤード ・ボーリング   ・プール ・サッカー ・テニス ・フィットネス ・スポーツセンター ・その他運動 ・ゴルフ (CPC 96413)	93111 93113  93114 93115 93116 93117 93118 93119 93112	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49%  (零細中小企業・協同組合とパートナーシップの場合には最高 51%)	地方条例に反しない	-	
			-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49%  (零細中小企業・協同組合とパートナーシップの場合には最高 51%)	地方条例に反しない	-	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 100%	地方条例に反しない ジャワ・バリ以外に所在	-	

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

												V	最高 70%	地方条例に反しない ジャワ・バリに所在	-
	-アートスタジオ	90001	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		90002													
	-アートギャラリー	47781	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 67%	-	-
		47782													
		47783													
		47784													
		47785													
		47789													
	-芸術ホール	47781	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 67%	-	-
	-芸術分野の興行業	90004	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49%	地方条例に反しない	-
													(零細中小企業・協同組合とパートナーシップの場合には 51%)		
	-カラオケ	93292	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49%	地方条例に反しない	-
													(零細中小企業・協同組合とパートナーシップの場合には 51%)		
	-特殊ゲーム場	93293	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 67%	地方条例に反しない	-
6	MICE サービス	82301	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-
7	旅行ガイドサービス業	79920	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	スパ	96122	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 51%	地方条例に反しない	-
9	保護地域外のネイチャーツーリズム サイト事業	91034	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 51%	-	-
10	映画技術サービス :	59122													
	-撮影スタジオ		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
	-フィルム加工施設		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
	-吹替施設		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
	-映画転写及び/或いは複製施設		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
	-撮影施設		-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-映画編集施設		-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-
	-字幕編集施設		-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-
11	映画製作	59112	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-
12	映画上演	59140	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-
13	録音スタジオ(カセット、VCD、DVD など)	59201	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-
14	映画配給	59132	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-
15	映画宣伝設備政策(広告、ポスター、 スチール、写真、スライド、フィル ム、バナー、パンフレット、旗、フ ォルダーなど)	73100	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 51%		

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKM）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規準を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 10. 運輸分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e	
1	陸上貨物輸送：		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保 b. パートナーシップ c. 外資比率 d. 特別許可 e. 特定の立地 f. 特別許可 g. 内資 100%
	-一般貨物輸送	49431														
	-危険貨物輸送	49432														
	-重機貨物輸送	49432														
	-コンテナ貨物輸送	49431														
	-バルク、液体、気体形態の貨物輸送	49432														
	-動植物貨物輸送	49432														
2	海上輸送：															g. 外資比率と立地 h. 特別許可と外資比率 i. 内資 100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
	-国内輸送	50111	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	
		50112														
		50113														
		50131														
		50132														
		50133														
		50134														
	-国際海上輸送	50121	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	
		50122														
		50123														
		50141														
		50142														
		50143														
	-国際海上輸送(カボタージュを含まない)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 60%	-	-	
・乗客向けの国際海運 (CPC 7211)	50121															
	50122															
	50123															
・貨物向けの国際海運 (CPC 7212)	50141															
	50142															
	50143															
3	連絡輸送：		-	-	V	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-		
	-州横断一般連絡輸送	50214														
	-州横断パイオニア連絡輸送	50215														
	-県/市横断一般連絡輸送	50216														
	-県/市横断パイオニア連絡輸送	50217														
	-県/市内一般連絡輸送	50218														

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

4	30GT 未満の船舶による河川・湖輸送：		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
	- 乗客向け河川・湖輸送定期路線	50211													
	-乗客向け河川・湖輸送不定期・不定路線	50212													
	-観光向け河川・湖不定期・不定路線	50213													
	-一般貨物及び/或いは動物向け河川・湖輸送	50221													
	-特別貨物向け河川・湖輸送	50222													
	-危険貨物向け河川・湖輸送	50223													
5	港湾設備供給(埠頭、建物、タグボート、コンテナターミナル、リキッドバルクターミナル、ドライバルクターミナル、Ro/Ro ターミナル)	52221	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
		52222													
		52223													
6	廃棄物受け入れの形での港湾設備提供(受入設備)	52109	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
7	引揚及び/又は水中作業サービス	52229	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
8	ターミナルでのサポート事業	52211	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
9	空港サービス	52230	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
10	空運サポートサービス(コンピューターによる予約システム、乗客・貨物受けの陸上でのサービス、航空機リース)	51102	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
		51202													
		52240													
		77304													
11	空港関連サービス	52230	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
12	貨物積卸(海運貨物積卸)(CPC 7412)	52240	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 60%	-	-
13	フレイトフォワードサービス	52291	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
14	航空積荷サービス	52294	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
15	外国航空輸送会社総販売代理店	79112	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-
16	連絡港湾供給運営	52223	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	政府指定の企業と協力のこと



規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

17	湖・河川港湾供給運営	52222	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	政府指定の企業と協力のこと
18	陸上旅客輸送： 路線内 1) 州横断輸送 2) 越境バス輸送 3) 州内の市横断輸送 4) 都市/村落輸送 5) 国境横断輸送 路線外 1) タクシー輸送 2) 観光輸送 3) 特定目的地輸送 4) 特定地区での輸送	49211 49212 49213 49214 49215 49421 49222 49221 49221	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-
19	庶民航海	50135	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-
20	航空輸送： -商用空運  ・定期商用空運 ・ 国内定期商用空運 ・ 国際定期商用空運  ・ 不定期商用空運 -商用以外の航空輸送	51101 51102 51103 51104 51105 51109	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	-	国内資本所有者は、全外国資本所有者に対しマジョリティーであること（シングルマジョリティー）	
21	原動機付車両定期試験	71203	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	-	運輸大臣の推薦状	
22	ターミナル建設： -陸上輸送旅客ターミナル(公共施設に限定) -一般用貨物ターミナル	52211	-	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	-	運輸大臣の推薦状	
23	マルチモード輸送	00000	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%			

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKM）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規準を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 11. 情報通信技術分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考		
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e			
1	ラジオ・テレビのコミュニティー放送機関 (LPK)	60102 60202	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保 b. パートナーシップ c. 外資比率 d. 特定の立地 e. 特別許可
2	-家屋及びビルへのケーブル設置 -通信キオスク -インターネットキオスク	43212 61914 61924	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	f. 内資 100% g. 外資比率と立地 h. 特別許可と外資比率 i. 内資 100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
3	通信網事業： -固定網事業 -固定網事業	61100 61200 61300	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 65%	-	-	-	-	
4	通信サービス事業： -コンテンツサービス (リングトーン、プレミアム SMS など) -情報サービスセンター (コールセンター) とその他の電話付加価値サービス -インターネットアクセスサービス業 (インターネットサービスプロバイダー) -データ通信システムサービス -公用電話回線インターネットサービス -インターネット相互連結サービス、その他のマルチメディアサービス	61911 61919 61921 61922 61923 61929	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	-	-	
5	通信サービスと統合した通信網の運営	61100 61200 61300 61921 61922 61923 61929	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 65%	-	-	-	-	
6	通信装置試験機関設立 (試験所)	71202	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 95%	-	-	-	-	
7	ラジオ・テレビ公共放送機関 (LPP)  -ラジオ	  60101	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	インドネシア国 営ラジオ (RRI)、国営テ レビ (TVRI)、 ローカル公共放 送機関 (LPPL) の独占に限る

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-テレビ	60201														
8	通信塔供給・管理者（運営・レンタル）、 建設サービスプロバイダー	42217	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-
9	新聞、雑誌、ニュース発行	58130	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-
10	放送機関		-	-	-	-	-	-	-	-	V	-	事業の追加と開発に限り、 外資最高 20%	-	放送分野の法規に基づく	
	-民営放送機関（LPS）	60102														
	-契約放送機関（LPB）	60202														
11	郵便事業	53101	-	-	-	-	-	-	V	-	-	最高 49%	-	郵便分野の法規に 応じる		
		53102														
		53200														

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKMK）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 12. 金融分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e	
1	リース業	64910	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 85%	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保
2	リース以外のファイナンス：		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 85%	-	-	b. パートナーシップ
	-消費者金融	64922														c. 外資比率
	-クレジットカードファイナンス	64923														d. 特定の立地
	-その他リース以外のファイナンス	64929														e. 特別許可
	-債権買取	64992														f. 内資 100%
3	ベンチャーキャピタル	64991	-	-	V	-	-	-	-	-	-	最高 85%	-	-	g. 外資比率と立地	
4	保険会社：		-	-	V	-	-	-	-	-	-	最高 80%	-	-	h. 特別許可と外資比率	
	-損害保険会社	64991													i. 内資 100%と特別許可	
	-生命保険会社	65111													j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地	
		65112														
	-再保険会社	65121														
		65122														
	-保険損害査定会社	66210														
	-保険代理店	66221														
保険ブローカー会社	66222															
-再保険ブローカー会社	66223															
5	保険数理コンサルティング会社	66291	-	-	V	-	-	-	-	-	-	最高 80%	-	-		
6	年金基金	65300	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-		

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKMK）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 13. 銀行分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考		
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e			
1	銀行		-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-				
	-非外国為替銀行	64123																a. 零細中小企業・協同組合のために留保
		65122																b. パートナーシップ
																		c. 外資比率
	-外国為替銀行	64124																d. 特定の立地
		64125																e. 特別許可
	-シャリア銀行	64131																f. 内資100%
2	金融市場ブローカー会社	64190	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-				g. 外資比率と立地
3	庶民信用銀行 (BPR)		-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-				
	-従来型庶民信用銀行	64127																h. 特別許可と外資比率
	-シャリア信用銀行	64132																i. 内資100%と特別許可
4	両替商	66197	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-				j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地

付記：

- ✓=当該欄の条件に従うこと。
- インドネシア標準産業分類 (KBLU) が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
- 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合 (UMKM) とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
- アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 14. 労働・移住分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e	
1	国内におけるインドネシア人労働者職業あっせんサービス(登録、採用、書類処理、出発前オリエンテーション、出発、雇用、帰還など)	78101	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	a. 零細中小企業・協同組合のために留保 b. パートナリシップ c. 外資比率 d. 特定の立地
2	労働者派遣サービス(登録、採用、書類手続きプロセス(特に雇用契約)、雇用企業から求人を得るための公証、クリーニングサービス、ケータリング、その他サポートサービスなどの職に労働者を雇用)	78200	-	-	V	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	e. 特別許可	
3	(労働者が社会に出るために身に着ける内容を指向した、技術・工学、商学、言語、観光、経営、IT、芸術、農業などの職業能力、生産性、規律、労働態度、倫理の提供、取得、向上、開発のための)職業訓練	85499	-	-	V	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	f. 内資 100%	
4	移住地域における農業(食用植物、園芸植物、プランテーション、畜産)、漁業活動	011 012 016 032	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	労働移住大臣から移住実施許可を取得のこと	g. 外資比率と立地 h. 特別許可と外資比率 i. 内資 100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地	
5	海外でのインドネシア人雇用サービス(インドネシア人労働者候補の採用、書類手続き、研修、受け入れ、出発準備、出発、帰還)	78102	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-		

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類 (KBLU) が 1 つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合 (UMKMK) とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 15. 教育分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e	
1	非公式教育		-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	a. 零細中小企業・協同組合 のために留保 b. パートナーシップ c. 外資比率 d. 特定の立地 e. 特別許可 f. 内資 100%
	-コンピューター教育サービス	85492														
	-民営語学教育サービス	85493														
	-民営美容・人格教育サービス	85494														
	-民営その他の教育・技術サービス	85499														
2	幼児教育	85602	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	国家教育システムに関する法律 2003年20号とその 実施細則に応 じる	g. 外資比率と立地 h. 特別許可と外資比率
		85603														
3	初等・中等教育：		-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	国家教育システムに関する法律 2003年20号とその 実施細則に応 じる	i. 内資 100%と特別許可 j. アセアン諸国の投資家向 けの外資比率条件及び/或いは 立地
	-私立小学校	85121														
	-私立中学校	85122														
	-私立高校教育サービス	85220														
	-私立職業高校サービス	85240														
4	高等教育：		-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	高等教育に関する法律 2012 年第 12 号とその実施 細則に応じる	
	-私立高等教育サービス(学位あり)	85321														
	-私立高等教育サービス(学位なし)	85322														

付記：

- ✓=当該欄の条件に従うこと。
- インドネシア標準産業分類 (KBLU) が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
- 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合 (UMKMK) とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業体のことである。
- アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。



規定原文は以下からダウンロードできます。  
[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

## 16. 保健分野

No	事業分野	KBLI	条件										条件の説明			備考		
			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	c	d	e			
1	製薬業 -薬品原料産業 -既成薬業	21011 21012	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 85%	-	-	a. 零細中小企業・協同組合 のために留保 b. パートナーシップ c. 外資比率 d. 特定の立地
2	病院経営ビジネス・経営コンサルティングサービス及び/或いは経営サービス	70209	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 67%	-	-	e. 特別許可
3	保健機器較正試験、メンテナンス・修理サービス	71204	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	f. 内資 100%
4	鍼灸サービス	86901	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 49%	-	-	g. 外資比率と立地
5	保健サポートサービス(救急救命)	86903	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	最高 67%	-	-	h. 特別許可と外資比率
6	麻薬製造業(製薬業)	21012	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	保健大臣からの特別許可	i. 内資 100%と特別許可
7	麻薬大規模商業	46693	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	保健大臣からの特別許可	j. アセアン諸国の投資家向けの外資比率条件及び/或いは立地
8	伝統薬加工	21022	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	伝統薬産業	21022	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	大規模商業； 薬品 薬品原料	46693	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	薬局 薬剤師の開業 薬屋/庶民薬局	47722 47723	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	保健調査センター/施設	72102	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	民間助産所	86103	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	総合医療サービス/総合病院/総合診療所	86104	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	家庭用保健サービス	86104	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	基礎保健サービス施設	86109	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	保健人材個人診療： -一般医診療 -専門医診療 -歯科医診療	86201 86202 86203	-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

	-医療スタッフの実施する保健サービス	86901														
	-伝統保健サービス	86902														
18	保健サポートサービス		-	-	-	-	-	V	-	-	-	-	-	-	-	-
	-ベストコントロール/消毒	86903														
	-救急車サービス	86904														
19	病院サービス/専門/副専門病院サービス	86103	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 67%	インドネシア 全域で実 施可	-	
			-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 70%	マカッサル とマナドを 除く、東部 インドネシ アの全ての 州都で実施 可			
20	その他の病院サービス(精神的リハビリ テーション)	86109	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 67%	インドネシ ア全域で実 施可	-	
21	専門診療サービス	86104	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 67%	インドネシ ア全域で実 施可	-	
			-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 70%	マカッサル とマナドを 除く、東部 インドネシ アの全ての 州都で実施 可			
22	歯科専門診療サービス	86203	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 67%	インドネシ ア全域で実 施可	-	
			-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 70%	マカッサル とマナドを 除く、東部 インドネシ アの全ての 州都で実施 可			
23	看護サービス (CVC 93191)	86901	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49%	インドネシ ア全域で実 施可	-	
			-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 51%	マカッサル とマナドに	-		

規定原文は以下からダウンロードできます。

[http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39\\_2014\\_jp\\_lampiran.pdf](http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_jp_lampiran.pdf)

			-	-	-	-	-	-	-	-	-	V	最高 70%	限る 東部インド ネシアの全 ての州都で 実施可	
24	保健サポートサービス（医療機器レンタル）	86903	-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 49%	インドネシ ア全域で実 施可	-
25	保健サポートサービス		-	-	-	-	-	-	V	-	-	-	最高 67%	インドネシ ア全域で実 施可	-
	-臨床検査	86903													
	-健康診断	86903													

付記：

1. ✓=当該欄の条件に従うこと。
2. インドネシア標準産業分類（KBLU）が1つ以上の事業分野を含む場合、添付 II にある条件は、当該事業分野の欄に記載の事業分野にのみ適用される。
3. 本大統領規程における零細・中小企業、協同組合（UMKMK）とは、零細・中小事業に関する法律 2008 年 20 号と協同組合に関する法律 2012 年 17 号に記載の規程を満たした個人或いは事業者のことである。
4. アセアン経済共同体におけるインドネシアのコミットメントに含まれる事業分野が本大統領規程添付 II の j 欄に記載されておらず、他の欄に記載されている場合、アセアン諸国からの投資家は当該欄に規定の要件に基づき投資を行うことができる。

インドネシア共和国大統領  
署名  
スシロ・バンバン・ユドヨノ

写しは原本の通りである。  
インドネシア共和国内閣  
経済担当局長

ラティ・ヌルディアティ